

決を得ることは極めて困難で、今日まで未だ眞に此等の情弊を除き得べき有效なる方策を求むることに於いて意見の一致を得るに至らない。

唯一つ、今日までに決し得たことは、選舉革新の實を擧ぐる爲には、「政治教育」の普及を必要とするといふことで、選舉界の情弊の多い主たる原因は、一般國民の間に健全なる立憲思想の缺乏して居ることに在りと爲し、其の弊を救ふ爲には、立憲思想を涵養することが最も必要であり、而してそれが爲には、政府は政治教育を普及する爲の適當なる施設を爲すことを要すといふに在る。

革新審議會が、政治教育普及の手段として、政府に實施を要求したものは、左の三種に分れて居る。

- 一、政治教育調査會に關するもの
- 二、學校教育に關するもの
- 三、社會教育に關するもの

第一の點は、政治教育に關する事項を調査審議する爲に、文部省の下に政治教育調査會を設置すべしといふのであり、第二の點は、主として各種の學校に於いて政治教育に關する科目を加へようとするのであり、第三の點は、主としては政治教育に關する民間の團體に政府より補助

助金を與へ、及び政府の手に依つて政治的な社會教育を行はうとするのである。當局者の談話として傳へらるるところに據ると、政府が此等の施設を行ふについて必要な費用として豫想して居る金高は年額凡そ七十萬圓であるといふことである。

革新審議會は、大多數の一致を以て、此の案を可決し、これを以て政府に答申することに決した。本文の筆者は審議會の席末に連る一人として、不幸にして、此の問題に關して、多數の委員と意見を異にし、獨りこれに反對する意見を述べたのであつたが、それは多數委員の顧みるところとならなかつた。

自分は政府の手に依つて行はるる此の如き手段が、選舉革新の上に於いて、及び一般に國民の立憲思想を涵養する點に於いて、大なる効果を奏し得べきことを信じ得ないもので、今日の如き財政窮乏の最も甚しく、必要避くべからざる經費をすらも、尙繰り延べ又は節約するの已むを得ざるに至つて居る時期に當つて、此の如き効果の甚だ疑はしい手段の爲に、少からざる經費を投ぜんとするのは、國家の爲に甚だ取らないところであるのみならず、政府の手に依つて此の如き施設の行はるることは、却つて反對に、弊害を生ずるの源となることを恐るるものである。

中央公論社から一文を求められたのを機會として、茲に少しく所謂「政治教育」を論じ、私

が政府の手に依つて此の如き「政治教育」を行はんとすることに反對する理由を明かにし、以て江湖の批判を得たいと思ふ。

二

所謂「政治教育」とは果して如何なる教育を意味するのであるか。

それには、凡そ三の事柄を思考することが出来る。其の一は立憲政治、地方自治制、陪審制度等現代の政治上の各種の制度に付いての知識を授けることであり、其の二は、今日の實際の政治を理解し、これに對する公正なる批判力を養成することであり、其の三は、立憲國の公民として必要な政治道德及び政治的信念を涵養することである。

此等の三點の中で、比較的にも最も効果を挙げ易いのは、其の第一の點、即ち制度に就いての知識を授けることである。しかし、これは今日に於いても、相當の程度にまで、學校教育に於いて、及び社會教育に於いて、既に行はれて居るところで、學校教育に於いては、國語教育、修身教育、歴史及び地理の教育等に於いて、それ等の知識が授けらるるのみならず、中等學校に於いては、特に法制經濟の科目をすら設けられて居る。此等の諸科目に用ゐられて居る教科書や、その教授の方法、擔任教員の素養等に就いては、改善の餘地は尙甚だ廣いであらうが、此等の外に、尙新に政治教育の爲に科目を増設し、授業時間を増課することは頗る考慮を要す

ることで容易に賛成し難い。自分は、今日の中等學校に於いて、法制經濟の科目を必修せしめて居ることに就いてすらも、頗る疑惑を抱いて居るもので、此の如き特別な科目を中等學校で教授することは、ややもすれば淺薄な表面的形式的の知識を授けることのみ流れ易く、眞に健全な政治的常識を養ふ所以ではないと思ふ。寧ろ國語や、修身や、歴史、地理などの科目中に於いて、併せてこれを授ける方が、一層適當な結果を得る所以ではないかと考へて居る。

それは兎に角、單に制度の知識を授けることだけであれば、學校教育に依つても、相當の程度にまでは、目的を達し得ることは疑ひないであらう。しかしながら、それが果して選舉界を廓清する上に、如何なる効果を奏するであらうかと言へば、私はそれに依つては、何等の効果をも期待し得ないことを信ずるものである。

今日の政界殊に選舉界の情弊の基づくところは、決して知識の缺乏に在るのではない。單に知識の上から言へば、憲政實施の當初に比べて、今日の方が、憲政に就いての一般民衆の知識が遙かに普及し向上して居ることは、更に疑ひを容れないところである。しかも憲政實施の當初に於いては、選舉は比較的清淨に行はれたのであつて、投票の買収は極めて稀にしか行はれなかつた。明治二十五年の有名な政府の大干渉の行はれた時にすらも、民黨の大勝利に終つたのであつて、それは一般の選舉民が干渉や買収に依つて、投票を左右せられなかつたことを證

明するものである。それが、選挙に就いての経験を重ね、国民の政治知識が漸次一般に普及し向上するに随つて、選挙の腐敗が漸次益々甚しくなつたのであつて、其の腐敗の原因が決して知識の缺乏に在るのでないことは、それだけでも明瞭であらうと思ふ。朝鮮の統治に深き経験を有する某委員の明言せられたところに依れば、朝鮮に始めて地方自治の端緒を開き、協議會の議員の選挙を行つた時には、一の投票買収もなく、棄権者も極めて少く、殆ど理想的の選挙が行はれたといふことである。しかし、それが朝鮮に於いて内地の現在よりも、政治知識が進歩して居る爲であるとは、何人が思考するものであらうか。

今日の選挙界の主たる情弊が、(イ)投票買収の行はるること、(ロ)選挙費用の巨額を要すること、(ハ)官憲の干渉の行はることに在ることは、多く異論の無いところである。しかし此等の何れの一にしても、一般選挙民の政治知識の缺乏に其の原因を有して居るとは、何人が斷言し得られようか。官憲の干渉や選挙費用の巨額に上ることが、知識の不足に基づいて居るのではないことは勿論であるのみならず、投票買収の行はることも其の主たる責任は、買収者即ち候補者及び其の運動員に在るのであつて、被買収者に在るのではない。勿論、買収に應ずる者が有るからこそ、買収が行はるるのであつて、被買収者も亦其の責任の一半を負担せねばならぬことは、言ふまでもないが、しかし、被買収者が買収に應ずるのも、決して知識の缺乏が

其の原因を爲して居るのではない。責を臺閣の重きに負うて居る者すらも、時としては、金錢を以て其の職權を賣らんとする者を生ずる今日の時勢である。上の好む所下これに従ふ。如何に國民教育に依つて、國民に制度上の知識を授けたとしても、それに依つて、選挙廓清の目的を達することは、全く望み得ないところである。

三

それであるから、所謂「政治教育」の主眼とするところは、決して單に制度上の知識を授くることに在つてはならぬ。

若し選挙廓清の爲に政治教育の普及が必要であるとすれば、その所謂政治教育は、知識を授くることではなくして、前に挙げた第二及び第三の點、即ち現代政治の理解及び批判竝に政治道德及び政治信念の養成を主眼とするものでなければならぬ。

しかしながら、此等の目的を達する爲には、普通に「教育」と稱せられて居るやうな手段を以ては、効果を擧ぐることは不可能であり、殊に政府の手に依つて行はることは危険である。先づ第二の點に就いて言ふと、現代の政治は、國際政治は暫く別として、少くとも國內政治に就いては、明に政黨政治であつて、政府黨と反對黨とが相對立し、政府の行ふ政治に對しては、反對黨はこれを非難し攻撃することを通常として居る。故に、學校教育に於いて現代の實

際政治に就いての理解力と批判力を養成しようとする事は、即ち學生をして、政府黨と反對黨との何れを是とするかを、理解し批判せしめようとする事に歸する。しかしながら、實際に於ける政治の運用は、極めて複雑な國內及び國外の情勢に依つて定まるもので、單純にはこれを理解し得べきものではなく、況んやこれを批判することは一層困難である。學校教育に於いて、斯の如き趣意を以て政治教育を行はうとするのは、甚だ危険であり、學校生活をまでも、政争の渦中に陥らしめようとするものである。それは全然從來の教育の方針と背馳するもので、從來の學校教育は、嚴格に教育と政治とを分離することを主義として居る。私は必ずしも此の從來の方針を絶対に正當であるとするものではなく、少くとも、現代の政治の實際の事情と各政黨の政綱ぐらゐの知識を、學校に於いて授けることは、或は適當と考へるけれども、進んで現代の政治を論議し、これを批判することは、學校教育に於いては、避けねばならぬことと信ずる。治安警察法が學校の學生生徒は勿論、教員すらも政事上の結社に加入することの出来ないものとして居るのは、其の主義の善悪は暫く別問題として、學校教育と實際政治とを分離せしめんとする趣意に出て居ることは明瞭であり、隨つて此の規定を存置しながら學校教育に於いて、現代政治の可否を論議し批判せしめようとする事は、明かに矛盾と謂はねばならぬ。

立憲國の公民として、一般民衆が現代の政治に就いての健全且つ公正なる批判力を有することは、極めて必要であり、それが立憲政治の根柢を爲すものであることは、疑ひを容れないところである。しかしながら、此の目的を達する爲には、政府の手に依つてではなく、眞に政治上の眼識を有する識者の努力に待つ外は無い。廣く言論の自由及び集會結社の自由を認むることは其の最も必要なる條件である。學校教育は唯其の理解力、批判力の基礎となるべき一般的の準備知識と常識的の判斷力とを養成するを以て満足すべきもので、直接に現代の政治に就いて論議し批判することは、學校は決して其の適當の場所ではない。

以上は専ら學校教育に就いて述べたのであるが、社會教育はこれとは全く趣を異にする。社會教育は、既に學校教育を終へたもの又は學校と關係の無い一般成人に對する教育であつて、それには現代政治の批判といふ意味に於いての政治教育を躊躇すべき理由は無い。けれども、此の意味に於いての社會教育は全然政府とは獨立に、政府の保護の下に立たない獨立なる機關に依つてのみ行はねばならぬもので、新聞紙は殊にその最も有力なる機關である。政府が國庫の費用を以て自らこれを行ひ又は政府の保護の下に立ち國庫の補助を受くるやうな團體に依つて行はるることは、寧ろ有害である。何となれば、それは政府それ自身の批判であつて、唯政府から完全に獨立な地位に在る者に依つてのみ、行はれ得べきものであるからである。

更に第三に、政治道徳及び政治信念の養成に至つては、所謂政治教育に依つて、これを達することは、一層望み難い。

政治道徳と謂ひ、政治信念と謂ふも、政治にのみ特有な道徳や信念が存するのではなく、それは唯一般の道徳、一般の信念の政治に關する應用に外ならない。これを養成するの途は、唯一般の道徳及び感情教育に在るべきであつて、政治に特別な道徳教育や感情教育の存すべきではない。

四

私が所謂「政治教育」を以て、選挙廓清の上に殆ど何等の効果をも期待し得ず、却つて其の方法の如何に依つては、有害の結果を生ずる虞ありとする所以は、略以上述ぶる如くである。

しかしながら、私は決して眞の意味に於いての政治教育を不必要なりとするのではなく、その意味に於いての政治教育に就いては、私は其の必要を認むることに於いて、決して人後に落ちないものである。

眞の意味に於いての政治教育とは何を謂ふか。それは一般民衆をして、單に知識の上に於いてのみならず、中心の感情に於いて、議會及び其の議員並に議會の最も重要な機關である政黨に對する信頼尊敬の念を抱かしめ、隨つて又選挙が公民としての最も大切な職務であることを

自覺せしむることに在る。

此の目的を達することは、學校教育に於いて政治關係の科目を加へたり、民間の團體に補助金を與へるなどの方法に依つては、全く不可能であつて、それには、第一に、議會及び政黨それ自身の品格を高めることが必要である。議會政治それ自身を清く正しくすることが、政治教育の最も有效な手段であり、それが殆ど唯一の方法である。今日の選挙界の腐敗は、決して一朝一夕の原因に基づいたのではなく、その因つて來るところは頗る深いが、しかし、主として其の責に任すべきものは過去及び現在に於ける政治家であつて、人民ではない。此の腐敗の廓清策を講ぜんとするに當つて、最も必要なものは政治家自身の反省であり、政府も政黨も、深く自ら顧みるところが無ければならぬ。しかるに、其の原因を國民教育の缺陷に歸し、所謂「政治教育」を以て廓清の手段と爲さんとするが如きは、徒に責任を他に轉嫁するもので、自分は其の可なる所以を知らない。(昭和五年十一月十日稿)

選舉法改正要綱概説

昭和八年二月號「法律時報」所載

かねて齋藤首相から法制審議會に諮問せられて居た選舉法改正の問題は、未だ同會の審議が結了したわけではなく、殊に選舉法改正の中心問題ともいふべき比例代表制度を採用することの可否如何は、後に廻されて、未だ主査委員會の議にも上されないものであるが、其の以外の諸點に付いては、一應の審査を了したので、昨年十一月下旬に、中間報告として、前號の本誌時報欄に掲載せられて居た如き答申を政府に提出するに至つた。

斯く中間報告を提出することとなつたのは、政府から初に諮問の有つた當時、成るべく速に議會に提出して協賛を求むる爲に、一部分なりとも、審査の結了次第、出来るだけ迅速に答申ありたいといふ希望の有つたことに基いて居るのであるが、最も肝要な問題には觸れないで、比較的意見の纏り易い問題のみを審議したに止まつて居る爲に、其の答申は全體として甚だ不十分で、これだけでは選舉の廓清の上にさまで大なる効果を期待することの出来ないのは遺憾である。

初め政府が選舉法の改正に付き法制審議會に諮問したのは、選舉界にいろいろの情弊が有つ

て、それが爲に議會制度に對する國民の信用が著しく動搖して居るので、其の信用を恢復する爲にも選舉界の廓清を図ることが必要であり、それには如何なる方策を取ることが適當であるかといふのが其の趣意とするところであつた。それが爲に、主査委員會に於いては、現在に於ける選舉界の情弊が主として如何なる點に存するかを、先づ討議したのであつたが、それは、主として第一に投票買収の弊が盛であること、第二に選舉運動に巨額の費用が必要であること、第三に官憲の選舉干渉が盛に行はるることの三點に在るものと思考せられた。此等の三種の弊害が現在までの状態に於いて實際上頗る甚しく、それが爲に選舉界の腐敗を來し、議會制度の信用をまで毀損するに至つて居ることは、略異論なく承認せられたところであるが、併し此等の弊害の生ずる主たる原因が何に在るかに付いては、必ずしも意見の一致を得なかつた。

筆者の見るところでは、此等の弊害の生ずる最も大なる原因を爲して居るのは、今日の選舉法の採用して居る大選舉單記投票の制度に在ると思ふ。此の制度の破棄せられない限りは、他に如何なる方法を取るとしても、今日までのやうな選舉界の情弊は、到底之を救ふことは出来がたいものと信ぜられる。それは何故かと謂へば、大選舉區單記投票の制度は十數人に昇る候補者の中から、各選舉人をして唯一人だけを指定せしめようとする制度で、而も大多數の選舉人はその多數の候補者の中から誰を選出すべきかに付いて、十分の關心を有たず、隨つて其の

選出に付いて不正の誘惑に陥いる虞が甚だ多いからである。若し選舉の情弊を救はうとするならば、此の根本の原因に溯つて、此の制度を打破することが第一に必要でなければならぬ。然るに法制審議會に於いては、此の點は後の問題として差當りは全く之に立ち入らず、其の他の諸點に付いてのみ審議することとしたのであるから、其の結果の必ずしも満足すべきものを得なかつたのは、寧ろ當然と謂はねばならぬ。

答申中の主要な諸點は (一)選舉公營 (二)選舉運動の取締 (三)選舉罰則 (四)選舉の管理 (五)選舉權 (六)選舉肅正委員會の設置である。

一 選舉公營問題

答申中の總ての問題の中でも、賛否の議論の最も盛であつたのは、所謂選舉運動の公營の問題で、之に對しては反對意見も、種々の方面から強く主張せられたけれども、主査委員會でも、總會でも、多數を以て遂に之を可決するに至つた。

其の趣意とする所は、各候補者の選舉運動の方法を極度に制限して、各候補者が官公署に於いて提供する演說會場に於いて、一定の回数だけ一様に政見發表の演說を爲し、及び地方長官に政見發表の文書を提出し、地方長官が之を一括して小冊子に印刷し、郵便を以て之を各選人に配付する外には、唯一回だけ無料郵便物を差出すことを得せしむるに止め、其の他には各

獨立の選舉運動は絶対に之を禁止しようとするに在る。

斯ういふ案が若し其の規定通りに完全に實行せらるることが出來るとすれば、選舉運動の費用を減少する上に、頗る大なる効果の有ることは疑ひを容れない所である。選舉運動に巨額の費用を要することは、政界を混濁せしむる最も重なる原因を爲して居るもので、如何にして其の費用を減少せしめ得べきかは、選舉法改正の主眼たる問題の一であるから、若し所謂選舉公營が此の目的を達する上に有效なる方策であるとすれば、他に如何なる理論上又は實際上の缺陷が有るとしても、吾々は慎重に之を考慮すべき必要が有る。

併しながら、此の所謂公營案が果して實際に選舉運動費用を減少せしむることが出來るであらうかと謂ふと、それには頗る疑ひが有る。公營案は候補者に總ての独自の選舉運動を禁止しようとする案であるが、併し選舉競争を爲さんとする者に對し、其の競争の總ての手段を奪ひ、僅に公營の演說會場で演說を爲し、及び文書を配布してもらふ外には、無爲にして當選か落選かを待つの外ないものとするのは、極めて無理な制限で、さういふ無理な制限は、極端な彈壓的な取締に依るの外は、之を實現することが不可能である。候補者は如何なる手段を以ても當選を得んと執望して居る者であるから、假令法律で私的運動を禁止したとしても、法律の網をくぐつて、當選を得るが爲には、各種の潜行的な私的運動を爲すべきことは必然である。若

し法律の禁止がそのまま實現せらるるならば、選舉の腐敗などを憂ふる必要は少しも無い筈で、現行法でも、餘りに嚴重に過ぎるくらゐに、選舉の腐敗に導くべき總ての行爲を禁止し、而もそれには可なり重い制裁をも附して居るのである。それにも拘らず、投票の買収が盛であり、官憲の干渉も始終絶えないのは、法律の禁止はそれだけでは甚だ力の弱いものであることを證明するものである。法律の禁止が實際に行はれ得る爲には、其の禁止が無理の無い實際の事情に適したものでなければならぬもので、候補者の生命とも謂ふべき當選を得る爲の私的運動を一切禁止して、それが其の儘行はれ得るものと考へるのは、從來の實驗を無視するものである。

若し所謂公營案に於いて豫期して居るやうに、總ての私的運動が禁止せらるるものとすれば、候補者は必ず之に代るべき何等かの當選の方策を講じなければならぬ。其の方策として第一に考へらるることは、所謂『選舉區の培養』で、平生から多數の選舉民と私的關係を結び、其の歡心を買ひ、恩義を施し、之を味方にして置く必要が有る。而してそれは選舉運動のやうな短い期間の事ではなく、長い期間に亘る事であり、殊に從來既に堅固な地盤を有つて居る者でなく、新に候補者として打つて出でんとする者に取つては、選舉區の培養の爲には、相當多額の費用を要するものと期待せねばならぬ。選舉區の培養は直接には法律の禁止に觸れるものではなく、表面合法的のものであるが、併しそれが當選を得る爲には是非必要であるとすれば、假令

私的運動を絶対に禁止したからと謂つても、必ずしも費用減少の目的を達し得るとは謂ひ難い。況んや今日までの選舉界の實際に於いて、選舉運動に巨額の費用を要するのは、合法的な運動の爲ではなく、主としては投票買収に要する費用が多額に上る爲で、而して今日の如く私的運動が公然許されて居る制度の下に於いても、尙投票の買収が盛であるとすれば、私的運動が絶対に禁止せられて、他に當選を争ふべき手段が無くなるとすれば、投票の買収が一層盛になることは、必然の結果であり、隨つて此の點から謂つても、之に依り選舉運動の費用を減少し得る効果を期待し難い。

其の以外に於いて、所謂公營案から如何なる効果が期待し得られるかと謂へば、それは唯一層弊害を助成するのみで、選舉廓清の上には一利をも持ち來し得ないものと思はれる。從來選舉界の最も著しい情弊とせられて居る所は、費用の巨額に上ること以外に於いては、投票の買収及官憲の干渉の二點であるが、此等の二點に付いては、公營案は明に一層其の弊害を甚しくする原因となる虞あるものである。投票の買収に付いては既に述べたが、官憲の干渉に付いても、二重の意味に於いて、其の弊が甚しくなる危険が有る。其の一は、運動の方法が極度に制限せられる結果として、其の制限に違反する者が從來よりも一層多くなり、隨つて其の違反を取締る上に於いて、反對派にのみ嚴重にし、政府黨には寛大にするやうに、手心を加ふる餘地

が、一層廣くなることである。他の一は、演說會場の使用、其の施設、演說會の告知、文書の配付等が總て官公署の手に一任せらるる結果として、官公署の手加減に依つて此等の點に付き偏頗の處置を爲し得る餘地の頗る廣いことである。

之に加ふるに、尙公營案は二の點に於いて重大な缺點を伴ふものたることを免れない。其の一は、國庫に不當に多額の費用を負擔せしむるのみならず、地方長官、郵便官署及市町村長に頗る煩瑣な事務を負擔せしむることであり、他の一は、言論の自由に不當な拘束を加ふることである。選舉運動それ自身は純然たる私的作用で、國庫が其の費用を負擔したり、官公署に於いてその世話を爲し之を援助すべき正當の理由の無いものである。現行の制度に於いて一回限り無料郵便を出だし得るものとして居るのすらも、理由ある制度と謂ひ得べきや否やは頗る疑はしいのであるが、それは兎に角、選舉運動の爲にする文書の印刷をまでも國庫の費用を以て行はしめようとするのは、餘りにも不當な負擔を國民に歸せしむるものと謂はねばならぬ。演說會場の周旋、演說會の宣傳、文書の印刷などに付いての手數を、市町村長又は地方長官に取らせるのは、正當な職務上の義務とは謂ひ難いもので、又實際に滞なくそれ等の職務を盡し得るや否やも問題である。言論の自由の甚しき束縛に至つては、角を矯めて牛を殺すの誹を免れないもので、立憲政治の本旨を損ふこと甚しいものと謂はねばならぬ。

之を要するに、所謂公營案は、今回の答申中殊に重要なものであるが、不幸にして甚だ賛成し難いもので、假令總ての困難を排し、多額の國費を犠牲として之を實行したとしても、到底良い結果を得ることは不可能であると思ふ。之に依つて利益を受くる者は、唯從來既に強固な地盤を有し、それ程の運動の必要の無い所謂名士連中に止まつて居る。新立の候補者は之に依つて利益を受けなければかりでなく、却つて大なる不利益を受けねばならぬであらう。而して選舉の腐敗は一層甚しくなる虞が有る。新聞紙の記載に依ると、閣僚の中にも之に對しては強い反對が有り、内務省の事務當局者の間にも、反對意見が多いといふことで、政府が果して之を採用するや否やも不明であるか、さうあるべきことと思ふ。

二 選舉運動の取締

選舉公營案に依ると、候補者独自の選舉運動は全然之を禁止する主義を取るものであるから、選舉運動の取締に關する現行法のやうな規定は、概して不必要となるべき筈である。併しながら此の點に付いての整理は總て法案起草の際の考慮に任かせ、答申中には之に付き別に言明して居る所は無い。選舉運動と其の取締方法に關しては、答申は唯一點を掲げて居るのみである。其の一は、立候補届出前に於ける一切の選舉運動を禁止することである。現行法の規定に於いても、政府の公の解釋としては、凡て選舉運動は立候補届出以後に於いてのみ許さるるもの

で、其の届出前には全然其の運動を許さないものとする趣意であると解せられて居たのであるが、大審院の判決例に依り、演説又は推薦状に依る選舉運動は、立候補届出前にも之を爲すを妨げないものと解せらるることとなり、而してそれは選舉運動を制限する趣意と相容れないものであるから、答申に於いて特に立候補前の運動は全く之を許さないことの趣旨を明言することとなつたのである。但しそれは勿論所謂「選舉區培養」をまでも禁止する趣意ではなく、唯將來立候補すべきことを示して投票を勧誘する行爲を禁止するに止まるものである。

他の一は、選舉運動に對する官憲の取締方に制限を設けて、選舉干渉の弊を防止しようとするることである。此の目的の爲に、答申には凡そ三の事を掲げて居る。

(イ) 檢事直屬の司法警察官の設置 司法警察官は身分上は總て地方長官に隸屬し、檢事は唯其の職務に付き指揮し得るに止まるものであるが、身分上に實權の有る者は職務に關しても自然に勢力を有することとなり、而も地方長官は政黨的色彩を有する傾向の有る者が多い爲に選舉運動の取締に付いて、警察官吏の處置に公平の態度を失するものが多いことの非難を免れない。此の弊害を匡正すべき手段として、前に濱口内閣の時に設けられた選舉修正審議會に於いて議決した事柄は、殊に二で、一は官吏の身分を保障して政府が任意に休職を命じ得る制度を改むることであり、一は檢事直屬の司法警察官を設置することであつたが、其の第一の點は

齋藤内閣の成立後既に實施せらるることとなつたので、法制審議會は第二の點に關して、前と同様の決議を再びすることとなつた。

それは敢て司法警察の機關と行政警察の機關とを全然分離しようとするのではなく、一般には行政警察の機關をして同時に司法警察を掌らしめることは、從來と同様であり、選舉運動の取締に付いても此の點に付き主義を異にしようとするのではないが、唯普通の警察官吏を以ては公正を失するの虞が有り、充分に檢察の目的を達し難いと思はるる場合に、其の缺を補ふ爲に、身分上地方長官に隸屬せずして控訴院檢事長に隸屬する若干の警察官吏を置き、檢事の指揮の下に主として選舉犯罪の檢學に當らしめようといふのである。勿論それは選舉運動のみの取締に當るのではなく、平生は一般の司法警察にも當らしめようとするのであるが、主として完全に政黨的色彩から獨立し、且つ完全に身分を保障せられて居る警察官吏を置いて、黨争の弊害の現はるる虞ある事件に付いて、一般警察機關の缺を補はしめようとするのが其の趣意の存する所である。

(ロ) 豫想報告の禁止 從來の多くの内閣に於いて、地方長官をして選舉期日に先ち選舉の狀勢殊に各候補者の得票數及び當落の豫想を報告せしめ、之に基いて選舉運動を指揮する方針を定むることが、例として行はれて來た。甚しきは内務省警保局が選舉運動の總本部の如き姿

を爲すことすらも稀ではなかつた。各地方に於いても、地方長官が警察機關に命じて同様の豫想報告を爲さしめることが、多かつた。是は言ふまでもなく選舉干渉の甚しいもので、選舉の自由が確保せられて居る制度の下に於いて、當落の豫想の如き、固より爲し得る所であるべき筈は無い。故に答申には此の如き報告を徴することは、之を禁止すべきことを掲げた。

但し此の禁止を法律の中に規定すべきや否やは、立法技術の問題で、答申は必ずしも之を要求して居るものではないであらう。報告を徴することは、上官と下官との間の内部の關係で、法律を以て之を禁止することは性質上必ずしも穩當とは言ひ難い。假令法律で禁止するとしても、其の違反に對して刑罰の制裁を科し、司法權に依つて之を取締ることは、不適當と認めねばならぬ。随つて此の禁止は固より當然の事と謂ふべきであるが、恐らくは唯政府部内の定とせられ得るに止まり、其の以上に之を勵行することは望み難いであらう。

(ハ) 干渉行爲の列記 現行法に於いても、官憲の選舉干渉は固より之を犯罪行爲として禁止して居るのであるが、併し現行法には唯「選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ」といふ一箇條の規定が有るばかりで、事實に於いて職權の濫用であることを證明することは甚だ困難である爲に、實際には干渉行爲が頻繁に行はれるにも拘らず、之が爲に有罪の判決を受けた者は極めて稀で、殆ど絶無と謂つて可い

有様に在る。

因つて答申には、選舉干渉に該當すべき行爲を、例へば理由なき召喚又は引致、理由なき選舉事務所の監視といふやうに、具體的の行爲を列記して、之に該當する行爲を禁止し、其の違反に對する罰則を定めることを要求して居る。

三 選舉 罰 則

選舉罰則及び之に伴ふ選舉權被選舉權の停止又は議員の當選失效に付いては、答申には種々の事項を掲げて現行法の改正を要求して居るが、就中稍々重要な點としては左の諸項を掲げることが出来る。

(イ) 議員當選の失效 是は答申中殊に重きを置かれた點であり、又一方には強い反對意見をも主張せられたものである。現行の選舉法第三百三十六條には

當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ掲クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス選舉事務長第百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同シ但シ選舉事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

とあつて、當選人自身が選舉犯罪で處刑せらるれば、其の當選は絶対に無効となるのであるが、選舉事務長が投票買収罪で處刑せられたときは、其の選任及監督に付き相當の注意を怠つた場

合にのみ、其の當選が無効となるものと定められて居り、而もそれは選挙人の中から法定の期間内に當選訴訟を提起する者が有つた場合にのみ、裁判所に於いて其の當選の無効を判決し得るものとせられて居るのであつて、選挙事務長の處刑に依つて當然に當選が無効となるのではない。若し選挙人の中誰も當選訴訟を起す者が無かつたならば、選挙事務長の處刑に拘らず、當選の効力には影響しないのである（第八十四條第二項）。

併し選挙事務長は候補者の爲に選挙運動を主宰して居る者で、それが投票買収の罪を犯して處刑せられたとすれば、其の事自身に於いて其の選挙運動が不純なものであり、其の選任及監督に正當な注意が行はれて居なかつたことを證明するものである。選挙事務長に此の如き犯罪行為が有つたにも拘らず、尙其の選任及監督に相當の注意を爲したといふことは、其の語自身既に矛盾であつて、さういふ犯罪行為をするやうな人間を事務長としたこと自身が即ち選任宜しきを得なかつたことであり、又候補者（又は推薦者）は常に事務長の運動に就いて監督の責を負うて居るに拘らず、事務長が犯罪行為を爲したことは、それ自身監督の注意を怠つたことを證明して居るものである。それであるから法律が「但し選挙事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス」と云つて居るのは、實は不可能の場合を豫想して居るもので、無意味の規定と謂はねばならぬ。殊に其の結果としての當選の失效を選挙人から提起

する當選訴訟に繋らしめて居るのは、最も不當で、不正な選挙運動に依つて當選した者の當選を無効ならしむることは、議會制度の本旨に基づく公益上の必要であつて、固より一人の私益の爲にするのではない。それを私益の爲にすることを主眼とする民事訴訟か申告罪かのやうに、一私人から提起する訴訟に繋らしめて居るのは、不合理も甚しいものと謂はねばならぬ。

斯ういふ理由から、答申に於いては現行法第三百三十六條の但書を削除することとした。即ち選挙事務長の買収罪に基く處刑の場合にも、當選人自身の處刑の場合と同様に、法律上當然に當選の無効を生ずることとした。其の結果は第八十四條第二項の規定も當然削除せらるべきもので、當選訴訟の提起を待たず、何等の行為をも要せずして、直に當選無効の結果を生ずるのである。

答申には更に一步を進めて、法律上に選挙事務長として届出でである者でなくとも、事實上に選挙運動を主宰し又は其の樞機に參與した者が、同様の犯罪に依り刑に處せられた場合には、等しく當選無効の結果を生ずるものとした。

是は法律上の選挙事務長として唯名義人だけを置き、事實上の事務長は別の人が之に當り、買収行為はその事實上の事務長が之を行ふ場合の少くないことを豫想した爲である。

唯此の場合には法律上の事務長の場合とは異ひ、果して事實上に運動を主宰した者であるかど

うかを認定する行為が必要であるから、法律上當然に無効を生ずるものと爲すことは出来ず、必ず裁判所の認定を必要とする。其の認定に如何なる手續を以てするかについては、答申には別に掲ぐる所は無いが、それは其の犯罪を裁判する刑事判決に於いて、同時に之を宣告するものとするのが當然であらう。

(ロ) 形式犯と實質犯との區別 等しく選挙犯罪として處罰せらるるものの中にも、單純な形式的犯罪又は法定犯と見るべきものと、惡質な實質的犯罪又は刑事犯と見るべきものとの二種がある。現行法は此の二種を區別せず、兩者を通じて等しく附加刑として選挙權被選挙權の停止を伴ふべきものとし、唯裁判所の裁量に依り其の停止期間を短縮し、又は停止を免除し得べきものとして居る(第三百三十七條)。

答申には此の二種の犯罪は性質上之を區別すべきものとし、又其の制裁を異にすることを適當として認めた。就中(1)實質犯に對しては常に或る期間選挙權被選挙權を停止し裁判官の裁量を以て之を免除し又は其の期間を短縮することの出来ないものとすると共に、形式犯に對しては選挙權被選挙權停止の制裁を科さないものとする事、(2)實質犯に對しては、刑法の改正に際し、之を刑法中に規定し、凡て公の選挙に共通の規定たらしむることの二點を掲げて居る。

(ハ) 實質犯罪の嚴罰主義 答申には實質犯の性質を有する選挙犯罪の或るもの、殊に買収罪及之に類似する罪に付いては、現行法よりも刑を重くし、選挙權被選挙權停止の期間を長くし、殊に選挙腐敗の最も大なる媒介を爲す者は、選挙ブローカーともいふべき地方有力者であることを認め、選挙ブローカーに對して體刑のみを科すべきものとした。法律の文言中に如何に之を言ひ表はすべきかは、之を立案者の考案に譲り、兎に角、斯ういふブローカーが存在することは顯著な事實として認めたのであつた。

(ニ) 時効期間の延長 現行法第三百三十八條は選挙犯罪に付いては特に短期時効を定め六ヶ月又は一年を以て完成するものとして居るが、答申には嚴罰主義と相待ちて時効期間を延長すべきものとした。

以上が選挙罰則に關する答申の要領であるが、此等の中で、(イ)の點を除くの外は選挙の廓清に大なる效果の有るべきものと思はれない。罰則の定めが選挙の廓清に役立つのは、其の罰則が充分に勵行せられて、苟も罪を犯さば必ず罰を受くることの信念が國民の間に普及せられることに在つて、必ずしも其の罰の重いことに在るのではない。罰の輕重といふ點から言へば、現行の罰則すらも重きに過ぐる程で、而もそれが選挙の腐敗を救ふ上に何等の效果をも擧ぐる事の出来ないのは、政府の官吏や、政黨の有力者が、自ら選挙に關する不正行為を爲す

者が多く、随つて又選舉罰則が勵行せられないことに其の原因を有つて居る。此の根本の原因をそのままにして、罰則だけを嚴重にしても、それは徒に益々其の勵行を困難ならしむるに止まるであらう。

四 選舉の管理

選舉手續の管理に就いては(イ)投票所の増設(ロ)不在者投票の擴張(ハ)投票區別開票制の撤廢の三點が擧げられて居る。

此の中比較的重要なのは最後の點で、現行法第四十九條第二項には「開票管理者ハ開票立會人ト共ニ投票區毎ニ投票ヲ點檢スヘシ」とあつて、即ち各投票區別に開票すべきことを定めて居る。併し是は投票買收の弊を助成する傾があるものとして、答申には開票に當り各投票區別に爲さず、開票區内の總ての投票を混同して點檢すべきものと定めたのである。之れは何故かと謂へば、各投票區別に開票することとすれば、狭い投票區の事であるので、投票買收の効果が有つたかどうかを略確實に知ることが出來て、無記名投票制度の實益が稀薄となる虞が有るからである。

五 選舉權

選舉權に付いては、選舉年齢を低下すること、女子にも選舉權被選舉權を與ふことは、何

れも提議せられたけれども、否決の運命に終つた。

選舉權の擴張に付いては、缺格原因を整理することの外には、唯一年間同一市町村内に住居することの要件に付いて、其の年限を短縮すべきことが可決せられたのみである。但し諮問の主たる問題たる選舉修正の問題とは直接の關係は無い事柄である。

六 選舉肅正委員會の設置

最後に、選舉肅正の目的を達する爲の新たな一の試みとして、各道府縣に地方長官を會長として、約三十名内外から成る官民合同の選舉肅正委員會を設け、選舉界の廓清、選舉の公營其の他選舉法實施の事務に關して地方長官の諮問に答へ、行政廳に建議を爲し、其の他各般の協議を爲すの機關たらしめようとする案が可決せられた。

斯ういふ委員會が、どれだけ効果を奏し得るやは、主としては人の問題であるが、若し政界學界實業界などの有力者が、官の斡旋の下に時々打ち寄りて、眞面目に選舉肅正の事を談合しあふならば、多少の効果は之を期待し得られるであらう。

選舉制度と官吏制度

昭和七年九月號「中央公論」所載

一

議會制度に對する信用が段々失はれて行く傾が見えるのに對し、それが防護策として差當り考へられ得るのは、選舉制度及び官吏制度の改善であり、現内閣に於いても、一方に官吏の身分保障の問題を具體化すると共に、一方には、選舉制度の改善に付き法制審議會に諮問して、適當の方策を講ぜしめようとして居る。私は議會制度に對する一般的な不信用の傾向は、モット根本的な點に其の主たる原因を有つて居り、殊に世界戰爭以後急激に著しくなつた世界的な經濟事情の變化が、其の最も大なる原因を爲して居ることを信ずるもので、選舉制度の改善や官吏の身分の保障に依つて、完全に議會政治の信用を恢復することが出来ようとは、信じ得ないものであるが、しかし少くとも今日日本に於いて、議會政治殊に從來の如き政黨内閣政治に對して、非難の聲の高いのは、選舉の腐敗と官吏の黨派的な更迭とが、その直接の有力な原因を爲して居るのであるから、政府が此の二點に付いて、差當り改善策を講じようとして居るのは、至極當然であると謂はねばならぬ。唯それ等の二點は何れも政黨自身の利害とは相衝突する處

の有るもので、それが爲に歴代の内閣に於いて屢々其の改善を企てたに拘らず、今日まで成效することを得なかつたのであるが、現在の齋藤内閣は政黨を度外視するものではないにしても、單一の政黨を基礎とした政黨内閣ではなく、舉國一致を標榜して居るのであるから、政黨の利害と衝突する虞の多い此の種の問題を解決するには、最も適當の地位に在るもので、若し此の内閣すらも之に成效しないとすれば、今後何時其の成效を見ることが出来るかの見込も無いこととならねばならぬ。私は選舉制度や官吏制度の改善の結果には、餘りに大なる期待は有ち得ないものであるが、しかしそれにしても、それに依り或る程度までは、從來の目に餘る弊害を救ひ得るだけの期待は、當然それに掛け得るわけであるから、今度こそは其の成效を望まざるを得ない。其の制度を如何に改革するのが適當であるかに付いては、私はこれまでも一再ならず私見を發表したことが有るが、今恰もそれが現實の問題となつて居るのを機會に、中央公論の需に應じて、重ねて簡単に卑見を述べ度いと思ふ。

二

先づ選舉制度に付いて謂ふと、從來の選舉が甚しき弊害を現はして居るのは主として三點に在る。(一)投票の買収が行はるること、(二)官憲の干渉が有ること、(三)選舉運動の費用が巨額に上ること、是である。濱口内閣の下に選舉革新審議會が設けられたのも、主として此等の

弊害を除かんとするが爲にしたものであるが、之れは不幸にして不成效に終つた。今回の選挙法改正の議も主としては同じ目的に出て居るもので、選挙を費用のかからないものにする事、投票の買収や官憲の干渉の行はれ得ないものにする事が、其の主眼とする所である。

勿論、此の弊害は必ずしも選挙制度の缺點にのみ基づいて居るものではなく、國民自身の自覺の足りないことが、其の一の原因を爲して居ることは疑ひを容れない所で、若し國民の政治的訓練が行き亘り、政黨の側に於いても、政治道徳が十分に發達したならば、今日のやうな選挙制度の下でも、其の弊害が除かれ得る望みは有るであらう。

併し投票の買収や官憲の干渉が日本に於いてイギリスやフランスやドイツや其の他の歐洲諸國に比らべて特に多く行はれる傾が有るのは、必ずしも日本人の道徳の程度がそれ等の諸國の國民に比らべて低い爲ではなく、又必ずしも日本人の間に教育が普及して居らぬ爲でもない。それは要するに一般的な習俗の問題で、知識や道徳の問題ではない。個人道徳の點に於いては日本人の水準は決してそれ等の何れの國にも劣るものではなく、教育の一般に普及して居ることとに於いても、日本は他の何れの國に比べても譲らない程に相當高い程度に在ると思ふ。それにも拘らず、選挙の腐敗が年を追うて益々甚しきを致す傾が有るのは、多年の習俗と社會の雰圍氣との致す所であつて、隨つて此の多年の習俗を改める爲には、其の習俗を發生せしむるに

至つた原因を取り除くの外には途が無い。而してその習俗を生じた原因が個人的な道徳心の低いことや、知識の足りないことに、其の主たる原因を有つて居るものではないとすれば、道徳心の向上や、知識の普及を計ることに依つては、容易に目的を達し得るものでないことは、明瞭であらうと思ふ。

三

如何にして日本に於いて特に、此の如く選挙が公正に行はれ得ないのであらうか。議會制度の始めて開かれた初期の選挙に於いては、却つて今日よりも遙に健全であつたものが、政治教育が益々普及し國民が益々議會制度に慣れるに隨つて、選挙の腐敗が却つて益々甚しきを致すに至つたのは、何故であらうか。

私は、其の重なる原因は選挙制度の缺點に歸すべきもので、制度の改善に依つて或る程度までは、其の弊害を救ひ得べきものであると信じて居る。

元來、選挙といふ制度は頗る困難な制度で、如何なる方法を以ても完全に公正な結果を期することは望み難い。しかも其の困難は選挙人の數が多くなればなる程益々加はるのであつて、何千萬人に達する一般國民の中から四百六十何人の議員を選出するといふやうな大衆的な選挙に於いて、適當な結果を期待し得るやうな制度を求めることは、極めて困難である。如何なる

制度を取るにしても、必ず一長一短を免れないもので、完全無缺な、何等の非難を受くる餘地の無いやうな選挙制度を得ることは、全く不可能である。

之を極少數の有識者の間のみ行はれて居る選挙制度に就いて見ても、選挙が完全に理想的に行はれて居るものは極めて稀である。一例を衆議院議長選挙にと、選挙の本來の理想から謂へば、選挙人たる議員各自が自分の自由意思に依つて、總議員中から自分の最適任者と信する人に投票し、衆望の歸する所に依つて當選者が定まるといふことでなければならぬのであるが、事實は何うであるかと謂へば、議員中一人と雖も恐らくは自分の完全な自由意思に依つて投票する者は無いであらう。各党派の内部に於いて、或は幹部の協議に依り、或は總裁の指名に依り、或は代議士大會に於いて、それぞれ其の党派の議長候補者を豫定し、正式の選挙に於いては、各議員は自分の自由意思に依るのではなく、専ら豫め定められた自分の党派の候補者に投票するのである。即ち選挙とは謂つても、それは唯形式に止まり、事實に於いては、議長は院外の党派内部の協定に依つて決せられるのである。貴族院の伯子男爵議員の選挙に至つては、名は選挙と謂つても、其の實は純然たる各派の幹部の任命であり、議員として當選すべき者は、選挙の前に幹部の指名に依つて事實上は既に完全に確定するのであつて、選挙は單に形式上に之を公認する手續たるに止まつて居ることは、天下周知の事實である。

衆議院議員の如き少數の選良に依り、又は有爵者の如き特權階級の誇を有する人々に依つて行はるる選挙に於いてすらも、理想的な選挙は行はれないのであるから、況んや衆議院議員の選挙の如き國民大衆に依つて行はるるものに付いては、理想的な選挙制度を得ることが如何に困難であるかは、容易に想像し得るところである。

四

齋藤首相から法制審議會に下された選挙法改正の諮問の理由書には『選挙ノ自由公正ヲ圖ラシムガ爲メ衆議院議員選挙法中選挙ノ方法、選挙運動ノ取締、罰則等ニ付改正ノ要アリト認ム』と曰つて居る。「選挙の自由」といふ語は何ういふ意味に用ゐられて居るのか稍々不明であるが、若しそれが選挙人の自由意思に依つて其の最も適當と認むる人を選ばしむるといふ意味であるとすれば、さういふことを以て選挙制度の理想として居ることは甚しき錯覺と謂はねばならぬ。

衆議院議長候補者の選挙や、貴族院の伯子男爵議員の選挙のやうな、少數の有識者に依つて行はるる選挙に於いてすらも、選挙人の自由意思に依つて最も適當と認むる人を選ばしむるといふことは、行はれ得ないのであるのに、況んや國民的大衆的な選挙に於いて、選挙人をして其の自由意思に依つて最も適任と信する者を選ばしめようとするのは、不可能の事を求めるも

のである。人を知るの明は達識の人にすらも求め難い。多年夫婦として同棲しながら、妻として夫の盗賊であることを知らなかつた例すらも稀ではない。況んや何等の交際もなければ面識もなく、その人を知り得べき何等の機会をすらも有たない一般民衆をして、誰が議員として最も適任であるかを、判断し選挙せしめようとするのが、如何に無理な要求であるかは、論ぜずして明瞭である。

私は、従來の我が選挙制度の最も大なる缺陷は、此の無理な要求を肯てして居ることに在ると信ずる。一般民衆は、議員として誰れが最も適任であるかを、的確に判断し得るだけの能力を有ち得ないものである。それは決して民衆の知識の足らない爲でもなければ、政治教育の普及しない爲でもない。性質上一般民衆にさういふ能力を求めることは不可能であつて、如何に政治教育が普及し、如何に智能が発達しても、一般民衆には元來人を知るだけの機会を與へられないのであるから、之をして強ひて或る人を選ばしめようとするのは、初から無理な要求である。誰が適任者であるかを判断する能力の無い者に、強ひて之を判断せしめようとするのであるから、其の投票を得る爲には、不正の運動を爲すことも已むを得ない必要であり、随つて投票の買収も起れば、官憲の干渉も生ずるのである。必要が有れば必要を満たす爲の手段が生れるのは必然の結果である。其の手段を除く爲には、其の必要を取り去らねばならぬ。若し従來

の制度の如くに、各選挙人をして其の自由意思に依つて議員たるべき人を選択せしむるの制を固守するならば、如何に罰則を嚴重にし、官憲の取締を叫んだとしても、必要の前にはそれ等は殆ど無力であつて、其の必要の失はれない限り、買収と干渉との弊は依然として之を除くことは不可能であらう。

それであるから、私は諮問書に所謂『選挙ノ自由公正ヲ圖ル』といふ意味は、選挙人の自由意思を以て議員として適當と認むる人を選挙せしむるといふ意味に解すべきではなく、所謂選挙の自由とは、唯買収や干渉からの自由、即ち不正の運動に依つて誘惑せられないといふだけの意味に解すべきであり、斯く解するに依つてのみ、政府の諮問の眞意を理解し得るものと信ずる。

五

果して然らば、如何にして買収や干渉や其の他の不正運動の必要を取り除くことが出来るであらうか。

之に答ふる爲には、従來の選挙制度の中で、如何なる點が、これまでの如き弊害を生ずる原因を爲したかを明にせねばならぬ。

私は其の原因を主として三點に歸せねばならぬと思ふ。

第一の點は、從來の我が選舉制度が、總て個人主義の制度であることである。今日までの我が選舉法は、或は小選舉區制を取り或は大選舉區制を取り、或は制限選舉制を取り或は普通選舉制を取るなど、時に依つて屢々變更せられたけれども、終始一貫して變らないことは、常に選舉人をして特定の候補者その人に投票せしむることである。それは候補者各個人の個人的な選舉競争を、當然豫想して居るもので、各候補者は個人として選舉運動を爲し、互に勝敗を争はねばならぬ地位に在るものである。個人的な競争であるから、随つて又選舉運動に多額の費用を要するものも、已むを得ない結果であり、又運動の勝利を期する爲には、不正の勢力を用ゐる誘惑を感じるものも、當然豫想し得べき所である。殊に日本の特有の制度である大選舉區單記投票制の下に於いては、運動を爲すべき區域が廣い爲に、随つて又運動の費用も一層多額に上ることが必然であり、又同じ黨派から同區内に數人の候補者が立てられる場合には、同志たちの弊が避け難く、黨派内の規律を紊す虞が有る。私は選舉の弊害の生ずる最も大なる原因は實に此の點に在ると思ふ。

第二の點は、選舉が地方的であることである。選舉區の大小は時に依つて變更せられたけれども、何れの選舉法に於いても、常に選舉區を以て選舉の單位と定め、各選舉區からそれぞれ獨立に議員を選出するものとして居る。謂はば地域代表主義の選舉制度であることが、從來の

總ての選舉法に共通な原則である。併し是は元來衆議院が全國民の代表であつて、地方的利害の代表であつてはならぬといふ性質と相矛盾するもので、全國的であるべき政黨組織を地方割據的ならしめ、延いては政黨の争を地方行政にまで推し及ぼし、政黨の地方支部の勢力を不當に大ならしめ、随つて又地方的な所謂選舉ブローカーを生ずる原因を爲して居る。今日の、選舉の實際に通じて居る人々の殆ど異口同音に主張して居る所に依れば、今日の選舉界の最も大なる禍源を爲して居るのは、選舉ブローカーであるといふことであるが、私は選舉區制度が其の有力な原因を爲して居るのでなからうかと思ふ。

第三の點は、選舉人に棄權の自由を認めて居ることである。即ち任意主義の選舉制度であることも、從來の總ての選舉法に共通な原則であるが、是も今日の如き選舉の弊害を來すに至つた原因の一に擧げ得べきものと思ふ。棄權が自由であるから、若し選舉人の自由に任かせて置くと、棄權が多くなる處が有り、随つて候補者が自分の投票を多くする爲には、各選舉人に付き所謂驅り出し運動を行ふ必要を生ずるのであつて、最後の瞬間に於ける所謂實彈射撃は即ち此の驅出し運動に外ならない。若し棄權の自由を認めず、選舉人は必ず投票を爲すべき義務あるものとするならば、驅出し運動の必要は、少くとも大に減ずることは疑ひを容れぬであらう。

以上擧げた三點、即ち(一)個人主義、(二)地域代表主義、(三)任意主義の選舉制度は、今日の如

き選挙の弊害を来すに至つた最も重なる原因を爲して居るものと思ふ。固より此等の三點は何れもそれぞれ相當の理由の有ること、其の長所も亦之を認めねばならぬけれども、若しそれより生ずる弊害が一層甚しいものであり、其の原因を除かなければ、他の如何なる方法を以ても、其の弊害を除くことが出来ないとすれば、此等の制度に如何なる長所が有るとしても、之を犠牲として、此等の制度を改めるの外は無い。

而して私は他の如何なる方法を以ても、此の弊害を除くことは、望み得ないと信じて居る。苟も選挙区制度を維持し、個人主義を維持する以上は、その選挙区に於ける個人的な信望を博し、多数の投票を求める爲には、何等かの不純な運動方法を用ゐることも、已むを得ざる必要で、假令投票の買収は行はないにしても、尙平生に於いて、イギリス人の所謂『選挙区の培養』(nursing the constituency)が必要であり、金の掛かることに於いては、買収と多く擇ぶ所は無いであらう。

六

それであるから、私は選挙界の革正を得る爲には、從來の如き選挙制度を根本から一新して、第一には、個人主義の選挙を改めて、團體主義の選挙と爲し、第二には、選挙区制度を撤廢して、全國共通の選挙と爲し、第三には、棄権の自由を認めず、強制選挙の制を採ることが、唯

一の方策であらうと信じて居る。

第一に、團體主義の選挙とは、各選挙人をして人に投票せしめずして團體に投票せしめようとする制度である。總ての選挙運動を個人的な運動から移して、専ら團體的の運動たらしめ、各選挙人は自己の自由なる判断に依つて、最も信頼するに足ると認むる何れかの團體に投票するものと爲し、而して人の選定は専ら之を團體自身に任かさうとするものである。其の團體は必ずしも政黨のみとは限らない。農民組合とか職工組合とか商工會議所とかいふやうな職能團體でも、或は國本社とか青年會とかいふやうな教化團體でも、總て公認せられた團體は候補者を立つることを許して然るべきである。要は各選挙人は候補者を立てて居る何れかの團體に一票を投じ、而して其の投票の結果は専ら各團體より幾人の議員を出だすかを決する標準たらしむるに止め、斯くして決した議員數に付いて、何人を議員たらしむるかは、團體自身の内部に於ける選定に委ねようとするのが、其の趣意の存する所である。

それは、選挙制度に任命の分子を加味せんとするもので、選挙人の投票に依つては、唯各團體から選出すべき議員の數を決するに止め、議員たるべき人は各團體自身の任命に依らしめようとするのである。それは現在の制度に比らべては、甚しく選挙人の自由意思を束縛するものであるには相違ないが、前に述べた如く、人の選擇に付いて選挙人の自由意思を認めることは、

全く有名無實であつて、唯百弊の源となるのみである。衆議院議長の選舉でも、伯子男爵議員の選舉でも、法律上は選舉人が人の選擇に付いて自由意思を有することが認められながら、事實に於いては、其の自由は全く失はれて、實際には任命と同じ結果となつて居るのは、之が爲で、此等の場合には、法律の表面の規定に拘らず、事實の力に依つて之を變革して居るのであるが、衆議院議員の選舉のやうな大衆的の選舉になると、事實の力に依つて法律の趣旨を變革することは不可能であるから、法律の表面に於いて既に任命の分子を公認し、人の選擇は比較的に能く人を知つて居る團體自身に任かせることを公認しようとするのである。

個人主義の選舉を改めて團體主義の選舉とすることには、多くの長所を期待することが出来る。

(一) 人の選定を選舉人の判斷に任かせることが無理な要求であることは前に述べた通りであるのに反して、團體の選定に關しては、各選舉人をして自分の最も信頼する團體を選択せしむることは、敢て無理な要求と見るべきではない。それは立憲政の下に於いて各選舉人が當然に保有しなければならぬ信念であり、又大多數の者が現に保有して居る所であると思はれる。人に投票せしむる現在の制度では、選舉人は特定の候補者を選び出してそれに投票するだけの強い動機を有たないのが普通で、随つて不正の運動に誘はれる危険が多いが、團體に投票す

る制度になれば、不正な誘惑を待たず、自ら進んで或る一團體を選択するだけの動機を、自分に有つて居り、随つて投票を集める爲に、不正な運動を爲す必要が少くなる。

(二) 選舉運動が個人的の競争から變じて、専ら團體的の競争となるのであるから、候補者各個人の選舉運動は全然其の必要が無くなり、随つて又選舉運動の費用を著しく減少し得ることとは當然である。勿論、團體としての運動にも相當費用を要するけれども、是は現在でも必要なもので、其の上に向現行制度では個人的運動の費用をも要するのであり、而してそれが現在の選舉に於いて最も大なる禍を爲して居るのであるが、團體主義の選舉になれば、後の費用は全く省かれることになり、而してそれは政界淨化の爲に極めて重要な事柄である。

(三) 各黨派に對する國民の信頼の程度を、如實に衆議院に反映せしむることが出来る。不自然な多數黨といふやうな非難は、此の制度の下に於いては、全く之を避けることが出来る。

(四) 領袖狙ひ打の弊を除くことが出来る。現在のやうな地方的個人的の選舉であれば、政黨の領袖と雖も、落選の危険のあることは、事實の證明する所であるが、團體主義の選舉になれば、議員の選定は團體自身に一任するのであるから、其の領袖連には落選の虞は全く無い。

(五) 無産黨の議會進出を比較的容易ならしむる。無産階級が相當の程度に議會に代表者を出だし得ることは、議會制度の擁護の爲にも極めて望ましい所であるが、現在のやうな個人的

地方的の選舉制度では、其の當選が甚だ困難である。普通選舉の實施以來、今日まで其の發達が遅々として、却つて逆轉の勢が見られるのは、今日の選舉制度が其の大なる原因を爲して居る。若し團體に投票するの制を取ると共に、選舉區を全廢して、全國共通の選舉たらしめたならば、無産黨の議會進出は、今日よりも遙に容易となるであらう。

(六) 政黨の主義主張を明白ならしむる利益が有る。議會の大勢を左右するものは、各個人ではなくして、各黨派であり、個人は個人としては何等の重きを爲すものではなく、所屬の黨派を通じてのみ勢力を有し得るのであるから、選舉に於いても、個人の政見の如何の如きは敢て重きを置くべき理由なく、専ら黨派としての主張に重きを置かねばならぬ。然るに現在の如き個人主義の選舉制度に在りては、輕重を顛倒して、個人の意見や人物の方が重きを爲し、黨派としての主義主張が却つて重きを置かれぬ傾が有る。是は明に議會制度の本旨に反するものである。

七

第二に、私は選舉區制度を全廢して、全國共通の選舉と爲すべきことを主張する。

是は理論上から謂へば、當然斯くなければならぬのであるが、それが多くの諸國に於いて實際に行はれないで、各國とも概ね選舉區を區劃して居るのは、個人的な選舉制度であれば全

國共通に選舉を行ふことは、實際上不可能であることに、其の主なる原因を有つて居る。

若し團體主義の選舉制度を取り、各選舉人は單に團體にのみ投票することにすれば、全國を通じて各團體が幾何の投票を得たかを通算することに依つて、選舉の結果が決定せられるのであるから、實際の取扱方から謂つても、全國共通の選舉とすることは、何等の困難をも見出さないであらう。

而してそれに依つて、議員と選舉區との關係を絶縁し、議員が動もすれば地方的利害の代表者となることの弊を除くことが出来る。議員が選舉區を「培養」する必要も無ければ、選舉プロカーに依つて死命を制せられる虞も無くなる。又無産黨其の他少數派のやうに、全國を通じては相當の票數を集め得ても、特定の地に於いて當選に必要なだけの投票を集め得ないものでも、全國を通じての勢力に比例するだけの議員を出だし得る利益が有る。

第三に、私は強制選舉の制を取り、正當の理由なくして投票を行はないものには、其の制裁として或る處罰を科するの制を開きたいと思ふ。是は選舉が單に權利であるのみならず、同時に國民の義務であることの自覺を強むる利益あると共に、不正の運動に依つて選舉人を動かす必要を除く有力なる手段となり得るものと思ふ。

選舉制度革新の方法として、私の多年抱懷して居る思想の要點は、以上述ぶる通りである。

之に對する反對論も豫期して得る所であり、其の反駁や及び之に伴ふ詳細の案も、述べたいのであるが、今は總て省略する。

八

官吏制度に關しては、もはや豫定の紙數を超過したので、詳細に述ぶる餘裕は無いが、官吏の身分を保障して、内閣の自由に其の進退を左右することの出來ぬやうにすることの必要なことは、今日では世論の普ねく認めて居る所と謂つて然るべく、選挙改正審議會でも、其の旨を答申したのであつた。今回の政府案も大體に於いては其の答申の趣旨を採用して居るのであつて、案の細目は兎も角も、何等かの形に於いて、從來の弊害を緩和し、或る程度まで事務官の身分を保障する制を開かれんことを希望せざるを居ない。

勿論、單に官吏分限審査會のやうな機關を設けて、官吏に休職を命ずる場合には、其の議を経るを要するものとしても、官吏の身分に對する完全な保障となるものでないことは明瞭である。それを諮問機關にしようとも又は議決機關にしようとも、其の組織に於いて政府部内の者と樞密院や行政裁判所や會計検査院のやうな獨立性を有する機關に所屬して居る者との割合を如何に定めようとも、それ等は實際上大なる關係の有る事柄ではなく、何れにしても、政府から相當の理由を具して、審査會の議に付した場合に、審査會で之を否決するといふことは、明

白な形式的の理由を示し得る場合の外は、容易に爲し得る所ではなく、政府の意見が其の儘通過することが普通の場合であると見なければならぬ。随つて審査會に付議することに依つて、完全に政府の専恣な處置を阻止し得ることは望み得いであらう。

唯之に依つて期待し得る所は、主としては精神的の效果で、審査會に付議する爲には、何等かの理由を明示しなければならぬのであるから、何等正當の理由も無く、單に黨派的の感情に依つて休職を命ずることを審査會に付議することには、政府は精神上に多大の躊躇を感ずるに相違ない。私は暫く此の程度に満足し、其の案の速に實現せられんことを希望するものである。

比例代表法採用の困難

昭和八年十二月號「法律時報」所載

選舉制度に比例代表法を採用するの可否如何は、日本でも相當古い問題で、大體の趨勢としては、主義としては其の採用に賛成であるとする者が多いやうであるが、さて如何なる方法に依つて其の主義を實行すべきかの具體的の問題になると、容易に其の適當な方策を見出し得ないのが現在の實際の状況である。

その問題について政府からの諮問を受けた法制審議會でも、主義として敢て其の採用を否なりとしたのではなかつたが、其の具體的の方案については、遂に意見の一致を見ることが出來ず、主査委員會では、其の主義に基づく總ての提案が何れも過半数に達せずして否決せらるるの運命に遇つた。本稿を草するまではまだ總會は開かれなから、總會でどうなるかは未定であるが、主査委員會をすらも通過することが出來なかつたものが、總會で復活することは、豫想し難い所であるから、恐らくは、同會における比例代表案は、結局不成立に終るの外ないものと思はれる。

○

何故に比例代表法につき、多数の満足を得るやうな具體的の方策を得ることが、此の如く困難であるかと謂ふと、それは主として二の理由に因るものである。

其の一は、完全に比例代表の目的を達し得る爲には、選舉區制度を撤廢し、全國を通じて比例的ならしむる途を講ずることが必要であるが、選舉區制度には多年の因襲が有つて、之を撤廢することは、實際問題として甚だ困難であることである。

選舉區制度の撤廢と謂へば、ドイツ流の所謂自動式の選舉法、即ち法律上には議員の定員數を一定せず、各黨派より定數(ドイツは六萬票)の得票毎に一人の議員を出だすものとし、一應は選舉區を區劃しても、それを絶對のものとはしないで、各選舉區に於ける各黨派の剩餘投票を更に全国的に綜合して、それに基づいて各黨派から更に追加的にそれに相當するだけの議員を出すといふやうな方法を思考することが出來るが、併しそれには、定員數が一定して居らぬ爲に、棄權者の多少に依つて議員數が増減するといふ缺點が有り、又それは絶對拘束の名簿式を前提とするものであるが、これには後に述ぶるやうな反對が有つて、到底多数の賛成を得ることが不可能な状態に在る。

全国的に投票を綜合して計算することが、望み難いとすれば、選舉區制度を維持するの外は無いが、選舉區制度を維持するとしても、比例代表法の目的を達する爲には、出來るだけ選舉

區を大きくする必要がある。然るに實際上は二府縣以上に跨つて之を一區とすることは、いろいろの困難が有つて實現不可能であり、一府縣を單位とするの外は無いが、府縣を單位とすることになると、府縣の大小殊に其の人口の多少は甚だ區々であつて、東京府の如き現在でも三十一人を選出して居るやうな所（現在の人口に依つて改定すると更に多數に達する）も有れば、鳥取縣の如き一縣僅に四人を出だすに止まつて居る所も有り、頗る權衡を失するを免れない。其の權衡を得せしむる爲に、最も小さい縣を標準として選挙區を分つことにすると、結局は現行制度のやうに、一區から三人乃至五人を選出するものとする所謂中選挙區制に落付く外は無いいことになる。是が法制審議會の小委員會において、いろいろの議論の末、小委員會案としては遂に現在の選挙區制度を維持することとなつた主たる理由である。

併しながら、一區から三人乃至五人を選出するに止まるやうな選挙區制度を維持するならば、比例代表法を採用することは、無意味であり、やり方に依つては、却つて現在よりも一層甚しき弊害を生ずる虞あるものである。

何故にそれが無意味であるかと謂へば、さういふ選挙區制度の下においては、假令比例代表法を採るとしても、それは要するに唯三人乃至五人の中で、各黨派をして其の投票數に比例した議員數を出ださしむるに止まるのであるから、其の結果はこれまで政友會から三人當選すべ

き筈の所を二人しか當選しないことが有つたのを、正當に三人當選者を出すことが出来るとか、民政黨から二人しか當選しない筈を三人當選することが有つたのを、正當に二人だけ當選することになるといふくらゐのことに過ぎない。若し連記投票制であれば、一選挙區から選出せられる三人乃至五人の議員を、全部一黨派で獨占することになるのであるから、それを比例代表制に改めることは、相當に意味の有ることであるが、現行の制度のやうな單記投票制であれば、相當の程度には比例代表の目的が既に實現せられて居るのであるから、それを比例代表法に改めたとしても、其の結果は唯前に述べたやうに、或る選挙區において、一黨派から二人を出して居たのが三人になり、三人を出して居たのが二人になるくらゐのことで、それだけでは、當選者又は落選者の個人の問題としては、必ずしも重要でないことはないが、選挙の大勢から謂つては、何等の影響もない無意味の改革といふの外はない。

それのみならず、若し比例代表の方法として、絶對拘束の名簿式に依らず、選挙人をして候補者に投票せしむる方法を取るとすれば、其の結果は比例代表制の採用の爲に、却つて現在よりも一層弊害を生ずる源を爲す虞が有る。

それは何故かと謂ふと、現在のやうな所謂中選挙區制を維持して、各選挙區毎に比例代表制を採用することとすれば、一選挙區における各黨派所屬候補者の總得票數を出来るだけ増加せ

しむる必要が有る爲に、各黨派から無理にも成るべく多數の候補者を立たしむる傾向を生ずべきことは必然であるからである。候補者濫立の結果は、同黨派内の同志打の弊は一層甚しくなる虞が有り、少數派殊に無産黨に屬するものは、これまでよりも一層當選が困難となるであらう。

比例代表制を採用せんとする一の重要な目的は、之に依つて無産者階級、勤勞階級にも比較的容易に議會に相當数の代表者を出だすことを得せしめようとするに在るのであるが、中選舉區制度を維持することの結果は、却つて其の進出を阻止することに歸する虞あるもので、それでは到底賛成し得られないものと謂はねばならぬ。

それであるから、比例代表制の目的を達する爲には、現在の如き選舉區制度を改むることが、第一の必要であるが、併し選舉區は議員に取つては其の選舉母體であり地盤でもあるので、選舉區制度の改革は現在の議員諸氏に對しては痛切な實際上の利害關係が有り、其の改革について多數の意見の一致を得ることは、甚だ困難な事情が有る。比例代表制の採用に付いて、具體的の方策を得難いことの第一の理由は、實に此の點に在る。

○ 他の一は、比例代表の目的とする所は、各黨派の得票數に比例して、各黨派から選出せらる

べき議員數を定めることに在るのであるから、完全に其の目的を達し得る爲には、選舉人をして、人に投票せずして黨派に投票するものたらしむる必要が有るのであるが、それには誰が議員となるかの人の選擇は、一にこれを各黨派の幹部に一任し選舉人には人を選択する餘地は全く無く、單に何れの黨派に賛成するかを投票に依つて表示することを得せしむるだけに止めねばならず、しかもそれは一方には選舉人の意思の自由を甚しく制限するものであるといふ非難が有ると共に、一方には各黨派の内部における統制が不完全である爲に、實行上甚だ困難であることの缺點を免れない。

従來の選舉制度は、衆議院はいふにおよばず、その他如何なる選舉にもせよ、常に選舉人の投票の多數に依つて特定の地位に就くべき人を選定する方法として理解せられてゐたのであつて、それが總ての選舉制度に通ずる根本の要點を爲して居る。此の根本原則は、従來の選舉制度に慣れてゐる普通の社會感情から謂つて、容易に之を捨て難いことは、怪むに足らない所で、従つて主義として比例代表制に賛成して居る人々でも、此の根本原則だけは尙之を維持し、選舉人をして候補者其の人に投票することを得せしめようとするものが、大多數を占めて居る。

併しながら、選舉人をして候補者中の或る人に投票することを得せしめながら、しかも比例代表の目的を達しようとするのは、實行上甚だ困難であるのみならず、それには又いろいろの

弊害を生ずべき原因が含まれて居る。

第一に思考せらるるのは、所謂單記移讓式の比例代表法であるが、併し第一に選挙人をして候補者に一・二・三・四等の順位を附せしむることは、簡單明瞭を旨とする選挙制度に在つては餘りに複雑に過ぐるもので、その點に於いて既に賛成し難いのみならず、第二に選挙人をして候補者に順位を附せしむることの結果は、同黨派間に於いて其の順位の高下を争ふための同志打を甚しからしむる虞が有り、更に第三には、投票を計算して當選人を決定する上に、非常に煩雜な手数を要し、時日を遷延せしむる患が有る。其の煩雜さは、現在の如き中選挙區制の下においても、尙殆ど堪へがたい程に上るのであるが、若し選挙區を一層大きくすれば、その煩雜さは一層甚しくなり、到底實行不能に陥るの外は無い。況んや當選訴訟が起つた場合などには、一層其の煩雜さに堪へないであらう。

單記移讓式が採用し難いとする、次に思考せられるのは、選挙人をして現在の制度と同様に或る一人の候補者に投票せしめ、しかも其の投票を以て、同時に其の候補者の所屬する黨派に對する投票と看做すといふ方法である。

これが法制審議會の小委員會の假案として主査委員會に報告せられた二案中の一であるが、斯ういふ方法を以てし、しかも選挙區制度を現在のままとするのであれば、それは現行制度の

缺點に對して何等矯正する所が無いのみならず、却つて一層弊害を大ならしむる虞あるに止まることは、前にも述べた所であるのみならず、人に對する投票を以て同時に黨派に對する投票と看做すことは、無理な擬制であつて、それは場合に依つては選挙人の意思に反する選挙たることを免れない。

小委員會で作成せられた二の假案中の他の一は、選挙人をして各黨派の候補者名簿の中二人だけに、一及び二の順位を附して投票せしめようとする案であつたが、これは單記移讓式が如何にも煩雜に過ぎ實行不能である爲に、其の順位の附け方を第二位までに止めようとするだけのもので、其の外にはそれを正當ならしむるに足るべき何等の理由も無く、要するに中途半端のものたるに過ぎぬ。

選挙人をして候補者其の人に投票せしめようとする案は、此の如く如何なる方法を取るとしても、比例代表の目的を達するには不適當であり、それに依つて選挙界の廓清を圖ることは不可能と謂はねばならぬ。

しかも、選挙人をして全く人を選択するの餘地なからしめ、選挙人は單に或る黨派にのみ投票するものと爲し、人の選定は全部之を各黨派の幹部の裁斷に一任することが、現在の政黨内部の統制上、實行不可能であるとすれば、比例代表法の採用は、ここに一頓挫を來すの外は無

法制審議會が折角政府の諮問を受けながら、政府の熱心な希望にも拘らず、遂に政府に答申すべき比例代表法の成案を得ることが出来なかつたのは、主としては、以上二の理由に基づいたもので、現在の事情の下においては、まことに已むを得ないことと謂はねばならぬ。

○ 私自身の主張としては、他の機会において既に屢々述べた通りに、比例代表の最も適切なる方法は、各党派の内部の統制を強固にして、議員たるべき人の選定は、一に之を各党派の幹部に一任し、選挙人は單に各党派の何れか一に投票することを得るに止めしめることに在ると信じて居る。

其の主張の大意は、數年前に公にした「現代憲政評論」の中にも掲載せられて居るから、それに付いて御覽を願ふこととし、今之を繰り返すことを避けるが、其の主たる理由としては左の諸點を擧げることが出来る。

一、選挙人をして議員たるべき人を選定せしめようとすることは、元來適當な方法ではないこと。

適當に人を選定するには、能く人を知ることが必要であるが、人を知るの明は、之を一般民

衆に期待することは、望み難い。平常親しく交際して居る間ですらも、十分に人格を知ることには困難であるのに、餘り交際も無い多くの候補者の中から、最も適當と思ふ人を選定せよと謂つても、それは一般民衆に對し不可能を強ふるものである。

其の結果は投票の買収や其の他の不正運動に因つて、民衆を動かすに至るのであつて、投票の買収の行はるる最も大なる原因の一は、選挙人をして人に投票せしむることに在ると思ふ。若し選挙人をして人に投票せずして党派に投票するものたらしむるならば、投票買収の弊は相當の程度にまで之を除くことが出来るであらう。

二、各候補者をして選挙運動の費用を不必要ならしむること。

選挙人をして人に投票せしめずして党派にのみ投票せしむるものとすれば、候補者各個人としての選挙運動は全く不必要となり、唯党派としての運動が必要であるばかりである。其の結果は、党派としては勿論相當多額の選挙運動費を要するわけであるが、候補者各個人に取つては、全然運動費を要しないこととなるのであるから、全體の上においては運動費を節約すること頗る大なるものが有ることは言ふまでもない。

三、無産階級の諸團體其他の少数派にも議會に進出することを得べからしむること。過激な非合法的の潜行運動を防ぐ最も有力な方法の一は、議會に其の代辯者を出だすことを

得べからしむることに在るが、これまでのやうに、選挙運動の爲に巨額の費用を要する状態においては、それは殆ど望み難いところで、普通選挙法の施行後選挙の回を重ねるに従つて議會における無産派の勢力が、却つて益々沈衰の傾に在るのは、其の點に其の重なる原因が有る。若し選挙人をして人に投票せしめて黨派に投票することを得せしめ、しかも全國に通じて投票を計算するものたらしむるならば、無産派又は其の他の少数派も、それぞれ其の同情者の數に比例して、相當な代辯者の數を議會に進出せしむることが可能となることは疑ひを容れぬと思ふ。

四、有能の士を議會に出だす望みが多くなること。

これまでのやうに、候補者各個人に選挙運動が必要であり、従つて又その爲に巨額の費用を要する状態においては、議員として最も適任であるべき有能の士でも、選挙運動の煩しさと、其の費用との爲に、議員となることを忌避する傾が強い。若し個人的な選挙運動の必要が全く無くなるとすれば、有能の士を議會に得ることの望みが、今日よりも遙に多くなることは當然である。

それは又人の選定を専ら黨派の幹部に一任するのであるから、黨派の領袖が落選するやうな危険を全く無くすることが出来る。

五、選挙を簡單明瞭にし、選挙人をして確實な選擇の標準を得せしむること。

選挙人をして人に投票せしめ、しかも多數の候補者の中から一人だけを選ばしむるやうな現在の方法では、選挙人に確實な選擇の標準が無く、そこに投票の買収を促がす一の大なる原因が有る。

之に反して、選挙人をして各黨派の中の何れか一を擇ばしむることになれば、選挙人は人を選択するよりは遙に確實な自分の良心に依つて之を選択することを期待することが出来る。

又それに依つて略確實に、何れの黨派が國民の間にどれ程の信頼を得て居るかを、知ることが出来る。而してそれは選挙制度の最も大切な眼目點の一でもある。

六、各黨派の主張をして旗幟鮮明ならしむることを促す原動力となること。

選挙人をして人に投票せしめずして黨派に投票せしむる結果は、黨派として國民の信用を得る必要が一層痛切となり、其の結果は、各黨派をして其の主張を明白ならしむる上に少からざる効果あることと思ふ。

右述べたやうな理由に因つて、私は所謂絶対拘束の名簿式比例代表法を以て、最も適當な方法であると信じ、かねて之を主張して居るものであるが、併しそれを實行する爲には、黨派内部の統制を強くし、幹部の威令が普く黨派内に行き届き、全黨派が一絲亂れず甘じて幹部の命

令に服する状態に在らねばならぬ。しかもそれが現在においては到底望み難い所であるとすれば、比例代表法の採用も亦殆ど望み難い。

比例代表法の諸案

昭和九年一月號「國家學會雜誌」所載

昨年の夏期休暇前から、選挙法改正要綱中最後に残されて居た比例代表法を採用することの當否如何及び若し之を採用するとせば如何なる方法を取るべきかの問題につき審議を重ねて居た法制審議會では、遂に十二月八日に開かれた最後の總會において、比例代表法につき適當なる成案を得ずといふ主査委員會の報告を承認し、其の旨を政府に答申することに議決した。多年政界の懸案であつた比例代表法採用の問題は、法制審議會においては、斯くして遂に不成功に終つたのである。さきに政府が選挙法改正の要綱につき法制審議會に諮問した主眼點は比例代表法の採否の問題であり、齋藤首相自身も成るべく適當なる成案を得て比例代表法を採用することを希望する旨を言明したのであるから、それが遂に成案を見るに至らなかつたことは、政府に取つても深く遺憾とする所であらうと思ふ。何故に此の如き結果を見るに至つたかといふと、それは必ずしも委員の多數が比例代表法の採用を非なりとなした爲ではなく、唯如何にして之を實現すべきかの具體的の方策について、如何なる方法を取るにしても、實際上の支障を生ずる點が尠くない爲に、何れの案も多數の賛成を得ることが出來ず、遂に總ての案が等し

く否決の運命に遇ひ、諸案全部の消滅を見るに至つたのである。其の茲に至るまでの経過を見ると、比例代表法の採用が如何に技術上に障碍が多いかを示す好箇の例證と爲すことが出来る。因つて以下成るべく簡明に其の経過の大要を述べて、後日の参考に供したいと思ふ。

○

初め主査委員会において比例代表法の審議を始むるに當り、議事の順序として、先づ主義として比例代表法を採用することの可否如何を議題として、それについて討議を爲し、若し之を否とすることに決すれば、問題は當然消滅するし、若し之を可とすることに決したならば、其の時始めて其の具體的の方策についての審議に移るが當然であるといふ議論も主張せられたのであつたが、しかし比例代表法の採用と謂つても、其の具體的方法が定まらねば、其の可否を判断することは不可能であるから、先づ其の具體案について審議するのが適當であるといふ議論が、多数であつて、大體論については討議を爲さず、直にこれを十人から成る小委員会に移し、具體案について審議を爲さしめたのであつた。

小委員会は直に具體案の審議に著手したが、小委員会に提出せられた案は合せて八案に及んだ。

八案の中四案は、幹事の調査に成るもので、其の中第一案は、假に「内務省案」とも稱すべく、主として内務省の事務當局の立案主張に成るものであり、第二案は、假に「齋藤案」と稱せられて居り、内務省の齋藤政務次官の主張に係るものである。他の二案は参考材料として提出せられたもので、其の中第三案は絶対拘束の名簿式比例代表法であり、第四案は單記移讓式の比例代表法である。此等の四案の外に、第五案として、選挙肅正同盟會の名において田澤義輔委員から提出せられたものが有り、第六案として、比較的之と類似したものに、安部磯雄委員の提出に係るものが有り、其の外尙第七案として森口繁治委員の提出案と、第八案として松本忠雄委員の提出案とが有つた。此等各案の内容は、法律時報の昨年十二月號に掲載せられて居るから、それについて参照せられたい。

○

此等の諸案が逐次小委員会の審議に上つたのであつたが、第一に、絶対拘束名簿式の比例代表法は、選挙人に全然候補者を選択する自由を與へず、單純に各黨派から提出した候補者名簿に投票せしめ、各名簿の投票に比例して其の名簿の中より出だすべき當選者の數を定め、而して何人が當選者となるかは、専ら各黨派から提出した名簿に記載せられた順位に依らしめようとするもので、此の方法は、選挙運動を個人的の競争から團體的の競争に移し、選挙人は人に投票せずして黨派に投票するものと爲すものであるから、選挙運動の費用を減じ、投票の買収

を防ぎ、選舉界の廓清を圖る上には最も有效であるべきことは、多數の認むる所であつたけれども、しかしそれは一面において選舉人の意思の自由を甚しく拘束するものであるのみならず、各黨派の内部において候補者名簿を作成するに當り、其の順位を定むる上に、甚しい混亂を生じ、弊害百出收拾すべからざるものがあり、又少壯新進の士の進出を困難ならしむる處があるといふ説が、多數の委員の同意する所となり、採擇すべからざるものと決した。

第二に、單記移讓式の比例代表法は、大體においてアイルランド自由國の取つて居るやうな方法に倣つたもので、選舉人をして自ら候補者を選択する自由を有せしめながら、而も比例代表法としての合理性を具備するものであるが、しかし此の方法は各選舉人をして候補者に順位を附せしむるもので、其の點において餘りに複雑であるのみならず、投票を計算して當選人を定むるまでに、非常な手数と日時とを要し、實行上の困難が甚しく、假令現在の如き所謂中選舉區制を取るにしても、尙選舉人の數が區に依つては十數萬又は時として數十萬にも上るのであるから、實際上に殆ど實行不可能であるといふのが、主なる理由で、是も採擇すべからざるものと決せられた。

第三に、選舉肅正同盟會案と安部氏の案とは、全國的に投票を綜合計算する方法を取つて居ることにおいて共通であるが、其中同盟會案は、最もドイツの方法に近く、議員の定數を一

定せず、一定の當選點（約二萬三千票）を定め、其の當選點に達する毎に一人の議員を出だし得るものとし、且つ各選舉區（道府縣）における餘剩投票は更に全國的に綜合計算して、各黨派より相當數の追加當選者を出だすものとするに於いて、ドイツの方法と同様である。唯ドイツと異なる所は、絶對拘束名簿式に依らず、選舉人をして名簿の中の或る任意の一人を指定せしむるものとして居ることに在る。名簿は各選舉區毎に各黨派より提出するのであるが、併しそれには順位を附せしめない。選舉人は或る一の名簿の中の或る一人を指定して之に投票する。其の投票は候補者其の人の投票として計算せらるると共に又其の屬する名簿即ち黨派の得票としても計算せられる。當選人を決定するには、先づ各選舉區において、各名簿毎に其の名簿に屬する各候補者の總投票數を集計し、それを當選點を以て除し、その得た數を以て、其の名簿から出だすべき當選者の數と定め、而して當選者の順位は其の名簿における候補者の個人的得票數の多寡に依つて決する。更に第二次において、各選舉區における各黨派の餘剩投票を全國に通じて集計し、之を當選點を以て除し、その得た數を以て各黨派より出だすべき追加當選者の數とする。而して當選者の順位は、全國の各選舉區を通じ、その黨所屬の候補者中第一次に當選者となることを得なかつた者の中から、個人的得票の最も多い者から之を取る。

是が選舉肅正同盟會案の概要で、大體においてドイツ流の自動式比例代表法を骨子とし、唯

絶對拘束名簿式に代ふるに不拘束單記名簿式を以てせるものである。それは全國的に投票を綜合計算するものとして居る點において、著しい長所が有り、之に依つて少數派にも議會に進出し得べき機會を得せしむることに少からず効果を有し得べきものであるが、併し一方に於いては、(イ)議員の定員數が定まつて居らぬ爲に、各選舉區において棄權者數の多少に應じて、其の區より出だす議員數に増減を生ずる缺點が有り、(ロ)選舉人をして候補者中の或る一人に投票せしむるものである爲に、選舉運動をして個人間の競争たらしめ、同じ黨派から二人以上の候補者を立てて居る場合には、同志討を爲さしむる處あることは、現行の制度と異ならないものであり、選舉運動の廓清といふ點からは、殆ど何等の効果を期待し得ない。(ハ)選舉人をして候補者中の或る一人に投票せしめながら、其の投票を以て同時に特定の黨派に對する投票として計算することは、無理な擬制である。選舉人が或る一人に投票する場合は、必ずしも其の人が如何なる黨派に屬して居るかには重きを置かず、其の人に對する個人的の情誼や其の他の人的關係から投票する場合が多い。之を以て直に黨派に對する投票と看做すことは、選舉人の意思に反するものとなる處が有る。(ニ)追加當選者の定め方においても、ドイツにおけるとは異なり、各候補者の個人的得票數の多寡の順序に依るものとして居るのであるが、各候補者の得票數は、各選舉區における特殊の事情によつて左右せらるるもので、單純に得票數の順序に

依つて當選者を定めることは、甚だ公平を失するものたることを免れない。同じ選舉區においてこそ投票の多寡によつて當選者の順位を定むる理由が有るが、選舉區が異なれば投票數の比較によつて當選者を定むることは、全く正當の理由を缺いて居るものである。

此等の缺點が有る爲、殊に追加當選者の定め方に明白な不合理の有ることと、議員の定員數の定まらないことが、從來の制度に比し餘り懸隔の甚しいことが、重なる理由となつて、選舉修正同盟會案も遂に不採擇に決せられた。

安部磯雄氏の提案は、不拘束單記名簿式を基本とすること及び投票を全國的に綜合計算するものと爲すことにおいて、前の案と共通であるが、唯議員の定員數を法律上に一定するものとして居ることにおいて、之と主義を異にして居る。それは第一次においては選舉區を分ち、各選舉區毎に個人的得票の多寡に依つて當選者を定むることは、現行制度と同様であるが、唯それは確定の當選ではなく、假當選であつて、更に全國に通じて各黨派の得票を合計して、按分比例を以て各黨派から出だすべき議員數を定め、此の各黨派に割當てられた議員數と假當選と決せられた各黨派の當選者數との間に喰違が有る場合には、若し假當選者の方が超過して居るならば、其の超過數だけを各選舉區における各候補者得票數の百分率の最も少い者から順次落選とし、若し假當選者の方が少ければ、其の少いだけ落選候補者中其の百分率の最も多い者か

ら順次之を補充するものとするのが、其の案の骨子である。

併し此の案も選舉の結果を補正する手續の上に重大な缺陷が有つて、一旦當選者と決して居た者が落選者となり、落選者であつた者が却つて當選者となり、しかも其の當選又は落選と決する標準を得票数の百分率に依ることは、決して公平とは謂ひがたく、多數の賛成を得ることは困難であつたので、提案者は自ら選舉修正同盟會案に合流する旨を言明せられ、隨つて同盟會案が否決せらるるに依つて、當然それと運命を共にすることとなつた。

斯くして、小委員會には他の四案が残つたのであつたが、此等の四案の中、齋藤隆夫氏の提出に係る第二案は、最も簡單明瞭で、比較的最も現行制度に近く、齋藤氏は最後まで之を固持せられたのであつた。但し選舉區制については最初の提案は府縣を單位とする案であつたが、後には現行の中選舉區制をそのまま維持することに改められた。選舉の方法においても、名簿を用ゐず選舉人をして候補者中の一人を自書して投票せしむることにおいて、全く現行制度と同様である。唯現行制度と異なる點は、立候補の届出につき各黨派より連名簿を届出づるを得せしむること、及び各候補者の得票は同時に其の所屬黨派の得票と看做し、同一黨派に屬する各候補者の投票数は全部之を通算し、以て各黨派より出だすべき議員數を定め、得票の多寡に

依つて當選者を定める點のみに在る。提案者は最初自ら之を「單記綜合移讓式比例代表法」と稱して居たが、併し其の案の内容とする所は、單に同一黨派に屬する候補者の得票は全部通算して其の黨派の當選者數を定めるといふだけで、敢て一人の得た投票を他の者に移讓するといふのではないから、後には其の名稱を「自書式單記綜合比例代表法」と改むることとなつた。それが果して比例代表法と稱し得べきものであるや否やも疑はしいが、それは尙後に述べる。

第二に、内務省案は「Hagenbach-Bischoff式議席配當法を骨子としたる比例代表法」と稱して居り、比較的名簿式に近いもので、投票は齋藤案におけるとは異なり、選舉人をして投票用紙に被選人の氏名を自書せしむるのではなく、豫め候補者名簿を印刷し、選舉人をして何れかの名簿の中の或る一人に或る記號を附せしむるものとするのであり、又選舉區は府縣を單位となし、一府縣一區を主義として居ることにおいて、齋藤案と異なつて居るが、其の他の點においては、選舉人をして或る一人を指名せしむる不拘東單記式であること、各名簿に屬する各候補者の總得票數を合計して、それに依つて各黨派から出だすべき議員數を定むること、當選の順位は各候補者の得票の多寡に依るものとするこの諸點においては、齋藤案と同様である。即ち其の齋藤案との相違は寧ろ僅少で、選舉區制度を外にしては、唯自書式であるや否や、詳しく言へば、選舉人をして自ら被選人の氏名を記入せしむるか、又は印刷した名簿の上に記號を附

せしむるかが、其の主要の差異であり、その他においては、殆ど主義を同じうするものと謂つても不可ないのである。

第三に、森口博士の提案は、不拘束單記名簿式に或る程度において移讓式を加味して居ること、及び選挙區の内部に更に各候補者の立候補の根據地たる區を分つものとして居ることにおいて、他の諸案と異なつた特色を有つて居る。其の案に依ると、第一に、選挙區は一區から五人乃至八人を選出するものとする。即ち現行制度に比らべると、稍選挙區を大ならしむる主義を取るもので、それは比例代表の主義を實現する上に必要とせられたのである。各選挙區を更に選出すべき議員定數に應じて五區乃至八區に區劃し、各候補者は其の何れか一區を立候補の根據地として届出づることを要し、同じ黨派から届出づる候補者は一區一人に限られる。それは候補者名簿の作成の爲にするもので、名簿に印刷せらるる候補者氏名の順序は、選挙人の心理に少からざる影響を及ぼし、第一位に記載せられて居る候補者が、不當に利益を受くる結果となるので、其の不公平を避くる爲めに、各區において其の區を根據地として立候補した候補者を第一順位に記載し、其の他は抽籤に依つて其の順位を定むることとするのである。此の區を提案者は初は「立候補區」と稱して居たが、後には之を「小選挙區」と改稱し、其の案の全體を「小選挙區比例代表法」と稱することとしたが、併し實はそれは選挙區ではなく單に名簿記

載の順位を定むるが爲にするに過ぎないので、當選人決定の單位は五人乃至八人を選出する大選挙區においてするものであるから、之を小選挙區と稱するのは、誤解を生ずる處がある。第二に、選挙人は任意に何れかの名簿中の或る一人を指名して投票するもので、即ち不拘束單記名簿式を取ることに於いては、内務省案と同様であるが、唯選挙人をして、正候補者の外に副候補者を指名することを得せしめる點において、單記移讓式を加味して居るものである。即ち選挙人をして、或る名簿に記載せられて居る候補者の中二人を選び、之に一・二の順位を附して投票することを得せしむるのである。各名簿における候補者の第一順位として得た得票數の合計を以て、其の名簿の得た得票數とし、其の得票數に比例して各名簿から出すべき當選者の數を定むることは、内務省案と同様である。唯名簿において誰を當選者とするかの定め方に付き、Hare-Clark式の移讓法を用ゐることにおいて、内務省案における如き、單純な單記と異なつて居るのである。

第四に、松本忠雄氏の提案は、全然名簿式を採らないことにおいて、森口案と異なつて居るが、選挙人をして一・二の順位を附して、第二順位までの候補者に投票せしむることを得せしむるものとするに於いては、森口案に類似して居る。即ち名簿式を加味しない單記移讓法で、唯それは第二順位までに限定せられた單記移讓法である。選挙區は現行制度をそのまま維

持せんとするものであり、投票は齋藤案と同様に自書式に依らんとするもので、即ち選挙人をして第一第二の順位を附して二人の候補者を自ら連記して投票せしめようとするのである。其の特色とする所は、黨派の如何に拘らず、専ら選挙人の指定に従ひ投票を移譲せしめんとすることに在る。齋藤案と等しく比較的現行制に近いもので、唯現行制度の無移譲單記と異なり、第二順位にまで限られて居るとは言ひながら、尙或る程度における投票の移譲を認め、以て比例代表の主義を加味せんとするものである。

○

以上の四案に對し小委員会においても、委員中には其の何れの案にも賛成し得ないとする者も有つたが、兎に角此等の四案につき審議を進めることとなり、而して成るべく各案を調和して適当な成案を得んが爲に、小委員会から更に提案者間の協議會に移したが、其の協議の結果、齋藤案を除く他の三案は、相合流して、別に一案を作成し、之に對して齋藤案は尙そのまま維持せられ、結局二案として報告せられた。

齋藤案の要領は既に述べた如くであり、新に作成せられた一案は「名簿式と單記移譲式との契合したる比例代表法案」と題し、其の要綱は左の如くである。

一 選挙區は現行中選挙區制を維持する。

二 各選挙區に於て各黨派から議員候補者名簿を提出せしむる。候補者には順位を附せしめなく。

三 投票の方法は豫め候補者名簿を印刷した投票用紙を作成し、選挙人をして一の名簿の候補者中に就き一・二までの當選順位を附せしめる。

四 各名簿に記載せられた議員候補者の第一順位得票数の總計を以て當該名簿の得票数とし、此の得票数を基礎とし、所謂「Hondt」式議席配當法を以て議席を配當する。各議員候補者の當選順位は「Hare-Clark」式移譲法を以て之を定める。

此の案において注意せらるべきことは、第一に、選挙區制に關して、最初の内務省案は、府縣を單位とするものとし、森口案においても、一區から五人乃至八人を選出するものたらしめようとするものであつたが、遂に現行の一區から三人乃至五人を選出するものとする所謂中選挙區制をそのまま維持するものと決したこと、第二に、選挙の方法について、松本案は自書式を取り、又名簿式を加味しない單記移譲式を取つて居たのが、大體において森口案の主義に依り、不拘單記名簿式と或る程度の移譲式との加味せられたものと爲つたことである。

之を齋藤案と比較すると、選挙區制においては等しく現行制度を維持せんとするもので、その點において全く相一致し、選挙人をして任意の候補者を指定せしめ、其の候補者に對する投

票を以て同時に黨派の得票と看做し、各黨派の得票數に應じて各黨派に議席を配當するものと爲すことにおいても、同様である。異なる所は、唯齋藤案は自書主義を取り又單純の單記であるに反して、新案は印刷した名簿を用ひ、候補者二人に一・二の順位を附せしめ、其の限度において當選者の定め方に移讓主義を採用して居ることに在る。

以上の如き二案が小委員會に報告せられたのであつたが、小委員會では、此等の二案の何れを取るべきかにつき、これを採決することを爲さず、二案共に之を主査委員會に報告することとなつた。

主査委員會においては、此等の二案の何れに對しても、更に餘剩投票を全國的に綜合計算して當選者を定むる制度を設けることの修正案が提出せられたので、報告せられた二案と其の各に對する修正案とを加へて、合せて四案となり、其の四案につき討議の末採決を行つたのであつたが、四案何れも過半数に達せずして消滅し、結局比例代表法については適當な成案を得ることが出来なかつたといふ結果に歸著し、其の旨を總會に報告し、而して總會においても、其の報告が承認せられたのが此の問題についての經過の概要である。

○ 何故に此の如き結果を見るに至つたかと謂ふと、其の第一の原因としては、選舉區制度の定

め方についての困難を擧げねばならぬ。比例代表の目的を達し得る爲には、選舉區を出来るだけ大きくするか、然らざれば選舉區を以て當選人を決定する最終の單位と爲さず、各選舉區における餘剩投票を更に全國的に綜合計算する制度を設ける必要が有る。併し選舉區を大きくすることは、選舉運動の區域を擴大することに歸するのであるから、選舉運動に要する費用を益益巨額ならしむるもので、選舉廓清の目的から見ても、一層其の目的を阻害するものと謂はねばならぬ。随つて選舉區を大きくするよりは、ドイツにおけるやうに、全國的に餘剩投票を綜合計算する方法を設けることが、最も比例代表の目的に適合するものであり、此の意味において、選舉肅正同盟會案及び安部氏の提案は正當の理由あるものであり、又主査委員會において提出せられた修正案も同じ理由に基づいて居るものであるが、唯ドイツ流の自動式比例代表法は、第一に、法律上に議員定數を一定しないこと、及び第二に、絶對拘束名簿式を採用することを前提として居るもので、而して此等の二點ともに、現行制度からは甚しく遠ざかつて居るもので、現行制度に慣れ、其の制度の下に現に議員となつて居る諸氏の賛成を得ることは、殆ど望み難い。しかも若し此の二點を採用せず、法律上に議員定數を一定し、且つ選舉人をして任意の候補者を指名せしむることとすれば、全國的に投票を綜合計算する制度を設けることは、極めて困難であつて、適當な成案を得難い。選舉肅正同盟會又は安部氏より提出せられた案の如

き、何れも不合理性を免れないことは、前に述べた通りである。

其の第二の原因としては、選挙人をして自ら任意の候補者を選挙せしむることの主義が、尙依然として一般の心理を支配し、殆どそれが選挙制度の動かすべからざる基礎原則の如くに、考へられて居ることを挙げねばならぬ。絶対拘束名簿式の比例代表法が、全く實行に適しないものとして、最初に廢棄せられたのは、それが爲であり、其の他の諸提案が自書式と名簿式との差異は有るにしても何れも候補者の自由選擇を認めて居ることにおいて共通であるのも、同じ理由に基づいて居るものである。併しながら、候補者の自由選擇主義と比例代表制とは、純然たる單記移讓式を取らない限りは、之を調和せしむることは、甚だ困難である。而も單記移讓式は餘りに複雑であつて、實行不可能であるとすれば、結局候補者の自由選擇主義を維持する限り、比例代表法として合理的な成案を得ることは、殆ど望み難いこととならねばならぬ。

此の二の理由に基づいて、結局小委員会案としては、二案共に現行の中選挙區制度を維持し、且つ選挙人をして特定の候補者に投票せしめ、而も其の投票を以て其の所屬黨派の得票と看做し、各黨派の得票數に比例して、各黨派に議席を配當するものとするの主義に歸著したのであつて、兩案の間には、自書式と名簿式、無移讓單記と一人だけを限つた移讓單記との差異があるけれども、此等の差異は寧ろ些末の點に在つて、大體の主義においては兩案とも略一致して

居るものと謂ふことが出来る。

就中、齋藤案は、最も現行制度に近く、又最も實行し易い案であつて、それが比較的によく實際政治家の賛成を得て居るのも、此の點に其の原因が有るものと思ふ。

併しながら、斯ういふ案を以ては、毫も選挙廓清の目的に役立ち得べきものでないことは明瞭であるのみならず、比例代表の點から言つても、此の案に依つては決して其の目的を達し得るものではなく、却つて一層其の目的を阻害するものと謂はねばならぬ。

成る程、一選挙區内においては、各黨派の得票に比例して、各黨派に議席を配當するのであるから、その點においては比例代表法と謂ひ得るやうであるが、第一に、人に對する投票を以て直に黨派に對する投票と看做すことは、頗る不合理であつて、それは屢々選挙人の意思に反する結果となるべきことは、前にも述べた通りであるのみならず、假にその點は看過するとしても、第二に、それは唯一選挙區内、しかも僅に三人乃至五人を出だすに止まる一選挙區内における比例代表たるに止まり、全國的に見れば決して比例代表法と稱し得らるべきものではなく、却つて現行制度よりも一層比例代表の主義に遠さかる虞あるものである。

何となれば、比例代表の主たる目的とする所は、少數派にも其の得票に比例するだけの當選者を得せしめようとするに在るのであるが、中選挙區制において、人に對する投票を直に黨派

に對する投票と看做し、各黨派に屬する總ての候補者の得票を合算して、之を其の黨派の得票とすることにすれば、多數の候補者を出だし得る餘裕ある大政黨をして不公平に有利ならしめ、少數派は全國的に見れば相當の得票が有るとしても、一選舉區内においては、大政黨に壓せられて當選點に達することが一層困難となり、隨つて全國的に見て、少數派に取りては現行制度よりも一層不利の地位に立つことが明瞭であるからである。

而して此の點においては、三案の合流に依る新案も、齋藤案と大なる差異なく、要するに兩案共に、名は比例代表法と稱しても、其の實は全く之に適しないものであり、それが遂に不成立に終つたのも、寧ろ當然といふべきものと思ふ。

○
選舉制度の改善は多年の宿題であり、比例代表法の採用も、其の一の方法として講究せられたのであつたが、以上述べたやうな經過は、今日においては未だ之を採用すべき時期に達して居らぬことを證明したものと謂ふことが出来る。其の審議は遂に無結果に終つたとは謂へ、比例代表法の採用が容易に實現し得らるべきものでないことを明にしたことにおいて、必ずしも無意味ではないであらう。

投票買収の防止

—選舉革新案の結末—

昭和九年四月九日發行「帝國大學新聞」所載

衆議院議員の選舉において、投票の買収が全國殆ど到る處に行はれることは、公然の秘密ともいふべき事實で、それは實に議會制度に對する冒瀆であり、立憲國としての日本に取つて、大なる恥辱でもある。これが改まらない限りは、議會制度の信用の回復は、望み得らるべくもない。

如何にしてこの弊を除くことが出来るかは、久しき以前より歴代内閣の苦心してゐる所で、濱口内閣の時に既に選舉革新審議會を設けてこれを諮問し、犬養内閣の時にもほぼ同様の事柄について法制審議會に諮問し、更に齋藤内閣に至つては、選舉肅正をその重要な政綱の一としてゐたのであつたが、種々の事情に因つて、今日までその結果が未だ法律の形となつて現るるには至らなかつた。

今回の第六十五議會に至つて、始めて議會兩院の議が相一致することを得た。それも兩院協

議會の結果兩院の互譲に依つて僅に成案を得、それが會期の最終日において兩院を通過することを得たといふ、可なりの難産であつたが、兎も角も議會の確定議としての法律案が成立するに至つた。憲法附屬の法律案であるから、なほ樞密院にも御諮詢にならねばならぬので、本稿を草する時までには、まだ法律として公布せらるるに至つて居らぬが、多分は遠からず御裁可を得て公布せらるることであらう。濱口内閣以來の多年の懸案であつた選舉修正の議が、形式上兎も角もこれで一應の結末を告げたこととなつたわけである。

しかしながら、それに依つて果して選舉修正の實を擧ぐることが出来るであらうか、殊に投票買収の弊を除くことが出来るであらうかと謂ふと、それは頗る覺束ないと謂ふの外はない。

今回兩院を通過した選舉法中改正法律案は、その條項多岐にわたつてゐるが、その中で、投票の買収を防止することに役立つ爲にしてゐると認むべきものは、僅に左の二點に過ぎぬ。

其の一は、嚴罰主義で、投票買収罪を初めその他一般に選舉犯罪に對する刑罰を重くし、殊に所謂選舉ブローカーの犯罪に對しては體罰のみを科することとなし、且つ選舉事務に關係ある官吏公吏又は警察官吏が投票買収の罪を犯した場合には、特に重い刑を科することとしたことである。

その外、選舉犯罪に對する刑罰權の消滅時效につき、政府の最初の原案では、現行法の六月又は一年を以て完成するものとしてゐるのを改めて、一年又は二年を以て時效に罹るものとしようとしたのであつたが、これは衆議院において削除せられた。

その二は、所謂「連座」の規定で政府の最初の原案には、「選舉事務長又は選舉事務長に非ずして事實上選舉運動を主宰したる者」が買収罪によつて刑に處せられたならば、議員の當選が當然無効となるものとしようとしたのであつたが、是も衆議院の反對する所となり、兩院協議會の結果、結局「事實上選舉運動を主宰したる者」が「事實上選舉運動を總括主宰したる者」に改められた外、なほ左の但し書が加へられた。

但し選舉事務長が刑ニ處セラレタル場合ニ於テ當選人が選舉事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ガ刑ニ處セラレタル場合ニ於テ當選人ガ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルコトヲ知ラザリシトキ若ハ其ノ者ガ當選人ノ制止ニ拘ラズ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

以上の二點の外に、政府の原案には、尙「混同開票」の制を實行せんとしてゐた。それは現

行の選舉法第四十九條第二項に

「開票管理者ハ開票立會人ト共ニ投票區毎ニ投票ヲ點檢スベシ」とあるのを改めて

開票管理者ハ各投票所ノ投票ヲ混同シ開票立會人ト共ニ投票ヲ點檢スベシ
としようとしたのであつたが、衆議院はこの改正に反對し、現行法通り維持することに修正し、貴族院は更にこれを政府の原案に復する爲の修正を加へたが、兩院協議會の結果、現行法の「投票區毎ニ」とあるのを「市町村共ノ他地方長官ノ定ムル區域毎ニ」と改むるだけに止め、その他は凡て現行法通り維持せらるることに決した。投票區毎に點檢することになつてゐたのを、地方長官の定むる區域毎に點檢することに改めたのは、將來投票區を現在よりも一層小分し、一市町村内に數個の投票所を設けることが豫想せられてゐるために、若し現行法通りとすれば、現在よりも一層投票の秘密が失はるる結果となる虞があるからで、趣意においては大體現行法がそのまま維持せらるることとなつたのである。即ち政府の原案における混同開票の主義は、衆議院の反對によつて、廢棄せらるるの餘儀なきに至つたのである。

以上が兩院協議會の結果として成立したものであるが、この結果を一覽しただけでも、如何

にそれが選舉の肅正を謀る上に多くの効果を期待し得ないものであるかは明白であると思ふ。投票の買収が今も盛んに行はれるのは、主としては、一般人の心理にその原因を有つて居るのであるから、單に法律を改正することによつて、この弊害を一掃することは、初より望み難い所で、假令政府の原案がその儘兩院を通過し得たとしても、果して選舉革正の實を擧げ得るや否やは、甚だ疑はしいが、衆議院において加へられた修正に至つては、殆ど原案を骨抜きならしめたもので、一層その効果を薄弱ならしめ、斯くては選舉革正の前途もなほ甚だ遼遠であると感ぜざるを得ない。

衆議院において加へられた修正を見ると、その何れもが、今後も買収を行ふ必要の有ることを前提と爲し、買収を爲すに都合のよいやうな修正を加ふることに苦心したとしか思はれない。選舉犯罪の時効完成期間を短くしたこと、連座規定に免責事由の但書を加へたこと、混同開票に反對したことなど、何れもさういふ心理の現れと見るべきである。殊に混同開票の制は投票の秘密を保つ上に慥に有効であり、而して投票の秘密を確實にすることは、買収の効果を不明ならしめ、隨つて自然に買収を防止することに役立つべきものと思はれる。衆議院がこれに反對したのは甚だ遺憾で、その心理は買収の行はれることを前提としてのみ理解することが出来る。

選挙の革新が眞にその實を挙げ得るためには、議員候補者及其の運動者が、一致して心から買収その他の不正行爲を斷念し、公正な手段に依るの外は、如何なる事情が有らうとも、選挙競争を行はないことの信念を確持することが必要であり、これを外にしてその確實の効果を擧ぐることは到底期待し難い。しかも今日の衆議院の多數が、なほ買収を已むを得ない現象として認容して居るやうに見える有様であつては、選挙の革新もまた望み少ないものといはねばならぬ。衆議院では、選挙法の改正案に附隨して、政民兩黨からの提出に依り、政府は「政治教育ノ普及徹底ニ關スル周到ナル計畫ヲ樹立スベシ」といふ希望條項が議決せられたといふことであるが、選挙の革新には政治教育の普及よりも、寧ろ政治家自身の反省が一層必要である。今日の如き選挙の腐敗は主としては政治家自身の責に歸すべきもので、これを以て一般民衆の政治教育の缺乏に基くものとするのは、徒に責を他に轉嫁するの嫌ひを免れない。

第五編 雜 纂

學制改革私見

文部省の學制改革案

國語のローマ字綴り方私見

ローマ字問題再論——田中館博士に答ふ

文部省の國語假名遣改革案を難す

學生の思想生活

瀧川教授の問題

再び京都大學の問題に付いて

京大法學部壞滅の危機

學位疑獄

常人の犯罪と軍人の犯罪

試験地獄

退官雜筆

大學を去るに臨みて

學制改革私見

昭和六年四月二十七日及五月四日發行「帝國大學新聞」所載

學制改革といふことは、行政改革などと同様に、いふは易くして行ふことは甚だ難い。總てある制度が一たび確立すると、それを動かすことは新たなる制度を立てるよりは遙に大なる努力を必要とする。何となればそれは新制を作ることの外に舊制を打ち破ることの努力を要するからである。況やそれが相當長い年限に亘つて繼續した制度であり、その根底の固いものであるればある程、そこには動かし難い力が生じ、強ひてこれを改革しようと思はざる種々の障礙が起つて、途中で挫折せねばならぬやうになるのが、多くの場合の常である。學制の問題であつても、社會制度の全般にわたつて、革命的の大變動の起つた場合ならば兎に角、さうでない限りは、意義ある改革は容易に實行し得るものではない。

例へば、官公私立の大學が現在において餘りに多數であつて、このまゝでは高等失業者の洪水を出すことが避けがたく、隨つて大學の數を大に減少することが必要であると假定しても、既に多年の歴史を有する大學を廢止することは、たゞの二校といへども、極めて困難で、普通的手段を以つては事實ほとんど不可能に近いものといはねばならぬ。

それであるから、もし私が實行の責任ある地位にある者であつたならば、學制改革意見などは容易に口にすることは出来ないであらうと思ふ。幸ひにしてさういふ責任ある地位にある者ではないから、實行の困難は暫く眼中に置かないで、單に私の理想として今日のわが學制殊に大學制度に對し改革の必要ありと、平生考へて居る二三の點につき、卑見を述べたいと思ふ。實行の極めて困難なことは、十分承知して居るところであるから、無責任な放言といはれてもやむを得ないが、もし學制の改革を企つるとすれば、私はかういふ方向に向つて進まねばならぬものと確信して居る。

一 職業教育と大學教育との分離

今日の大學のもつとも大なる弱點とするところは、私の見る所によれば、大學が純然たる職業教育の機關でもなければ、深奥なる學問研究の機關でもなく、中途半端な存在となつて居ることに在ると思ふ。

大學の本來の目的からいへば、大學は決して單なる職業教育の機關ではなく、學問の研究がその主たる存在の理由でなければならぬ。しかし實際からいふと、大學に入學する者の大多數はこれを以て就職の手段となし、大學を卒業することによつて、他の手段によるよりは一層有利な職業を得ようとするのである。實際にも最近までは、大學卒業者は外の者に比らべて高等の職業に就き得べき途に多くの便宜を有つて居たのであつて、官界は勿論、實業界においても、學士といふ肩書が有るだけで、立身出世を早くすることが出来るといふ有様であつた。大學の入學志願者が非常な多數に達し、その結果は大學の濫設となり、それ等の多くが始めから學問の研究といふことの本來の目的からいつてすこぶる不適當なものであるのみならず、早くから存立して居た大學すらも、入學者の餘りに多數であるために、學問研究の目的からはすこぶる遠ざかつたものとなるに至つたのも、やむを得ない自然の結果といはねばならぬ。

しかし實をいへば、大學は職業教育の機關としては、決して適當なものではない。眞の職業教育は實際にその職について始めてそれに必要な知識と熟練とを習得し得るのであつて、學校生活は唯その準備教育たるに過ぎぬ。學校生活だけで、完全な職業教育を得ることは不可能である。しかも職業に必要な知識と熟練とを習得するためには、成るべく早くからその職につくことが必要であつて、滿二十五歳をも過ぎて、既に人間としての成長を終り、略固定してしまつて後になつてからは、職業に適應することが困難となる。私は職業教育としての學校生活は、遅くも滿二十歳くらゐ、即ち數へ歳では二十一から二十二で、全部を終了し得るやうにしなければならぬ必要が有ると思ふ。

それには今日の大學教育は、餘りに年限が長過ぎる。大學を卒業するまでに、學校で習ひ覺えた多くの事柄は、職業に役立たないものが大部分を占めて居るのみならず、年齢が長じ過ぎて居るために、職業に適應する能力が却て減少する患が有る。

それであるから大學教育を改革するためのもつとも必要な事柄は、同一の大學によつて職業教育と學問研究との二の目的を達せんとして、結局そのいづれにも適しないものとなることの缺點を除き、大學を以て純然たる職業教育の機關とするか又は學問研究の機關とするかのいづれか一途に出でなければならぬと思ふ。

二 學校生活の短縮、高等學校の廢止

假に大學の今日までの實狀に重きを置いて、大學を以て純然たる職業教育の機關たらしむるものとする。

それは大學といふ名を稱して、實はこれをして専門學校たらしめようとするのであつて、名實相反するものやうであるが、既に一たびその名を興へた以上、これを奪ふことは實際に望み難いから、名の實に適せざることは暫くこれを忍び、それが却て今日の如き多數の大學をして存在の價値あらしむる所以であらうと思ふ。

それには今日よりは修業年限を短縮する必要が有り、又今日の大學よりも、一層修學を拘束する必要が有る。

修學年限においては、私は大體において、小學六年、中學五年、大學三年、即ち學校生活合計十四年を以て標準となし、滿六歳から就學して滿二十歳を以て學校生活を終ることとしたいと思ふ。随つて大學の豫備校としての高等學校はこれを全廢したい。

大學を以てかく純然たる職業教育の機關とする以上は、大學の課程は今日の大學に比しては遙に束縛せられたものとならねばならぬ。大學の自由は大學が學問研究の機關であることを前提とする。大學が既に純然たる職業教育の機關とせらるる以上は、そこを卒業することによつてある職業に就くに必要な準備教育を修了したことを證明し得られねばならぬのであるから、それを證明し得るだけに必要な科目は必ずこれを修了せしめねばならず、その試験も又相當の程度に嚴重なものでなければならぬ。修學を學生の自由に放任し、科目の選擇も、講習の順序も出席缺席も、總てその自由となすが如きは、職業教育の本旨とは相兩立し難いものであらう。

三 職業教育機關としての大學

もし大學の制度を改めて、前號に述べたやうに、純然たる職業教育の機關たらしむるならば、

大學教育の内容についても、また今日と比らべては大いに改められねばならぬことは當然である。

今日の大學が、表面「大學の自由」を標榜して、學生に對してもある程度にまで學修の自由を與へ、學ぶべき科目の種類及びその順序についても、ある範圍においてその自由の選擇に任せ、その出席を強要せず、試験にも採點主義を取らず、成績による席順を全廢した如きは、いづれも大學を以て職業教育の機關と認めて居らぬ結果である。

しかも一方において大學の入學志望者が年々非常な多數に上り、その入學を許可せらるる者だけでも、法學部では學士入學を合せて七百人以上にも達する有様にあり、表面には「大學の自由」が標榜せられて居るけれども、その自由は實際には可なり束縛せられたもので、外部からは大學の顛落を叫ぶものが出來て來たことは、大學が事實において主としては職業教育の機關たる實を備へて居るためでなければならぬ。

私が今日の多くの大學をして純然たる職業教育の機關たらしむべしと主張するのは、かゝる中途半端の状態を一掃すべしとするのであつて、「大學の自由」といふやうな標榜は全くこれを撤廢し、各種の職業に應じて、學修すべき科目を一定し、出席を義務として強要し、又世間に對しある職業につく爲に必要な準備教育を完了したものであることを證明する爲には、相當の

程度にまで試験を嚴格にする必要が有る。それは必ずしも詰込教育を鼓吹する趣意ではなく、學生をして自發的の學習を爲さしむる必要の有ることは無論であるが、高等學校又は大學豫科を全廢して、中學から直に大學に入學するものとすれば、大學の學生といつても、十七八歳から二十歳くらゐの未成年者であるから、この程度の監督は必要であらうと思はれる。

四 學術研究機關としての大學

しかし大學をして純然たる職業教育の機關たらしむべしとすることは、決して眞の大學の任務がそれだけで足りるとする趣意ではない。

大學の眞の任務は、職業教育にあるのではなくして、深奥なる學問の研究にあらねばならぬ。故にもし今日の大學を變じて純然たる職業教育の機關たらしむるとすれば、その以外に別に眞に「大學」の名に價すべき學術研究の機關を設くる必要が有ることはいふまでもない。それを「研究所」と稱するか「大學院」と稱するか、又はその他如何なる名稱を付すべきかは、格別重要な問題ではない。要は職業教育といふことから全く離れて眞の學術の研究を目的とする機關が設けられねばならぬといふのである。

かゝる意味においての大學は、決して今日の如き多數あることを要しない。恐らくは全國に

二又は三あるを以て足れりとするであらう。これを新に設立すべきか又は現在の大學中のあるものをこれに充つべきかは、専ら實際的の見地から論ぜられるべき問題であるが、恐らくは現在の大學の中で大部分はこれを職業教育の機關としての大學たらしめ、比較的もつともよく充實して居る二三の大學のみ學術研究機關としての大學たらしむることが、もつとも事宜に適するであらう。

假に東京帝國大學をして斯かる意味についての學術研究機關たらしむるものと想像する。その場合にはその學制の上に如何なる改革が必要であらうか。

第一に、そこには完全なる研究の自由が無ければならぬ。教授の選擇が今よりも一層嚴格であるべき必要があるが、しかしその採擇の標準となるべきものは、一に學者としての品質と天分とにあるべきであつて、その思想の傾向が現在の社會秩序を是とするや否やにあつてはならぬ。

第二に、收容すべき學生の数は今よりも遙に減少せらるべきであり、又その入學資格の檢定においても、單にある學校を卒業したといふやうな經歷のみを以て足れりとせず、眞に學問を研究すべきだけの能力あり天分あることを證明し得る者に限られねばならぬ。

第三に、學生の修學も亦完全に自由なることを要する。聽講すべき科目の種類及範圍は凡て

これを學生の自由に任せ全くこれを拘束しない。そこには試験制度も無ければ、學士の稱號も無い。學生は自己の業績を發表することによつて、世間の信用を贏ち得るに止まり、單にそこに修學したことのみによつては、毫も就職の便宜を得ない。

第四に、學部の區別も亦今日に比しては、大いにこれを整理する必要がある。私は理學、文學、法學、醫學の四學部に分つことが適當でなからうかと思ふ。外の學部の事は斷言し難いが、少くとも今日の法學部と經濟學部とは是非これを合併する必要がある。私は元來これを分離したのが無理であつたと思ふもので、法律學や政治學と經濟學とは、決して分離し得べきものではなく、法律の知識なくして經濟學が成り立ち得ないと同様に、經濟學を離れて法律學も存立し得るものではない。政治學に至つては、經濟政策が政治のもつとも重要な部分をなすもので、經濟學を度外視して、政治學は思考し得られない。

私が大學制度の改革について抱いて居る空想の輪廓は、略以上述べた如くである。それは餘りに現實と懸け離れて居つて、これを實現することの困難であることは、本文の始めに述べた如くである。そんな事は出来ない相談であるといはるればそれまでの事で、私は唯黙してやむの外は無い。

文部省の學制改革案

昭和六年九月十四日發行「帝國大學新聞」所載

文部省から發表せられた學制改革案については、十分精細に研究して居るわけではないので、確定した意見を述ぶことは差し控へねばならぬが、一見した所では、責任ある當局者の立案としては、すこぶる大膽な案であり、少くとも大體の精神においては賛成すべきものと思ふ。

一

學制改革案の主眼として居る第一の點は、修學年限の短縮で、現在の中學五年を四年に、高等學校三年を二年に改めることによつて、合せて二ヶ年を短縮しようとするのである。

現在の修學年限が、職業教育として長きに失することは、今日の學制のもつとも大なる缺點であり、これを短縮する必要の有ることは、一般に承認せられて居るところといつてよいと思ふ。學問を職業とせんとするものであれば、學問の研究が終生の仕事であつて、修業年限の長いことを憂ふる理由は無いのであるが、他の一般の職業につくものにあつては、修學年限の長いことは、寧ろ職業の妨げとなつてもこれを益することは少ない。私は滿二十歳くらゐで大學を卒業し得るやうにしたいと思ふのであるが、さう急に短縮することは不可能であると思ふ。

せめては文部省案のやうに、二ヶ年の短縮は是非實行せられんことを望むものである。

二

高等學校の現在三ヶ年の修學期間を二年に短縮することについては、高等學校長側からの強い反對が有るといふことであるが、私はその反對が大なる理由あるものとは信じ得ない。

無論、これまで三年かかつてやつて居た事を二年でやらうといふのであるから、そこには多少の無理が出来るのは、やむを得ないことであり、殊に外國語の知識は多少減ずるおそれは有るが、それもやりやうによつては、これまでと大なる相違なくやることが出来るであらうし、學科の性質上殊に外國語の知識の必要なものであれば、他にこれを補ふ途も有るから、それほど憂ふべき理由は無いと思ふ。

元來大學の入學志望者が今日のやうに多數に上るやうになつては、大學教育の本質が自然に重大な變化を受くることになるのは、免るべからざる結果で、今日では、大學教育は社會の指導者となるべき少數の擇ばれた秀才を養成する機關ではなくして、單純な職業教育の機關となつてしまつたものといつて大なる不可は無い。かういふ状態においては、大學の豫備教育の機關としての高等學校も、隨つてその性質を變化すべきは當然であつて、私は結局は高等學校は全廢せらるべき運命にあるものではなからうかと思ふ。然しそれは差し當り不可能であるとして

も、その年限を一年短縮することは、大なる困難なく實行し得らるべきことで、私は切にその斷行を希望する。

中學校の年限を四箇年とすることは、現在でも四年の修了で高等學校に入學し得る途が開かれて居るのであるから、その實行は一層容易であり、これは反對すべき理由は一層乏しい。

三

小學校および中學校等をそれぞれ完成された教育機關となし、その卒業を以つて上級の學校の入學資格としないことは、學制改革案の第二の主眼點として居るところで、これも趣意において賛成するに躊躇しない。

これに伴うて文部省案には小學校中學校の名稱をも改めようとして居るが、これは何の必要が有るのか了解し難い。恐らくは小學、中學、大學といふ名稱を用ゐると、小學から中學に進み中學を出て大學に入るといふやうに階段的な順序を示す意味に誤解せられ、それぞれが獨立した完成教育であることの趣意に反するといふことが理由になつて居るのではないかと思ふが、これは強い理由となり得べきものではなく、これだけの理由で、明治の初年以來慣用せられ來つた由緒ある名稱を改めることは容易に賛成し難い。

文部省案には右の外尙師範大學の新設といふことが掲げられて居るが、これはすこぶる問題

で尙十分研究の餘地あるものと思ふ。人の師となるに適當であるや否やは、學識を外にしては、主として天賦の性格の問題で、學校教育によつてこれを作り出だし得るや否やは、甚だ疑はしい。私は師範學校や高等師範學校といふやうな學校も、むしろ變態的のものでなからうかと思つて居る。況んや教員を作るといふだけの目的で、大學を新設するといふことは、果して道理ある施設といひ得るや否やは、深くこれを疑ふものである。

四

文部省案以外において、尙考慮の餘地ありと思はれるのは、現在の就學年齢である滿六歳が醫學上果して動かすべからざる根據あるものであるや否やの點である。

現在の制度の定められる以前には、就學年齢には別段の制限が無かつたので、多くは滿六歳に達しない前から就學するのを通常として居た。

もし就學年齢を半年なり一年なり早くすることが出来るとすれば、それだけ早く修學年限を終ることが出来るわけで、結果において年限短縮と同じ効果を有ち得る。研究の價ある問題であらうと思ふ。

五

文部省は以上の外になほ學制法律化の問題を考慮して居るといふことであるが、これもすこ

ぶる賛成すべき事と思ふ。

現在において小學校令を初め總ての學制が法律でなく勅令を以つて規定せられて居ることは、憲法上甚だ大なる變態であつて、少くとも小學校令の如き兒童の就學義務を定めて居るものが、法律によらずして規定せられて居るのは、憲法違反の疑ひすらも頗る強い。

それは然らずとしても、學制のやうな、國民全體の生活に極めて重大の關係あるものが、勅令を以て定められてをり、隨つて少くとも形式上には時の政府の意向によつていつでもこれを變革し得るものとして居るのは、事の輕重を誤ること甚だしいものといふことが出来る。もし學制改革が幸ひにして實行せられるとすれば、その機會において、法律の形を以てこれを定めることに改められるのは、甚だ望ましい事柄である。

國語のローマ字綴り方私見

昭和六年一月十二日及十九日發行「帝國大學新聞」所載

一
昨年の暮近くなつて、文部省の下に「ローマ字調査委員會」といふのが組織せられ、國語のローマ字綴り方について、研究調査せしめることとなつたといふことである。昨年中には唯一

回開會せられただけといふことであるから、實體上の論議の進められるのは、今後の事であらう。

國語のローマ字綴り方の問題は、ローマ字論者の間には、相當論議せられて居るやうであるが、一般の人々は、知識階級ですらも、この問題に對しては、極めて冷淡で、新聞紙にも、通俗の雜誌にも、ほとんどこれについての意見の發表せられたのを見ない有様である。いはば對岸の火災の如くに、一般人には無關係の問題として取扱はれて居る。

しかしこの問題は一般の人々に取つても決してかく冷淡に取扱はるべき問題ではない。もちろん私は、ローマ字論者の主張するやうに漢字の使用を全廢してローマ字を日本の正式の國字として採用することは、吾々の豫想し得る將來においては、決して實現せらるべき見込の無い空想であることを信じて疑はないものであるが、それはいづれにしても、少くとも日本の地名や、人名や、その他の固有名詞を國際的に表現するためには、現在においてもローマ字によるの外は無いのであるから、國語のローマ字綴り方を如何にするかは、吾々一般人に取つても深い關係の有る事柄であり、出來得る限りはこれを統一することが、甚だ望ましいところであるから、調査委員會の設置を機會として、ここにこの問題についての卑見を述ぶるのも、敢て無用でなからうと思ふ。

實をいへば、國語のローマ字綴り方は、最近までは、實際において略統一せられて居つたといつてよい有様であつた。普通に「ヘボン式」と稱せられて居る綴り方が、一般に正式な國語のローマ字綴り方として、承認せられて居り、最近までは、これと異つた方法を用ゐて居るものは、極めて稀にしか無かつた。現在においても、政府の公の外交文書において、このいはゆるヘボン式の綴り方を用ゐて居るのももちろん、鐵道省の停車場の建札にも、皆この方法を採用して居り、日本で發行する外字新聞にも、日本語をローマ字で書く場合は、概ねヘボン式の綴り方によつて居る。

それは又獨りイギリスやアメリカに對する關係において用ゐられて居るばかりではなく、廣く世界に通じて用ゐられて居るもので、いはば世界的の公認を得た綴り方であるといつてもよい。ほとんど日本のシンボルともせられて居る富士山は *Fuji* やまとして世界に知られて居り、世界的の大帝明治の聖天子は *Meiji* のみかどとして世界の仰ぎ見るところである。これ等はヘボン式の綴り方が如何に世界に流布して居るかを示すただ一例たるに過ぎぬ。

然るに最近に至つて、田中館博士、田丸博士をはじめその他の諸氏によつて、ヘボン式の綴り方に反對して、いはゆる「日本式」ローマ字なるものが、唱道せられ、それが少なからざる

賛成者又は雷同者を得るに至つた。

その主張によれば、富士やまは *Fuji* でなく *Fuzi* と綴るべきであり、明治の御代は *Meiji* ではなく *Medi* でなければならぬとするのである。しかもこれ等の論者は、單に議論としてこれを主張するばかりでなく、直にこれを實踐に移したのであつた。*Fuji* やまと *Fuzi* やまとが同じ山であり、*Meiji* と *Medi* とが同じ御代であるとは、普通の外國人には思ひも寄らぬところであるから、かういふ綴り方を見て、外國人が驚いたのも無理ではない。

殊に事柄を一層悪化したのは、數年前に、陸軍省及海軍省において、輕卒にも、このいはゆる「日本式」ローマ字を採用したことであつた。

私はこれを甚だしき輕卒であつたと斷言する。その輕卒さは、嘗て文部省において、國定教科書に捧引假名遣を採用して、間もなくこれを撤廢し、鐵道省において、停車場の建札に、違式の假名遣及び左り書を採用し、次いでこれを復舊したのと、相譲るところなきものと信ずる。

國民の常用する言語、文字及びその綴り方は、唯國民自身の間における自然の發達によつてのみ、生長し變遷すべきものであつて、政府の力によつて、その變革を企てようとするが如きは、政府の正當なる權能を超越するものである。政府は唯國民の間における變遷の熟するを待つて、然る後にこれに追隨すべきもので、その熟するを待たず、濫りに政府の權力を以て、徒

らに新奇を追うて、言語、文字の正規の法則を破壊しようとするのは、政治と精神文化との限界を紊り、政府の権力を濫用するの甚だしきものである。況んや同じ政府の内部において、一方には外務省を始めその他一般にヘボン式を公式の綴り方として用ゐて居るに拘らず、ひとり陸軍省及び海軍省においてのみ、その統一を破つて、いはゆる「日本式」を採用したに至つては、その輕卒も亦甚だしきものといはねばならぬ。

しかし兎も角も陸軍省及び海軍省において、一般とは異つたローマ字綴り方を採用することとなつたのであるから、ここにおいて、同じ日本政府の發行する文書殊に國際地圖の上に、二様の異つたローマ字綴り方を生じ、國際關係に甚だしき不都合を來すに至つた。外國の學會から、日本に向つて、ローマ字綴り方の統一に盡力せられたい旨を希望し來つたのも、敢て怪しむに足らぬ。文部省の棒引假名遣や鐵道省の建札は、國內からの非難が盛んで、それがために間もなく撤廢せられたのであつたが、今回ののは、事がローマ字に關するだけに、國民はほとんど無關心で、國內からの非難は起らなかつたが、その代りに外國から非難が起つて來たのであつて、今となつては、陸軍省及び海軍省も、恐らくはこれが輕卒であつたことを自覺したであらう。

三

田中館博士等の主張に係るいはゆる「日本式」ローマ字は、博士等の熱心なる宣傳によつて、最近著しく賛成者を増加したやうであるが、しかし今日尙一般に常用せられて居るのは、ヘボン式ローマ字であることは疑ひを容れぬ。もし日本人の一般に常用する綴り方として、世界的に承認せられて居るものを、「日本式ローマ字」と稱するならば、(しかしてこれが「日本式」といふ名稱の正當なる用ゐ方であらう)、いはゆるヘボン式こそ眞に日本式ローマ字と稱すべきものである。

しかして、政府として言語及文字に關してなし得べき正當なる任務は、前にも述べた如く、社會の一般の慣習を認識してこれに追隨するの外に出づべきではないのであるから、もしヘボン式が現在において尙一般に慣用せられて居る綴り方であるとすれば、問題は甚だ簡單で、委員會の調査を待つまでもなく、閣議を以て政府の公用に供すべきローマ字綴り方を、ヘボン式に一定し、陸軍省及び海軍省に命じて、從來の用法を改めしむるのが、唯一の取るべき方法である。

それであるから、私は文部省が今回の如き特別の委員會を設けたのを以て、寧ろ無用の沙汰と思ふ。かういふ委員會が全會一致を以て議決することは、絶対に不可能であり、僅ばかりの多數決を以て、ヘボン式なり日本式なりいづれかの方法に統一すべきことを議決したとしても、

それはほとんど何等の權威を有し得ないであらう。私は文部省が如何なる意圖を以てかかる委員會を設けたかを知らぬものであるが、それは結局無用の煩勞に終らんことを恐るるものである。

しかしながら、兎も角も斯かる委員會が設けられた以上は、ヘボン式と日本式との何れが國語のローマ字綴り方として適當であるかの問題は、委員會において熱心に論議せらるるであらうし、これを機會としてこの問題が一般世人の注目をひくであらうから、吾々としても、いはゆる日本式ローマ字が、從來一般に常用せられて居るヘボン式を排斥して、これに代るべき程に、適切な方法であるや否やを研究して置きたいと思ふ。

四

田中館博士等のいはゆる日本式ローマ字の從來慣用の綴り方と異なるところは、主として左の諸點にある。

第一「チ」、「ツ」はヘボン式では *chi, tsu* と綴り、日本式では *chi, tsu* と綴る。

第二「フ」はヘボン式では *fu* と書くが、日本式では *fu* と書く。

第三「ジ」、「ズ」、「ヂ」、「ヅ」は、ヘボン式では *ji, zu* 又は *ji, zu* と綴り、日本式では「ジ」、「ズ」は *ji, zu* 「ヂ」、「ヅ」は *ji, zu* と綴る。随つて又「ジヤ」、「ジヨ」は *zya, zyo*

「ヂヤ」、「ヂヨ」は、*dya, dyo* と綴る。

第四 日本式ではア行の「イ」、「オ」とワ行の「キ」、「ヲ」とを區別して、後者は特に *wi, wa* と綴る。

この外にも尙多少の相違は有るが、重なる諸點は右の通りである。

何故にかかる變更が必要であるかといふと、日本式論者の主張して居る重なる理由は、唯一點にある。それはこれによつて日本語の文法を明かにすることが出来るといふのである。例へば、四段活用の立たん、立ち、立つ、立ては、日本式ならば、*tat-an, tati, tati, tate* となつて、語尾の變化が明瞭であるが、ヘボン式では、*tatan, tachi, tatsu, tate* となり、語幹と語尾との區別が失はれるといふのである。

この主張は、それ自身には一應の理由あることであるが、しかしそれは日本語の全部、殊に動詞をも、ローマ字で綴る場合を前提としての議論であつて、他日ローマ字が正式の日本の國字として採用せられ、國語を總てローマ字で書き現すやうになつた場合（さういふ時期が果して来るであらうかは今日では想像も及ばない）に始めて持ち出だされ得べき説である。現在において、國語のローマ字綴り方を論ずる必要は、主として唯地名、人名その他の固有名詞を國際的に表現することのみに存するのであつて、動詞の變化の文法的表現の如きは、今日では

全く問題ともならないのである。

しかし、文法を明かにする上からいつても、いはゆる日本式ローマ字がそれに役立つのは、ただタ行の變化だけであつて、ハ行の變化に至つては、何の役にも立たないものとなる。例へば同じ四段活用でも、逢はん、逢ひ、逢ふ、逢へ、いはん、いひ、いふ、いへ、の如きは日本式に従つても、awan, ai, ô, ae, iwan, i, iu ie となり、語幹と語尾との區別を明かにすることが不可能である。殊に一匹、二匹、三匹、一羽、二羽、三羽といふやうな語に至つては、ローマ字では、日本式であらうが、ヘボン式であらうが、文法上の變化を示すに適しないことは、全く同様である。それはローマ字そのものが元來日本語を書き現すに適しないことから生ずる當然の結果で、ローマ字とは無關係に、漢字と假名とで發達して來た日本の國語を、全く別個の系統に屬するローマ字で書き現さうとするのであるから、かういふ無理が起るのは自然の結果で、いはゆる日本式ローマ字を以ても、この無理を取り除くことは、望み得ないところである。

五

日本式ローマ字の不合理な第一の點は、ti, di, tu, du, hu をそれぞれチ、ヂ、ツ、ヅ、フと讀ませることにある。ta, da, ha をタ、ダ、ハと讀ませることを前提とする以上は、それに含

まれたち、ぢ、の音を以ては、ti, di, tu, du, hu をチ、ヂ、ツ、ヅ、フと發音することは不可能である。ちが「タ」ならば、ぢは必然に「トッイ」となつて、「チ」とは讀み得ない。ti が「ハ」ならば、hi は必然に「ホッ」となるべく「フ」とは讀み得ない。いはゆる「日本式」ローマ字は實にこの無理を敢てして居るものである。

日本式ローマ字の不合理な第二の點は、日本の正式の假名遣を基礎とせず、専ら發音を基礎として居るにも拘らず、尙ヂ、ヅとジ、ズとを區別し、ち、ぢ、tu, nu と書きわけようとして居ることにある。ヂ、ヅとジ、ズとを發音上に區別することは、日本の一部には尙残つて居るとしても、その大部分においては、その區別は全く失はれて居る。もし漢字を眼中に置かず、單に發音によつて、ローマ字綴り方を定めようとするならば、ヂとジとを區別する理由は全く存しない。もしこれを區別するとすれば、例へば、吉祥寺、十條、八丈島、時事、慶應義塾、女子大學などを如何に綴るべきか。普通の日本人には正當にこれを綴り得ることが、不可能であらう。世界的に jinjisio として知られて居る柔術の如きも、字引なしには綴り方を知り難い、その非實際的なことも餘りに甚だしい。

日本式ローマ字の不合理な第三の點は、ア行のイ、オと、ワ行のキ、ヲとを書きわけようとして居ることにある。これもローマ字綴り方が専ら發音を基礎とすることと、甚だしく相矛盾す

るもので、井上を Winoue, 水道橋を Suwidobasi と書かなければならぬ理由は全くこれを見ることが得ない。

六

「日本式」ローマ字といふ名稱それ自身が既に甚だ不穩當なることを免れない。

日本式といふ名稱の正當なる用ゐ方としては、前にも一言した如く、日本人の一般に常用する式といふ意味でなければならぬ。もしさういふ意味に用ゐるとすれば、いはゆるへボン式こそ、眞に日本式と呼ぶべきものである。

田中館博士等の主張によるものが、何故に「日本式」と呼ばれて居るかといへば、その主張によれば、へボン式が主としてイギリス流の發音を基礎として居るのに反して、いはゆる日本式はいづれの一國の發音にも偏せず、日本に獨特な發音の仕方を定めたことにあるといふことである。

しかし、事實においては、いはゆる日本式といへども、一般には西洋諸國の普通の發音を基礎として居るのであつて、その點においてへボン式と異なるところは無い。その異なつて居るのは、唯チ、ツ、ヂ、ヅ、フなどの綴り方である。それはヨーロッパのいづれの國にも例を見ない獨特の發音であるには相違ないが、しかしそれは前にも述べた如く同じ日本式の他の發音

と相矛盾するもので、無理な發音であり、寧ろ「無理式」とも稱すべく、決して日本式などと呼ぶべき理由あるものではない。

七

述べたいことは尙甚だ多いが、餘りに紙幅を費すことを恐れてこれだけでやめようと思ふ。要するに私はいはゆる日本式ローマ字の主張には、到底賛意を表し得ないもので、これを以て從來一般に常用せられて居るへボン式に代ふるべき理由は、全く無いことを信ずる。

文部省の設置したローマ字調査委員會が如何なる議決をなすかは、今より豫想することは出来ないが、かういふ問題を、少數の委員會で決定しようとするのが、元來が無理であつて、委員會が如何なる議決をなすにもせよ、いはゆるへボン式が現在において一般に常用せられて居るローマ字綴り方であることは、疑ふべからざる現然たる事實であるから、この事實に重きを置いて、私は陸軍省及び海軍省に速かにその輕擧を撤回し、再び一般常用の方式によらんとを切望するものである。

ローマ字問題再論—田中館博士に答ふ—

昭和六年二月二十五日乃至三月十六日發行「帝國大學新聞」所載

私の拙いローマ字論に對し、田中館先生から、四回にわたる長文の示教を辱うした。先生の御推察の如く、ローマ字問題に關する私の知識は、極めて淺薄なもので、先生から私の全く知らなかつたいろいろの事實について教へて戴いたことは、深く感謝する。しかしながら、私は言語や文字の問題は、民族的又は國民的の問題であつて一般の民族、一般の國民が如何にこれを理解して居るか、又これを如何なる方向に趣かしむべきかによつて決すべき問題であつて、個々の特定の何某が如何なる場合にどういふ綴り方をしたとか、如何なる書物にどういふ書き方がしてあるとかいふやうな、断片的な事實によつて決せらるべき問題ではないと信ずる。先生がかういふ断片的な事實の知識に富まれて居ることは、まことに敬服の至りで、私の如きの遙に及ばないところであるが、私は先生が却てかういふ零細な事實の知識に累せられて、大局の判断を誤られたものではないかと思ふ。先生の長文の示教は感謝の至りであるが、しかし、これはほとんど全部が、断片的な事實にのみ重きを置いて大局を無視した議論であるか、然らざれば前後のむじゆんをも顧みられない牽強附會の詭辯（妄言をお許し下さい）であつて、

私は先生の示教によつて少しも自分の論旨を改めるべき理由を見出ださない。かういふ問題について、長く紙面を費すことは、本紙編輯者の甚だ迷惑とせらるると思ふが、先生に敬意を表するために、先生の示教に對し私の服し得ない所以を出来るだけ簡単に本紙に掲載することの許しを得たいと思ふ。但し今後は再びこの問題について本紙を煩はすことは無い積りである。

前稿の拙論に對し先生はこれを四點に分ち、(一)言語文字の變遷は社會自身の發達に任かすべく、政府の意向によつて左右すべきものでないことにおいては、先生も完全に拙論と意見を同じくせられて居るとせられ、これに反して、(二)日本語におけるローマ字の地位、(三)へボン式の普及の程度、(四)日本式綴方の評價の三點において全然意見を異にするものとせられて居る。因つて以下これ等の四點に付いて一々先生の所論を検討したいと思ふ。

一、ローマ字問題に關する政府の職分

私は前稿において、ローマ字綴り方の如き問題は國民自身の間における自然の發達に待つべきもので、政府の權力を以てこれに關涉すべきものでないと論じた。

先生がこの點について、全く私と意見を同じくすることを言明せられたのは、私の深く喜ぶところであるが、しかし先生の所論が直にこれを裏切つて居るのは、他の多くの前後矛盾と共

に、先生のために甚だ遺憾とするところである。

先生は一方において言語文字の發達は社會自身の赴く所を重要視すべく、政府の關涉すべきものでないことを肯定せられながら、一方においては、その口の下から、政府の發布した官制の文字に「國語のローマ字綴り方」とあるから、ローマ字が國語の全般に關するものであることが、明瞭であるといつたり、貴族院での質問に對して、文部大臣が何と答へたから、へボン式が一般公用の綴り方でないことは明白であるといつたり、まるで政府の官制の定め方や文部大臣の答辯によつてローマ字問題が決定せらるるかの如き説を唱へられて居る。その思想の根底が如何にあやふやであるかは、それだけでも明瞭であらうと思はれる。苟も言語文字の問題に關して政府の意向が重きをなすべきものでないことを心から認められて居る以上は、かういふ議論は出ださるべき餘地の無いものである。

就中、先生の思想の矛盾を明白に示して居るのは、「官廳の取るべき態度は、靜に社會の赴く所、人心の歸一する方向を觀察し、それに後れざらんことに努むるにあらう」といはれて居ることである。

社會の進む方向を觀てこれに後れざらんことを努むるのは、いはゆる尖端人の爲すことであつて、決して言語文字の問題に關して官廳の取るべき態度であつてはならぬ。私は前稿におい

て、言語文字に關して政府の取るべき態度は、唯國民の間における變遷の熟するを待つて然る後これに従ふべきことにあると論じた。即ちこの問題について政府は必ず後端人であるべく、決して尖端人であつてはならぬとするのである。然るに先生は一方には、この點において私と全く意見を同じくすることを言明せられながら、しかも言下にそれを翻して、政府は社會の赴く方向に後れてはならぬといはれる。これは全然私とは異つた意見であつて、明白なる自家撞著である。社會の進む方向といへば、既に變遷の熟した結果をいふのではなく、將來赴かんとする方向を意味する。その方向が果して確實であるや否やは別問題として、兎に角、その變遷のいまだ熟せざるに先だち、その方向に向つてこれに後れざらんことを努むるのは、私の意見としては明かに政府のなすべき權能を超越するものである。私がローマ字綴り方につき陸軍省、海軍省の取つた態度を否定するに反して、先生がこれを肯定せられて居るのは、この意見の相違に基くもので、私は先生が折角私と意見を同じくすることを言明せられた唯一つの點についても、決して同意見でないことを斷言せざるを得ないのを遺憾とする。

二、日本語に於けるローマ字の地位

私は日本語におけるローマ字の地位は、少くとも現在においては、主として唯地名、人名その他の固有名詞を國際的に表現するためにのみ用ゐらるるに止まり、現在日本において常用せ

らるる漢字及び假名文字が廢止せられて、ローマ字が正式の國字として採用せらるることは、吾々の豫想し得る將來においては決して期待し得ないことを主張し、國語のローマ字綴り方を論ずるにも、必ずこの事實を基礎としなければならぬことを主張する。

しかるに先生は現在において既にローマ字はわが國字であるといはれる。この奇抜なる斷言に對しては私は唯驚きあきれぬの外はない。

先生は「國字」といふことを如何なる意味に解せられて居るのであらうか。私の理解する所によれば、國字とは一般國民の間に思想の表現として現に常用せられて居る文字を指すものである。必ずしも總ての國民が「自由自在に用ひる程度の文字」でないにしても、教養ある標準的國民の間に用ゐらるる思想表現の通常的手段として認識せられて居る文字たることを要する。これが「國字」といふ語の通常理解せらるる意義であり、又それが正當なる用ゐる方であらう。

ローマ字は果してわが國民の間に思想表現の手段として現に常用せられて居るであらうか。私は見聞甚だ狭く、全國の新聞雜誌を殘らず通覽して居るものでももちろんないが、全國の日刊新聞紙又は通俗の雜誌の中で、ローマ字を以て發行して居るものが、特にローマ字宣傳の爲に發行せられて居るものを除いて、幾つあるであらうか。私の狭い見聞の及ぶ限りは、一つとしてこれあるを知らない。普通の新聞紙の中に、嘗ては子供にローマ字の知識を授ける爲に、

ローマ字欄を設けて居たものがあつたが、それすらも今日ではほとんど見るを得なくなつて居る。日本には幾つかの英語の日刊新聞が發行せられて居り、教養ある日本人の間にこれを愛讀して居る者も少くないが、しかしそれが爲に英語が既に日本の國語であるとなす人は恐らくは一人も居ないであらう。ローマ字の新聞に至つては、この状態にすらも遙に及ばないのである。しかも先生はそれが既に日本の國字であるといはれる。たれかこれを詭辯に非ずといひ得るであらうか。

田中館博士が、ローマ字を以て既に日本の國字であると斷定せらるる第一の根據は、ローマ字調査會官制の文字にある。博士によれば、同官制には、同調査會は「國語ノ、ローマ字綴り方ニ關スル事項」を調査するものと定められてをり、これによつて、ローマ字が既に日本の國字となつて居ることが證明せられるといふのである。

ローマ字が日本の國字であるや否やの問題を論ずるのに、官制を證據とせらるるものは、既に餘りに滑稽である。官制はさういふ問題を決定する意圖も無ければ、效力も無い。官制の定むる所は唯調査會の組織と權能とのみであつて、ローマ字が日本語において如何なる地位を占むるかの如き問題は、その全然關與せざるところである。かういふものを引合にだされるのは、徒らにその論據の如何に薄弱であるかを示すに止まる。且つ、官制に「國語のローマ字綴り方」

云々といつて居るのは、唯日本語をローマ字で綴る場合はその綴り方を如何にするが適當であるかを調査するといふ趣意であるに止まる。國語の中で如何なる部分をローマ字で綴る必要があるかは、全然別個の問題であつて、官制は毫もこの點に觸れて居らぬ。それが主として固有名詞の表現にのみ役立つて居るか、又は國語の全般に用ゐられて居るかは、専ら客觀的事實によつて別に決せねばならぬ問題である。

博士は又その第二の論據として、文部省が小學校の課程にローマ字を加へんとする意圖あることを擧げて居られる。博士が官憲の意向に重きを置かるることの甚しきは、驚くの外は無いが、文部省にかかる意圖が有るとしても、それは毫も驚くに足らぬ。ローマ字を小學校の課程に加ふることは、ローマ字の知識を兒童に授けようとするにある。ローマ字の知識を普及すること、ローマ字を國字とすることは、全く別個の問題で、ローマ字を日本の國字とすることは全然見込の無い空想であるにしても、しばしば述べる如く、固有名詞を國際的に表現するにはローマ字によるの外は無いのであり、しかして國際的交通は益々密接となるのであるから、一般人がローマ字の知識を備へて居ることは、すこぶる望ましいことで、もし事情が許すならば小學校の課程にこれを加ふるのも、適當であらうと思はれる。しかし、それはローマ字が現に日本の國字であるや否やとは、全く無關係な問題である。

博士は又その第三の論據として、大審院の判決においてローマ字投票を有效として居ることを擧げて居られる。これは行政裁判所の判決においても認められて居るところで、私もつとにその判決の正當なることを認めて居るものであるが、しかし、それは決してローマ字を國字として認めたものではなく、ローマ字が普通人の理解し得る文字であることを認めただけに止まる。ローマ字の知識が相當に國民の間に普及して居ることは、疑ひも無い事實で、これが大審院及び行政裁判所の判決の理由となつて居るのであるが、ローマ字の知識が普及して居ること、それが國字となつて居ることは、全く別個の問題である。國字たるがためには、一般人が思想發表の手段として常用するものたることを要する。如何に知識が普及したとしても、一般人がその思想を發表する手段としてこれを常用するに至らない限りは、いまだ國字と稱し得べきものではない。

最近の總選舉においてローマ字の投票が相當の數に上つたことも、決してローマ字が國民の常用の文字であることを説明するものではない。投票は單に名前の表示であり、しかして名前をローマ字で書くことは國際的には是非必要であり、延いて國內的にもすこぶる廣く行はれて居る。商店の看板や、商品の標章や、油繪の落款や、學校生徒の藏品のしるしなど、ローマ字で書かれて居るものがすこぶる多い。私自身も自分の藏書に名前を書く場合は、大抵ローマ字

を用ゐて居る。しかしそれ等は唯名前の表示であつて、思想の表現ではない。一般人が思想の表現の爲にローマ字を常用するに至らなければ、ローマ字は決して國字となつたものとは言ひ得ない。

博士は又大學の卒業試験や學位論文にローマ字を用ゐた者があるといひ、ローマ字の書物が幾冊か發行せられて居るといひ、それ等をもローマ字國字論の論據とせられて居る。大學の試験や學位論文にローマ字を用ゐた者が何人あるかは私の全く知らぬ所であるが、もしあるとしても、それは理學部に限られた現象ではないであらうか。

私は明治三十六年以來帝大、商大、高文試験など毎年數千通の試験答案を審査すべく餘儀なくせられて居るが、まれに英語の答案に接することはあつても、ローマ字の答案に接したことはこの二十數年の經驗において、まだ一たびもない。學位論文についても、少くとも法學部に關する限り、英文又は佛文を以て書かれた論文は、私の知つて居るだけでも、日本人の提出に係るもので、最近數年の間に既に四通に及んで居るが、ローマ字の論文は嘗て、一たびも見聞したことは無い。

もし博士の如き論法を以て、學位論文をローマ字で書いたものが有るから、ローマ字はもはや國字であるといはるるならば、一層強い根據を以て、英語の論文を提出した者が有るから、

英語は既に日本の國語であるといはねばならぬであらう。博士は果してこれを首肯せらるるであらうか。

ローマ字の書物が幾冊か出版せられて居るといふことも、特にローマ字宣傳の目的を以てせられたものである以上、毫もローマ字國字論の根據となり得べきものではない。それは單純に思想發表の手段として用ゐられたのではなく、別にその目的を有するものであるからである。假令然らずとしても、年々幾萬部に上る出版物の中で多年の間に僅に十指を屈するに足らぬ程のローマ字の書物が出版せられたとしても、それは毫もローマ字の常用國字たることを示すに足らぬ。それよりも遙に多く、又遙に有力な日本人の著書や學術雜誌が、英文、佛文、獨文などで發行せられて居ることは、博士も無論御承知であらう。しかも英文や佛文、獨文が日本文でないことはいふを待たないとするれば、僅に數冊の書物がローマ字で發行せられたとしても、それは寧ろローマ字運動の効果が甚だ擧がらないことを證明するに役立つとしても、決してローマ字が既に日本の國字であることを證明するものではない。

ローマ字は果して將來において日本の國字たり得る望みが有るであらうか。私は日本の如き既に高度の文化に達し、千年以來の漢字常用の歴史を有し、文字の知識が大多數の國民の間に普及して居る國民においては、少くとも吾々の豫想し得ない非常の變が起らない限りは、全く

見込の無い空想であると断じて誤りなきものと信ずる。

ローマ字運動が日本に起つて以來既に六十年に及んで居り、歲月必ずしも短しとしないが、田中館博士を始めローマ字論者の熱誠なる運動と宣傳とを以てしても、その効果は甚だ學がらないのみならず、私の見る所を以てすれば、却て反對にその成功の望みは、益々薄くなりつつある。

それは何故であるかと問へば新なる漢語が年をおうて益々多く造られつつあるからである。ローマ字國字運動の成功を期する爲には、日本語を改造して漢語を出来るだけ排除することがその缺くべからざる前提である。同じ「シ」といふ音でも、市、四、死、詩、支、試、賜、師、史、志、使、司、士、氏、絲、資、子、刺、詞、私、斯、雌、など數十にも登るべき異つた意義を有するやうな同音異義の甚だ多い漢字を基礎とした言語が行はれて居る以上、ローマ字を國字とすることは、絶対に不可能である。然るに維新以後新文明の普及と共に、新觀念、新事物の發生するもの極めて繁く、それは全く新たな漢語を以てこれにあて、しかしてその傾向は近年に至つて益々甚だしきを加ふるのみである。これは社會の發達の自然の趨勢であつて、人爲の力を以て阻止し得べきものではない。この趨勢の益々加はりつつある限り、ローマ字國字運動の成效の望みは、益々薄弱とならざるを得ない。

しかも、將來の問題は暫く差措き、少くとも現在の状態においては、ローマ字がまだ一般國民の思想表現の手段としての常用の文字たるに至つて居らぬことは、何人も否定し得ないところである。博士の擧げられた如き断片的の事實は、毫もこの斷定を動かすものではない。現在において日本語におけるローマ字の地位は、主として唯固有名詞の表現にのみあることは、更に疑ふべからざるところである。もちろん、その以外にはローマ字が絶対に無用であるといふのではない。日本人同志の間における外國電報の如きにおいては、勿論固有名詞以外にもローマ字が必要であるけれども、電報文は文法をも無視する程に簡單を旨とし、唯意を通ずるを以て足れりとするものであるから、電報文のために特に嚴格な綴り方を論ずる必要は無い。それは如何やうの綴り方でも意味の通ずる限り短きを良とすべきであつて、國語のローマ字綴り方を論ずるには、電報文の如きは暫く度外視して差支ない。ローマ字の主たる用途は専ら固有名詞の表現にあるのであるから、その綴り方を論ずるには、如何なる綴り方がその表現にもつとも適當であるかを以て、その説を定むる標準となさねばならぬ。

三、ヘボン式の普遍性

國語のローマ字綴り方にヘボン式と日本式とのいづれを取るべきかの問題については、私は前稿において、二の理由から、ヘボン式を可とすべき旨を論じた。その一は歴史的の理由であ

り、他の一つは理論的理由である。田中館博士はもちろんこの二つの理由のいづれにも反対せらるるのであるが、その第二の點は後に譲り、まづ第一點から論じようと思ふ。

第一の點について、私が前稿に主張した要點は、最近まで國語のローマ字綴り方は略へボン式に統一せられて居り、最近に至つて日本式論者の宣傳の結果多少の異例を生じたけれども、尙大體においては今日もへボン式が一般に通用して居り、富士は Fuji、明治は Meiji、柔術は Jujitsu として世界的に知られて居るのであるから、強ひてこれを Huzji, Medi, Zyazyutu と改めねばならぬ理由は無いといふにあつた。

田中館博士はこれに對し、事實は決してへボン式に統一せられて居らぬとなし、へボン式と異つた綴り方を用ゐて居る幾つかの實例を示された。

しかしこれは私の意見に對する駁論としては何の價も無い。私は決してローマ字の綴り方が完全にへボン式に統一せられ、それに對する何等の異例も無いと主張する者ではなく、殊に最近に至つては、日本式論者の宣傳に因つて、日本式に對する少からざる賛成者又は雷同者を生ずるに至つたことは、博士の摘示を待つまでもなく、私自身前稿において明言した所であつた。博士にしても私の主張を反駁しようと思はるるならば、かういふ個々の斷片的な事實を列せらるるのではなく、大勢が既にへボン式を去つて居ることを證明せられなければならぬ。

ローマ字綴り方の問題は、社會一般人の常用する綴り方の問題である。へボン式又は日本式のいづれが既に社會常用の綴り方であるかを論ずるためには、個々の人々についてではなく、社會一般について觀察しなければならぬ。A から G に至るまでといふやうな十指を屈するにも足らぬほどの片々たる事實を擧げられたとしても、それは社會の大勢を論ずる上においては何の證明にもならぬ。

殊に、私がへボン式が世界的に通用して居るといつたのは、特にある一國の人だけのためにするのでなく、同一の綴り方を以て世界の總ての國民に對せんとする場合には、へボン式の綴り方が行はれて居るといふ意味であつて、特にフランス人のためにし、又は特にドイツ人のためにする場合には、それぞれフランス人又はドイツ人に読み易いやうな綴り方をなすことは、やむを得ない結果である。安達君がフランス及びベルギーの大使として自分の姓を Andaceri と綴り、ゴタ年鑑や、ラルースにそれぞれ自國語の發音によつた綴り方を用ゐて居るのは、固より怪むに足らぬ。

問題はさういふ個々の事實にあるのではなくして、社會の一般人がローマ字で書く場合に如何なる綴方を現に用ゐて居るかに在る。

今偶然私の手許に昨年度の帝國學士院記事 (Proceedings of the Imperial Academy) の總目錄

が廻されて来たが、その終りにローマ字で記した會員名簿がついて居る。このローマ字は、博士も御承知の如く會員各自から指定した綴り方によつて記されたもので、それによつて略各會員の意向を知ることが出来る。帝國學士院は博士も所屬せられて居る團體で、學者の淵藪と稱せられて居り、博士の影響も及び易い集まりであるから、若日本式が博士の主張せらるる如く學理に適して居るものとすれば、その會員諸氏の如きは率先して之に賛成せられねばならぬ。

然るに今この名簿を検閲すると、會員總數九十二人の中で、明に日本式の綴り方をなして居るのは田中館博士の外には、今村明恒(Akimune)博士一人あるのみである。吉江琢兒博士は明白ではないがTakuziと書かれて居るから、恐らくは日本式を取られるのであらう。いづれも精神科學に縁遠い理學部の會員のみで、精神科學に屬する第一部の會員には一人も無い。その外名前だけでは日本式であるかへボン式であるかの不明なものが田丸博士をも合せて、二十五人に及んで居るのは遺憾であるが、その他の六十四人の會員は安達峰一郎博士が特に Adaru Mitaneiro と綴られて居る以外には、第一部と第二部とを通じて、總て明白にへボン式の綴り方を採用せられて居る。

ローマ字綴り方に關する社會の大勢は、これだけでもその一斑を知ることが出来るではなからうか。

又試みに横濱、神戸、京都、箱根、日光、東京、大阪など外國人を迎ふことの多い各地において、商店に掲げた看板のローマ字を點檢せられよ。あるひは又帝展、二科展をはじめその他各所に開かれる西洋畫展覽會において、その畫面に記されたローマ字の署名を點檢せられよ。若くは又日本において發行せらるる各種の外字新聞に散見する日本の人名、地名などについてのローマ字綴りを點檢せられよ。ローマ字綴り方に關する社會の大勢は、これ等の社會一般人の常用する所によつて推斷せられねばならぬ。「社會自身の赴く所をもつとも重要視」せらるる博士をはじめ日本式論者は、果してこれ等の社會一般人の幾何パーセントが、現に日本式綴り方を使用して居るとお考へになるのであらうか。文部大臣が貴族院で何と答へたとか、陸軍省、海軍省で何と決定したとかいふやうなことは、社會の大勢とは全く無關係である。博士にして、もしかく官憲の意向をのみ顧慮することなく、眞に現實に「社會自身の赴く所」を正視せられたならば、敢て大なる調査の勞を取らるるまでもなく、社會の一般人は今日も尙大多數はへボン式若くはこれに準すべき綴り方を用ゐてをり、唯某々の役所、某々の學校などにおいて、社會の現實の状態を無視し、徒らに「尖端人」を學んで、一般常用の方式とは異つた新奇の方式を取つて居るものであることを、發見せらるるに難くはないであらう。

かくいへばとて、私は固よりへボン式を以て完全な缺點のない綴り方として居るのではな

い。私は元來如何なる綴り方にせよローマ字を以て正確に日本語を書き現はすことは、あたかも片假名を以て西洋語を書き現はすと同様に、絶対に不可能なりとして居るもので、随つて又ローマ字を以て日本の國字とする運動に對しては、強く反對せんとするものである。

私は唯へボン式綴り方が現在における一般人の常用の方式であることの疑ふべからざる事實を認め、強ひてこの既存の慣習を改めて新奇の方法を採用せねばならぬ理由を見出し得ないことを主張し、又國語をローマ字で綴ることの必要は、主としては固有名詞（又はこれに準ずべき翻譯し難い語）を國際的に表現するにあることを認め、この目的のためには、日本式は寧ろへボン式に劣るものであることを主張するものである。博士の駁論によつては、この二の主張は毫も覆へされない。その第二の點については尙次に論ずるであらう。

四 日本式の不合理性

私が前稿において日本式綴り方の不合理性を論じたのに對して、田中館博士は、「日本式の理論的評價」と題し、日本式が「正字法」を根據とし、吾々の「國語意識」に適するものであるとして、ここに日本式の根據を求めてをられる。

「正字法」とは何の意味であるか甚だ明瞭ではないが、博士の説明によれば、「日本式綴り方の目標はローマ字を國語意識に従つて用ひ、一の音が國語音聲組織上占める位置を日常生活に即

して適切簡明に示さんとするのである」とあるによつて推測すれば、吾々の「國語意識」を最高の標準として、これに適合するものを以て、正しいローマ字の綴り方とせらるるものやうである。

しかしながら、いはゆる日本式が果して吾々の國語意識に適合するものであらうか。博士にしてもし然りとせらるるならば、私は博士が自ら欺き人を欺くの非難を受けられんことを恐るるものである。

これを證明する爲に、博士が「何を指されるのか全く解するに苦しむ」といはれて居る一羽、二羽、三羽、の例を取るならば、國語意識からいへば、吾々は、それが一二三といふ數字に同じ羽といふ詞の加つたもので、その本來の音は「は」であるが、發音上わ、ば、ばと變化するものであることを意識して居る。日本式ローマ字が果してこの意識に適合する「正字法」たり得ようか。日本式ローマ字ではそれは *iti-wa, ni-wa, san-ba, si-wa, go-wa, rop-pa* となるの外は無い。WとなりBとなりPとなる。それが本來同じ詞であることの國語意識に適合するものとは、たれがいひ得られやうか。博士は月 *tuki* が三日月 *mikazuki* となることをすらも「甚しく我等の國語意識に反する」とせられて居る。ha が wa となり ba となり pa となるのは、博士の國語意識には反しないのであらうか。もしさうとすれば、それは餘りに亂暴な國

語意識といはねばならぬ。

又例へば、前稿に挙げた逢はん、逢ひ、逢ふ、逢へ、言はん、言ひ、言ふ、言へ、の變化の如き、日本式でも、Awan, ai, o, ac, iwan, i, ya, ie となり、「混亂の外何物をも表示し得ない」。博士はこれを以て「子音脱落の問題」であるとなし、あたかも kakite が kate となり K を脱落すると同様に、awite が aite となり W を脱落するのであるとせられて居るが、驚くべき詭辯といふの外は無き。

「書きて」が「書いて」となるのは「き」が「し」となる音便であつて、あたかも「買ひて」が「買うて」となり、「住みて」が「住んで」となるのと同様の變化であり、決して子音の脱落を以て論ずべきものではない。「ひ」や「み」が「う」又は「ん」に變ずるのが子音の脱落でないことは一見明瞭であらう。之に反して「逢ひて」を發音上「あいて」と讀み、従つてローマ字で aite となるのは、決して音便ではなく、單に音聲の變化に止まるもので、「書きて」が「書いて」となるのとは全く別個の種類に屬する。博士の如く、「逢はん」を W 行に屬する動詞と爲し、「逢ひて」はその子音を脱落するものと爲すが如きは、「我等の國語意識」を無視することも餘りに甚しいと言はねばならぬ。

況んや「逢ふ」に至つては、ローマ字では單に o となつて、如何なる詭辯を以てしても、もはや W の脱落を以ては説明し得ないであらう。言はん、言ひ、言ふ、言へ、の變化の如きも、「しはん」は iwan 「いふ」は uo となり、W が Y に變ずるのであるが、これをも子音の脱落といはるのであらうか。

博士は頻に「國語意識」の尊重すべきを論じ、それを以て日本式の唯一の根據とせらるるのであるが、もし國語意識を尊重するとせば、その結果は必然にローマ字そのものの排斥とならねばならぬ。單純な音標文字たるローマ字を以て日本語を書き現すことと、國語意識の満足とは、到底相兩立し得ないものである。

もし更に他の一例を必要とするならば、「我等の國語意識」においては、「神戸」は本來「かみへ」であり、「み」が音便によりて「う」に變じ「へ」が發音上「べ」と讀まるものであることを意識して居る。しかるにローマ字でそれを書くとするれば、日本式でも Rome とかくの外は無い。それでは、如何にしてそれが本來 Kante の變化であることを表示し得ようか。博士はそれでも「我等の國語意識」に適すると斷言せらるる勇氣がお有りであらうか。

更に一例を擧ぐると一匹十匹は、「我等の國語意識」においては本來「いちひき」「じふひき」であり、「ち」「ふ」が音便に依つて「つ」に變じ、「ひ」が「び」と發音せられ、隨つて「いつひき」「じつひき」となるものであることを意識して居る。然るにこれをローマ字で書く場合に

は假令日本式を取るにしても Ippiki, zippiki となるの外は無い。かういふ書き方を以て、如何にしてそれが本来 Ichi-hiki-zyu-hiki の變化したものであることを表示することが出来ようか。かくても尙博士は、日本式ローマ字がよく國語意識を満足せしめ得るものといはるるのであらうか。もし然らばこれ自ら欺くの甚だしきものである。

をタと讀ませながら、をチと讀ませることの不合理さについては、博士は英語においても t の音價が所により一様でないことを以てその辯解の辭となし、Meditation, Construction の例を擧げて居られるけれども、これも同様の甚だ窮した詭辯に過ぎない。英語はその國語に特有な歴史的因襲によつて、その音價に甚だ大なる不規則性を帯びて居る。a の如きに至つては、at, was, are, Kate の如き同じ a であつてもそれぞれ音價を異にして居る。nation action などの音價もかくの如き不規則性の一の現れたるに止まり、普通の場合の a は still, stick などの例において見得るやうに t の普通の音價によるものである。新たに日本語のローマ字綴り方を定むるに當つては、多年の歴史的因襲ある英語の綴り方とは異なり、かくの如き不規則性を忍容すべき理由は無い。現に博士等の主張せらるる日本式においても、a は常に「ア」、i は常に「イ」といふやうに、各個の文字に一定不動の音價を與へることを主義として居らるのである。しかしてこの前提の下においては、を「タ」と讀ませながら、を「チ」と讀ませることは、明白

に不合理であつて、博士の辯解の如きは、何等の辯解ともなり得ないものである。

「ジ」と「ヂ」とを區別することの不合理さについては、博士の辯明によれば、日本ローマ字會は早くからその混同を許容して居るといふことであるが、もし然りとすれば、例へば「時事」の如きは Di-di, Zi-zi, Zi-di, Di-zi の四通りの書き方を許容する事となり、ローマ字綴り方統一の根本の主義を全然滅却して、徒らに混亂に陥いらしむるものである。寧ろ始めよりその區別を撤廢することの勝れるにしかぬ。

「オ」と「ヲ」とを區別することの不合理についても、博士によれば「ヨ」を W。とかくのは、唯テニヲハのヲの場合に限るといふことであるが、それは何の理由であるか、更に解し難い。テニヲハのヲといへども、決して「ウオ」と發音するのではなく、發音においては他の場合のヲと毫も異なる所は無い。吾々は唯これを現はす日本の文字がオでなくヲであることを意識して居るに止まる。しかも若し文字の意識に重きを置くとすれば、これよりも一層強い理由を以て、同じテニヲハのハを Wa と書くのは甚しく我等の國語意識を害するものとならねばならぬ。一を肯定し他を否定するのは、自家撞著である。

これを要するに、日本式ローマ字の根本的の誤謬は、ローマ字が本来日本の正字とはなり得ないもので、ローマ字を以て日本語を現すのは、單に音標文字を借り來つて、日本語の發音を

寫さんとするものであることを無視して、強ひて「國語意識」を論じ、無理にこれを正字たらしめんとして居ることにある。その前提が無理であるがために、従つて又無理な詭辯を以てこれを辯解するの餘儀なきに至るのである。私は日本式ローマ字論者に向つて、誤つた前提に囚へられず、靜に根本に反つて反省せられんことを希望せざるを得ない。

五 結 言

最後に尙一言したいのは、博士の駁論が如何にも前後のむじゆん多く、到底博士の筆になつたとは思はれぬ程であることである。博士が「社會自身の赴く所をもつとも重要視」するといはれながら、ひたすら官憲の意向をのみ顧慮せらるることのむじゆんについては既に前に述べた。その外尙一二の例をいへば、論文の劈頭においては、日本式ローマ字論が始めは黙殺、次いで嘲笑に逢ふに止まつて居たのが、始めて眞面目な抗論に逢つた、以つて「ある程度の進展を遂げた」ことを證明するといはれ、即ちその運動が今日までは、眞面目な抗論に逢ふ程度にまでも進展して居なかつたことを暗に自白してをられながら、後には日本式が既に「あらゆる方面に進出し」「社會の赴く所、人心の歸一する方向」は既に日本式にあるかの如き言をなしてをられる。甚だしきむじゆんでなくして何であらう。

論文の第二項には、表題において既に「ローマ字は既に國字の一である」と斷言して置きな

がら、その本文においては、「ローマ字國字論が一步實現に近づいたことを示すもの」といはれて居る。既に國字の一であることと、一步實現に近づくこととは雲泥萬里の差である。博士はこれをも矛盾とせられないのであるか。

博士は又日本式が「國語意識」を基礎としてゐることを頻に強調せられて居る。國語意識は眞に國語を理解する者、いひ換ふれば日本語については唯日本人のみがこれを有し得る。然るに博士が一方に國語意識を強調しながら、一方には頻に某々等外國人の言を引いて、日本式の正當なることを證明せんとして居られる。それは溺るる者は藁をもつかむ態度であつて矛盾の甚だしきものである。博士はこれ等の外國人が日本語の「國語意識」を確實に保有して居るものとせらるるのであるか。

私は博士を始め日本式論者諸君の熱心さに深き敬意を表し、その運動の眞剣さを疑はないものであるが、しかし此の如き前後の矛盾甚だしき駁論を以ては、徒らにその運動の不合理さを暴露するに止まることを恐るるものである。言、長者に對してすこぶる非禮に當つたことは陳謝すべき辭も無い。多罪多謝。

文部省の國語假名遣改革案を難す

昭和六年七月二十八日乃至三十一日「時事新報」所載

國語假名づかひを發音通りに改めようとする企ては、是れまでも幾たびか試みられては失敗に終つたが、近頃に至つて、文部省は又もや同じやうな企てを起し、成るべく早い時期に於いて、國定教科書の用語を此の發音式假名づかひに改めようとすることに省議を決定したと傳へられて居る。

私はこれを如何にも無謀な企てと思ふ。發音式の假名づかひは、數年前に國語調査會の案として發表せられたところであるが、當時に於いても、識者の間に之に對する反對論が盛であつて、時の文部大臣は、議會に於いて文部省は決して之を國定教科書に採用する意思を有たないことを言明したことを記憶して居る。爾來今日まで、文藝又は學術上の著述は勿論、新聞紙や通俗雜誌などに於いても、極めて稀な例外を除いては、國語調査會の發表したやうな發音式假名づかひを用ゐてゐるものはない。即ちそれが今日まで未だ一般の承認を得てをらぬ事は明白である。ただ政府の公に發行してゐる官報においては、その本文には總て普通の歴史的のかな

づかひを用ゐてゐるのに反して、如何なる理由によつてか、雜報欄だけには、一時異例にも發音式假名づかひを用ゐてゐたが、それすらも何時の頃からか廢止せられて、近頃では等しく歴史的の假名づかひによつてゐる。

要するに、所謂發音式假名づかひは、決して今日の教養ある日本人の間に、一般に是認せられて居るところではなく、唯國語調査會の一私案たるに過ぎない。しかもそれは甚だ非難の多い私案に過ぎないのである。

此の私案を取つて、直にこれを國定教科書に採用することは、果して文部省の爲すべきところであらうか。

國定教科書に採用するといふことは、其の學習を兒童に強要するといふことである。小學教育の趣旨とするところは、言ふまでもなく日本國民として必要な教養を與へんとするにある。一般の國民の是認しない假名づかひを正しい假名遣として兒童に教習すべく強要することは兒童に誤つた教養を與へ小學教育をして國民としての教養に有害な影響を與ふるものであるか、然らざれば、政府の權力を以て國語假名づかひを混亂に陥らしめようとするものに外ならぬ。何れにしても、文部省の正當なる職務として、決して爲すべきところではない。

小學校の國定教科書だけは、文部省の權力を以て假名づかひを改めしむることが出来るであ

らうが、世間の一般文書にまで干渉する権力は、文部省も全く有たないのであるから、假令國定教科書だけに發音式の假名づかひを用ゐたとしても、世間一般が之に追隨することは、固より期待し得ない所で、世間では尙ほ一般に舊來の歴史的假名づかひが行はれるであらう。學校の教科書に於いても、中學校以上には、依然として歴史的の假名づかひが用ゐらるることを豫期せねばならぬ。若し然うであるとすれば、兒童が小學校で習ひ覺えた假名づかひは世間には通用せず、小學校を卒業した後には更に別の假名づかひを學ばねばならぬものとなり、殊に中學校の國語教育に於いては、小學教育とは反對の假名づかひを用ゐしむることとならぬとは限らぬ。それは小學教育に依つて國民としての必要な教養を與へることの大趣意に反するものであり、兒童に誤つた教養を與へ、却つて國語使用上の惡習慣を植ゑ付けるもので、人の子を毀ふことも甚しいものと謂はねばならぬ。

文部省の期待して居るところは恐らくは國定教科書に新假名づかひを採用することに依つて一般世間をも之に追隨せしめ、以て漸次に新假名づかひをして世間の常用の用法たらしめようとするにあるのであらう。

若し然りとすれば、それは文部省として甚しき越權の處置と謂はねばならぬ。勿論國語の綴り方は時と共に變遷すべきもので、必ずしも永久に固定して居るものではないが、其の變遷は

社會自身に依つて行はるべきもので、政府の權力を以て、之を社會に強要すべきものではない。斯ういふ精神的文化の方面に於いて政府の爲すべき任務は、唯其の發達を助成し、其の障害を除去することのみ存すべきもので、政府が自ら世間の一般に是認しない方向を定めて、これに向つて權力を以て急激な改革を企てようとするが如きは、政府の權力を濫用することも、亦甚しいものである。

二

國語假名づかひを發音式に改めることが、假りに國語の發達の上に望ましいこととしても、尙一般世間に通用するに至らない間に、政府の權力を以て之を國定教科書に採用することは、政府として決して爲すべきところでないことは右に述べた通りである。

併しそれは果して國語の發達の上に望ましいことであらうか、私は頗る之を疑ふ者である。第一に、それは文字に關する國民的意識を無視するものである。

發音式假名づかひの主張者は、文字を以て單に發音の符號としてのみ解して居らるるやうで、今日の我が國語のやうに發音と文字とが必ずしも一致しないのを以て、國語發達の上に於ける一變態と爲し、これを改めることが、國語を正道に復せしむる所以であるとして居らるるやうである。

併しそれは言語と文字との關係に於いての正當な見解とは思考し得られない。

成る程國語發達の歴史から謂へば、言語の方が文字よりも前に發達したことは疑ひを容れない所で、言語が先づ出來て、然る後之を寫す爲に文字が發生したのであり、隨つて少くとも音標文字に付いて謂へば、發音が主であつて、其の發音に適するやうに文字が作られたものであることは、文字の最初の歴史から謂つて、當然の事柄である。

併しながら、それは唯文字の初めて發生した時の事であつて、文字の既に作られた後に於いては、文字は單に發音の符號であるばかりではなく、其の外に尙ほ、思想交換の手段として、發音とは離れて重要な役目を爲すに至つて居るものである。

それは發音が單に耳に訴ふるものであるに反して、文字は目に訴ふるものであることから生ずる當然の結果である。

文化の最も幼稚な時代は暫く措き、稍發達した社會に於ては、人々の間の思想の交換は、耳に依るよりも、目に依る方が遙に重要であり、遙に有力であることは、言ふまでもない。ラヂオが發達してからは、耳に依つても一時に數萬人又は數十萬人に聞かせることが出来るやうになつたが、併しそれすらもその場限りで、後には残らないのに反して、文字を以て目に訴ふることに依つては、之を無限の人、無限の時に傳へることが出来る。文字の偉大なる力は實に茲に

在る。

而して文字を以て思想交換の手段とする場合に於いては、文字は單に發音の符號としてではなく、文字そのものとして人々の目に映するのであつて、吾々は其の發音の如何には必ずしも重きを置かず、文字に依つて直に其の意義を理解することに慣れて居る。歴史的起源に於いて發音が主であつて文字は之を寫す爲に作られた關係は、文字が發達した後の文書に於いては、其の主從關係を顛倒して、文字が主であり發音は却つて従たるに至るのである。

此の關係は何れの國語に於いても見られ得る所で、殊に著しいのは英語であるが、併しフランス語でも、ドイツ語でも、同様であつて、其の何れに於いても文字は決して單に發音の符號としてのみ用ゐらるるのではない。例へばフランス語では同じ「ス」の音がSであることも有りCであることも有り、ドイツ語でも、同じ「フ」の音がFでありVであり時としてFFであることもある。何れの國語でも同一の發音に對して常に同一の文字が用ゐらるるのではなく、總ての語に對して、一定の綴り方が定まつて居て、それに依つて其の語の意義が理解せられ、必ずしも其の發音には拘らない。

即ち一般國民の國語意識に於いて、一定の意義を表はす語と、之を示す文字とは離るべからざる關係を爲すもので、其の文字に依つて始めて其の意義を表はし得べきものとして意識せら

るるのである。言ひ換ふれば、國民の國語意識とは主としては文字意識に外ならぬ。若しイギリス人に對し coat ㄋ caught, cold ㄋ called は發音が同じだから綴り方も同じくせよと勸告するならば、イギリス人は果して之を何と謂ふであらうか。

日本の國語に於いても、毫も之と異なる所はない。吾々は例へば「テニヲハ」の「ヲ」は「オ」でなく、「ハ」は「ワ」でないことを強く意識して居る。此の意識は長い間の歴史に依つて吾々國民の間に深い根底を有つて居るもので、此の國民的意識を無視して、一時の官憲の意向に依つて、専ら發音に従つて綴り方を改革しようとするが如きは、思はざるも甚しきものと謂はねばならぬ。

且つ發音は時代に依つて容易に變動し、又地方に依つて著しく異なつて居る。それは文字に比すれば著しく浮動性を帯びて居るものである。若し發音のみを標準として綴り方を定めようとするならば、音に文書の永久性を破壊するばかりではなく、同じ時代に於いても、地方に依り文字を異にせねばならぬに至るであらう。

三

文部省の假名遣改正案に對して第二に、殊に遺憾に感ぜらるるものは、それに依つて千年に亘る日本の固有の歴史を輕視する心情が、露骨に發現せられて居ることである。

我が國語の今日の假名づかひは平安朝時代の文學から連綿として今日に傳はつて居るもので、其の背後には千有餘年の歴史を有つて居る。私は固より過去の歴史にのみ執着してこれを變革せんとする總ての企てに反對するものではない。殊に人間の物質的生活は機械の發明に因つて根本的の變革を生じたのであるから、之に伴うて經濟生活を始め、政治、法律、社會の各方面に於いて、舊時代とは全然其の根柢を異にするに至つた事は、必然の結果であるけれども、言語及び文字の如き精神文化に關する方面に於いては、物質的生活の變化に伴うて當然に變革せらるべきものではなく、此の點に於いて、吾等の祖先の遺した歴史は、最も尊重せられねばならぬ。千年に亘る貴重なる歴史を輕視し、妄に私意を以て人爲的に之が變革を企てようとするが如きは、最も慎まねばならぬところである。

精神文化の方面に於いて、我が千年の歴史を破壊し去らんとすることは、間接には我が國體を輕視するものと謂はれても、容易に辯解し難いであらう。

日本の國體の尊い所以は、申すまでもなく、日本が開闢以來萬世一系の皇統を中心として發達し來つたことに在る。それは一に國初以來の日本の歴史に基づいて居るもので、國體を尊重することは即ち歴史を尊重することである。

私は固より文部省の假名遣改正案を以て、直に文部省が國體を輕視するものであるとするや

うな極端な説を爲すものではなく、却つて文部省が此の點に付ては全く意識する所なくして、假名遣改定案を立てられたことを信ずるものであるが、併し精神文化に關して歴史を輕視する心は、結局は國體の輕視にまで導く處れが有る。何となれば、一面に於いて歴史は尊重するに足らずと爲しながら、一面に於いて國體を尊重すべしとすることは、其の間思想の矛盾を免れないもので、國體の尊重が其の根柢を缺くに至るの處れが有るからである。

斯ういふ非難に對しては、國語假名づかひの問題と國體問題とは、全く無關係な別個の問題で、其の一に付いて歴史を輕視することに依つて、直に他の一に付いて歴史を尊重しないものと爲すのは、牽強附會の詭辯であるといふ辯解が有るかも知れぬ。

併し國語と國體とを無關係なものと爲すのは甚だ皮相の見解である。兩者共に國民の精神文化に關するものであることの根本的な共通の性質は暫く度外視しても、總ての國に於いて、其の國民精神又は國民感情の養成せらるるのは、主としては文書の力に依るのであつて、就中古來の偉大な文學者哲學者の傳へた文書は其の最も重要な要素となるものである。我が國に於ける國體尊重の思想は言ふまでもなく、我が國民精神の最も重要な現はれであり、而して之を養成した有力なる一の原因としては、殊に吾々の祖先が吾々に遺した偉大なるさまざまの文書を擧げねばならぬ。

吾々は我が國體を尊重すると共に、又當然に此等の歴史的の文書をも尊重しなければならぬ義務あるもので、此等の文書を蔑視することは、國民精神の養はるる源を蔑視することであつて、結局は國體の輕視に歸着するものと謂はねばならぬ。

表面の形式に於いては、文部省は國の歴史を尊重する上に於いて、周到餘す所なきが如き姿を爲して居る。總ての機會に於いて國體の鼓吹に勉めて居ることは勿論、或は古社寺保存法を設け、或は史蹟名勝天然紀念物保存法を作り、此等の物質的事物に付いてすらも尙歴史的遺物の保存に努めて居る。

併し歴史の尊重の必要な所以は、此の如き外形の事物よりも、主としては其の精神に在る。若し文部省にして徒に外形にのみ歴史尊重の形を示すことを以て満足し、最も大切な精神文化に關して、妄に歴史の破壊を企てようとするならば、本末顛倒、其の本分を裏切ることも甚しいものと謂はねばならぬ。

四

第三に、發音式假名遣の案は、我が國語の構成を破壊し、文法を攪亂するものである。

此の點は、既に故森鷗外先生、故芥川龍之介君、山田孝雄教授等有力な諸學者の雄辯に論破せられて居る所で、私の如き専門の知識の無い者が更に之に加ふる所は無いが、併し、單に現

代に於ける發音が舊時代と異なつて居るといふだけの理由を以て、千年以來發達し來つた我が國語の構成と文法とを無視して、専ら發音に従つて假名づかひを改めようとするに至つては、吾々日本國民として日本國語を愛し、絶えず之を以て思想表現の手段として居る者の一人として、黙して止むことの出来ないことを感ずる。

今日吾々の用ゐてゐる普通の假名づかひが、時として實際の發音と一致しないものがあり、又は同じ發音でありながら假名づかひを異にするものがあるのは、何れも皆それぞれにさうでなければならぬ歴史的理由は有つて然るのである。此の理由を無視して専ら發音に依つて假名づかひを定めようとするれば、それが國語文法を破壊するものとなるのは、當然の結果である。

例へば、吾々が假名「づかひ」と書いて假名「ずかい」と書かないのは、それが本來「は」行四段活用の「つかはん、つかひ、つかふ、つかへ」といふ動詞が名詞となつたものであり、其の「つ」の字が連聲の結果「づ」と發音せらるるのであるからである。若し之を單に發音に従つて「ずかい」と書くならば、其の基本語である「つかひ」といふ動詞との連絡が全く絶えてしまつて、文法は攪亂せられてしまふの外は無い。又例へば吾々は小田原は「をだはら」であつて「おだわら」でないことを意識して居る。それは「を」は「小さい」といふ意味であり原は本來「はら」であつて「わら」でないことを知つて居るからである。若しそれを單に發音

に従つて「おだわら」と書くとするれば、それが本來小さい田の原の意を現はす語であることは全く現はれない。

殊に、一般に言つて、「は」行の動詞を發音式の假名づかひを以て現はすことは、極めて不都合の結果を生ずる。一例を言ふと、「言ふ」といふ動詞の變化を發音式に記すとすれば、「いわん　いい　ゆう　いえ」となる外は無い。同じ「言」の字の語尾の變化が或は「わ」行になつたり、或は「あ」行になつたり、甚しきに至つては「ゆう」の如き、語根までも、「や」行に變化するのであつて、文法も何もなく、唯混亂を來すのみである。

吾々は又同じ發音であつても、假名づかひの異なるに依つて、意義を異にするもの甚だ多いことを知つて居る。「いる」(入)と「ゐる」(居)、「おふ」(負)と「あふ」(逢)の如き、其の他發音は同じでも文字に依つて異つた意義を現はすものが甚だ多い。殊に後の場合の如き、「おふ」と「あふ」とは偶々發音を同じうしても、それは必ず綴り方を異にせねばならぬことは、各の變化を示すことに依つて明瞭である。負ふは「おはん、おひ、おふ、おへ」と變化する詞であり、逢ふは「あはん、あひ、あふ、あへ」と變化する詞である。即ち一は必ず「おふ」でなければならず、一は又必ず「あふ」でなければならぬ。單に發音のみに従つて之を混同することは文法を破壊するものである。

最後に尙一言したいのは、國語の發音は前にも述べた如く文字に比すれば、遙に浮動性を帯びて居るもので、同じ日本國內でも、地方に依つて同じ文字に對し發音を異にして居るものが甚だ多いことである。

例へば「ジ」と「ヂ」、「ズ」と「ヅ」は多くの地方に於いて發音の區別が失はれて居るけれども、或る地方殊に土佐に於いては尙之を區別して居り、「カ」と「クワ」とに至つては、之を區別して發音して居る地方が遙にそれよりも多い。一方に於いては、東京地方の方言の如き「ヒ」と「シ」とを區別しない所もあり、又地方に依つて「シ」と「ス」とを混同して居る所も有る。

斯ういふ浮動性の多い發音を基礎として、文字を定めようとすることは、文字の固定性を失はしむるもので、それだけでも發音式假名遣を取るべからざる強い理由と爲すことが出来ると思ふ。

切に文部省の再考を希望する。

學生の思想生活

昭和八年四月十七日發行「帝國大學新聞」所載

明治時代の學生生活と今日の學生生活とを比較して、何がもつとも大きな相違であるかといへば、何人も思想問題こそその最大の相違であると答ふるに躊躇しないであらう。

明治時代の學生生活といへば、父兄がその萬一の脱線を憂慮したのは、主としては唯風紀問題で、品行上の墮落に陥らない限りは、大學に入學することが出来たことは、即ち登龍門を通過したことを意味するものと思考せられたのである。

今日の學生生活において、父兄のもつとも憂慮するところは、品行上の問題よりも主としては思想問題にある。中學以來幾つかの難關を通過して、折角大學に入れる事が出来たとしても、思想上の悪化によつて一朝にして社會から葬られるやうなことに立ち至りはせぬかといふことが、今日の學生の父兄に取つて、最大の憂慮をなして居ることは、疑ふべからざる所と思ふ。如何にして斯かる相違を生ずるに至つたかといへば、それは一に社會の雰圍氣が變じたことに基いて居る。

明治時代——少くとも明治の二十年代以後は、維新の大事業は完成して、立憲政治が新たに確立し、社會の秩序が略安定を得、經濟上からいへば、いはゆる資本主義の勃興時代であつて、社會の急激な變革を企圖するやうな思想は、いまだ社會上の勢力を得る餘地は無かつたし、隨つて又學生生活の間にも、危険思想が浸潤するやうな恐れも生じなかつたのである。

然るに大正八、九年頃を境として社會の空氣は甚しく變じ、急激な社會の變革を企圖する思想が、社會に瀰漫するに至つた。それに對する鎮壓策として、大正十四年には治安維持法の發布が有り、昭和三年には緊急勅令を以てこれを改正し、處罰を一層嚴重ならしめたけれども、險惡な社會思想は更に衰ふる傾きのないのみならず、彈壓が激しくなればなる程、これに反抗せんとする者が一層多くなる傾向すら見えるやうである。

一方には又反對の極端に奔つて愛國主義の旗の下に、甚しく過激な手段を以て急速に社會の變革を企てようとする思想が勃興し、滿洲事變の發生後はそれが著しく勢力を加へて來た。一はインターナショナルを標榜し、一は極端なナショナリズムを主張するものであることにおいて、左右兩極に相反して居るものであるが、現在の社會の秩序を否定し、その急激な變革を企圖するものであることにおいては、傾向を一にするものであつて、共に社會變轉期における世相の現れと見るの外は無いものである。

社會の雰圍氣がかく險惡となつたのであるから、學生の思想生活が随つて動搖を免れないのは、やむを得ない結果で、殊に大學の學生といへば、年齢は二十歳から二十四五歳に至る、もつとも感激し易い、又もつとも多く社會思想の感化を受け易い時期にあるのであるから、大學の學生の中に、往々にしてかういふ左傾又は右傾の極端な狂激な思想に感化せられるものが有

るのは、遺憾ならまことにやむを得ない現象といはねばならぬ。

然しそれが如何にやむを得ない現象であるからといつて、これを自然のままに放任して置くことは許されない。私は大學の學生をはじめ多くの將來あるべき青年が、治安維持法違反の罪名を負うて、囹圄に呻吟し、然らざるも大學その他の學校から追放せられて、學業を中廢するの餘儀なきに至り、甚だしきは再び社會に立ち難きまでの痛手を負ふものの有るのを見聞する毎に、本人のために悲しむと共に、その父兄の心を思うて、眞に痛歎に堪へない思ひを禁じ得なう。

これを如何にすれば良いかは、極めて困難な問題で、その根本的原因は社會の情勢にあり、殊に資本主義の矛盾がそのもつとも有力な原因をなして居ることは、更に疑ひを容れない所で、随つて國家的統制力によつて資本主義に適當な修正を加へることが必要であり、それによつて社會の情勢が改善せられない限りは、社會の秩序が安定を缺き、随つて又急激な社會の變革を企圖するやうな思想の絶滅を期することも不可能であらう。然し今日の不健全な社會情勢が、一朝にして健全化せられ得るものでもなければ、資本主義の改革といつても、容易に實行せられ得るものでもない。それは又吾々の力の及び得る事柄でもない。しかも社會の情勢が改善せられない限り、社會の變革を企圖する險惡な思想が流行することは、避くことの出来ない結

果であるとすれば、學生の思想生活を健全ならしむるためには、吾々は如何なる方策を取るべきであらうか。

もし大學の學生が今よりも遙に小人数で、教授と學生とが個人的に常に相接觸し、同じ寄宿舎の中に居住を共にするか、さうでなくとも、學生の平生の思想なり行動なりについて、教授が常にこれを監視し居る地位にあるならば、教授の努力によつて、學生の思想生活を健全に導くことも、或は不可能ではなからうと思ふ。けれども實際はどうかといふと、法學部だけについていつても、學生の数は二千何百人に上つて居り、しかもそれすらも正當の資格ある志望者の中から半数に近く振ひ落した結果であつて、もしそれよりも定員を一層減少するならば、入學志望者の志望を一層多く拒絶しなければならぬことになり、修學を希望して然も修學し得ない遊民を一層多くするものであつて、その方面の弊害をも顧慮しなければならぬから、定員の減少は實行不可能と見るの外は無い。しかしして二千何百人に上る學生に付いて、教授が個人的に絶えず接觸して、その思想や行動を監視し誘導することの事實において不可能であることは、いふまでもない。實際の今日の状態において、教授と學生との關係は、特別の事情の有る場合を除いては、概ね唯教壇からの講義を聴くことに止まつて居るのが普通である。それ以上に進んで個人的接觸を計ることは、何等かの特別の事情ある少數の學生を除いては、事實上

不可能の状態にある。

かういふ事情の下においては、教授の努力によつて、學生の思想生活の健全をはかり、矯激な思想に感化せらるることを防ぐことは、ほとんど望み難い所で、吾々は遺憾ながら良策を見出し得ないことを歎ぜざるを得ない。

随つて、吾々の學生諸君に望むところは、一に學生諸君自身において、自制自重の態度を取ることにある。

社會組織の缺陷を憂ふことはよろしい。資本主義の矛盾を論ずることも不可ではない。如何にしてこれを改善すべきかを攻究することも、固より非難すべきではない。唯大切なことは、學徒としての本分を守り、又國憲を重じ國法に遵ひ、如何なる場合にも法律の埒を越ゆることの無からんことである。學生としてまだ學業の半途にありながら、自ら社會の先覺者を以て任じ、一かどの革命家氣取りか何かで、非合法的な潜行運動に入り込むが如きは、自分には一身を犠牲として社會を改造せんとする先覺者の積りで居るのかも知れぬが、それは唯自分の僅な優越感を満足せしむるのみで、社會から見れば、寧ろ悲惨な滑稽であり、然してその結果は、たゞに自分の一身を減ぼすばかりではなく、父兄一門にはこの上もない悲歎をかけるに終るの外は無いのである。さういふことで社會の改造がなし遂げ得られる道理はない。社會を憂ふる

學生諸君は、自分がまだ學生の身分であることを深く反省して、輕々しく誘惑に乗ぜらるることなく、かりそめにも法禁を破るやうなことの無いやうに、自重せられんことを、切望に堪へない。

瀧川教授の問題

昭和八年五月二十日發行「帝國大學新聞」所載

大學は政府の政策を實行するために設けられた政府の屬僚の集まりではなく、大學令第一條に明言せられて居る通り、専門の學術を攻究し及び教授することを本分とするものであるから、その攻究及び教授の任に當つて居る大學教授は、學術上の事項に關する限り、時の政府の政策によつて拘束せらるることなく、専ら學問的の良心に従つて攻究し教授し、又自ら眞理と信ずる所を發表し得る自由を有しなければならぬもので、これが大學のもつとも大切な本質上の要素であり、又國家が莫大な經費を拂つて大學を設立して居る目的の存する所である。もし大學の教授が時の政府の鼻息をうかがひ、その指導に従つて、政府の政策の實行に便宜なやうな意見をのみ教授し發表する機關に止まつたならば、學問の進歩は閉ざされて、大學設立の目的は

失はれ、大學を設立した國家の本旨に反すること甚だしいものとならねばならぬ。

勿論、大學教授の學問の自由といつても、それは必ずしも絶對の自由ではあり得ない。官立大學の教授は同時に官吏たる身分を有するものであるから、當然に官吏服務規律の拘束を受くるものであるのみならず、學生を教授して將來國家に役立つべき人物を養成する大任に當つて居るものであるから、大學令第一條にも示されて居る通り、人格の陶冶及び國家思想の涵養に留意すべき義務を負うて居るもので、もし大學教授にしてこれ等の義務と相容れない思想を抱き、これを教授し發表するやうなことが有れば、それは大學教授の地位とは相兩立し得ないものといはねばならぬ。随つて若し大學教授が國家を否定したり又は皇室に對する忠誠を失ふやうな信念を抱いて居るとすれば、大學教授としての地位を保持せしむることは不可能となる。この場合においては政府がその辭職を求め、もしこれに應じない場合には、政府の權力を以ても強制的に罷免の手續を取ることも、またやむを得ないものと認めねばならぬ。この點において大學教授の學問の自由は、當然の限界を有するものである。

京都大學の瀧川教授の事件についても、問題は果して同教授が官吏として及び大學教授としての義務と兩立し得ないやうな思想の抱持者であり、又果して眞に斯かる不穩な思想を教授し發表したのであるや否やにある。もし果してさうであるとすれば、その退職を求めることも亦

やむを得ないことであり、これを單純な學問の自由といふことによつて排斥することは是認し得られないと思ふ。

しかしこの根本的問題については、これまで文部省その他諸種の方面から發表せられて居る意見には、全く首肯するに足るべきものを見ない。問題をひき起した原因となつたのは、發賣禁止となつた同教授の著「刑法讀本」にあるといふことであつて、私は同書を一讀したことも無いから、ここに確實な斷定を下すことは不可能であるが、文部省その他で問題とせられて居るのは、主として姦通罪及内亂罪に關する二點にあるやうである。姦通罪については、わが現行刑法の如く、夫の姦通は全く適法行爲として看過し、妻の姦通についてのみこれを刑罰に處することが、果して公正な法であるや否やは可成り疑はしい問題であつて、これについて論議することは刑法學者としての當然の態度と見るべきであるし、内亂罪についても、内亂罪は普通の刑事犯と大に趣を異にし、戦争に類似の性質を有するものであるから、刑法學者としてこの點を論ずるのも、敢て非難の理由あるものとは思はれない。これは唯私が新聞紙などに見えて居る所から推測した所に過ぎないもので、固よりこれだけで、同教授の思想が果して大學教授の地位と兩立し得ないものであるや否やを判斷することは不可能であるが、少くともこれまで新聞紙に見えて居るやうな點を以ては、同教授が日本の國家及國體に反するやうな思想を

抱持せられて居るものとは、何としても思考し得られない。

聞く所によると、京都大學法學部の教授會では、一致して瀧川教授の退職を理由なきものとして反對して居るといふことである。これは明かに同教授會の一致の意見として、瀧川教授の思想が官吏として及び大學教授としての義務と相兩立し得るものと認めたことを表明して居るものである。學問上の意見の判斷について文部省と大學の教授會とが説を異にした場合においては、文部省としては、宜しく教授會の意見を尊重して、自ら反省熟慮する必要がある。由來學問上の意見の發表に關して、學問に理解の無い者が批評する場合には、飛んでもない見當違ひの判斷を下すことが甚だ多いことは、我々學問に従事して居るもの誰もが常に經驗して居る所で、斯ういふ俗衆の批判に惑はされて、輕々しく學問上の意見に對し、危險思想とか不穩思想とかいふ斷定を下し、大學教授の進退を左右するやうなことが有れば、それは文部省が自ら學問の進歩を杜絶し、大學の本分を破壊するもので、文部省がさういふ判斷を下す前には、單に俗衆の批評に惑はさることなく、十分に學者の意見をも徴して、同教授の思想が果して眞に國家及國體に危險であるや否やを、慎重に判斷する必要がある。私は密に文部省の態度が餘りに輕卒であることの非難なきやを恐るるものである。

最後に、新聞紙によると、瀧川教授が辭表の提出に應ぜず、又總長もその罷免に同意しない

場合には、文部省としては、總長の不同意に拘らず、彈壓的に休職處分に出ることに決意して居るといふことであるが、私は法律上の問題として、さういふことが果してなし得られるや否やを疑ふものである。

京都帝國大學官制第二條には「總長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ」云々とあつて、高等官の進退を具狀する權限を總長に與へて居る。これは警視廳官制や地方官官制に、總監又は知事が「奏任官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ」とあるのと明かに規定の仕方を異にして居るもので、單に「功過」ばかりでなく、高等官の「進退」についての發議の權を總長に與へて居るものと認めねばならぬ。それは大學が單に政府の政策を實行するための機關でないことから生ずる當然の結果で、もし總長の具狀を待たず、文部省の權力によつてその進退を決行することがあれば、それは官制を蹂躪するものとなる結果を免れない。これは先年東京帝國大學のいはゆる戸水事件の際にも實際に問題となつた所で、當時政府は遂に大學の意見に同意するに至つたのである。それであるから、官制の上からいつて、文部省においてもし或る教授に休職を命じようとするならば、まづ總長にその具狀を求めねばならぬもので、もし總長がその命に應じないならば、第一には總長自身に對し免官又は休職の處分をなし、文部省の命令を遵奉するやうな御用總長を新任し、然る後その具狀を待つて始めて教授に對する休職處分をなし得

るものである。文部省がもしこの點につき官制の規定を蹂躪するやうなことが有れば、それは二重に輕卒の非難を免れないものである。

再び京都大學の問題に付きて

昭和八年六月十二日發行「帝國大學新聞」所載

京都大學の事件は、益々紛糾して、千數百人の學生が既に久しく學業を休止し、いつ就學し得べきかの見込もつかぬ状態にある。事のこゝに至つたのは一つには、瀧川教授の論述が往々文字の穩健を缺き、讀者の誤解を招くおそれの有ることも、その一原因をなして居ることを認めねばならず、大學當局者の態度にも必ずしも賛成し難いものが無いではないが、然しその主たる原因は文部省の態度が當を得なかつたことにあるものと斷定せねばならぬ。この點についての卑見は既に一たび本紙に掲載したが、更に二の點についてのみ重ねて卑見を明白にして置きたいと思ふ。

一

第一の點は、今回の問題は専ら瀧川教授の學問上の意見が反國家的であるや否やに關するも

ので、しかも法學部教授會が一致してその然らざることを保障して居るに拘らず、尙行政事務の監督者としての文部省が、之を反國家的のものとして斷定したことが、果して當を得た處置であるや否やの點である。

誤解を防ぐ爲に豫め一言して置きたいことは、私は必ずしも大學教授の罷免に付いて如何なる場合にも絶対に教授會の同意を要することを主張するものではないことである。若し教授の人格又は素行において教授の地位と相容れないものが有り、又は教授に刑罰若くは懲戒に相當するやうな行爲の有つた場合であれば、それは事行政上の監督者の判斷に屬すべき事柄で、假令教授會において承認しないとしても、監督の任にある總長の意見によりその罷免を上申し、又は文部省から總長に命じて、これを上申せしむることは、敢て非難すべき理由の無いことと思ふ。

然し今回の問題は全くこれ等の點にあるのではなく、一に瀧川教授の學說がその原因をなして居るのである。學問上の意見についてそれが反國家的であるや否やを斷定する爲には、斷定者自身が相當の學問上の理解を有することを必要とする。學問上の理解を缺いて居る者が、斷片的に他人の論著を一見して、それが國家に危険であるや否やを斷定するが如きは、それ自身すこぶる危険な事で、それこそ國家を誤ること甚だしきものといはねばならぬ。法律が夫の姦通

を許容しながら妻の姦通を犯罪として居るのを不當とし、姦通罪の廢止を主張したのもつて、姦通の自由を奨揚するものであると解したり、女子に經濟上の獨立が缺けて居ることが、男尊女卑の生ずる原因で、經濟力のある所權力がこれに伴ふことを説明して居るのもつて、家族間の階級闘争を主張するものと解するが如きは、總てかくの如き無理解から生ずるのである。もしかういふ態度を以て他人の學說を批評し判斷するならば、例へば「孟子」には「民ヲ貴シト爲ス社稷之ニ次グ君ヲ輕シト爲ス」とあるから、孟子は國體に反するもので、是非發賣を禁止せねばならぬといつたり、甚だしきは日本書紀に見えて居る仁徳天皇の聖詔の中に「其レ天ノ君ヲ立ツルハ是レ百姓ノ爲ナリ然レバ則チ君ハ百姓ヲ以テ本ト爲ス」とあるのをすらも、恐れ多くも、兎角の論をなすものを生ずるであらう。

今回の問題をひき起した瀧川教授の學說については、私自身はその全部を熟讀して居るものではないので、十分の判斷の根據を缺いて居るものであるが、然し本月八日の各新聞紙に發表せられた文部當局の談話によつて見ると、如何にそれが無理解に基いて居るかを、容易に推測することが出来ると思ふ。

然しそれが無理解であるや否やは暫らく差しおき、假りに誤解の無いものとしても、問題は、かういふ學問上の意見の批評及判斷につき、教授會及大學總長が一致してその反國家的ならざ

ることを承認して居るに拘らず、文部省においてこれを反國家的のものと断定することが、法律上から観て、果して文部省の正當の權限に屬するものといひ得べきや否やに在る。

私はそれが大學令の明文ではないにしても、少くともその精神に反するものであることを疑はない。大學は決して國民教育の機關ではなく、大學令第一條に明言して居る如く、「學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ソノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的」とするものである。文部大臣は固より教育行政の主管者であるが、決して學術の理論及應用を指導する權限あるものではない。文部省官制第一條には「文部大臣ハ教育學藝及宗教ニ關スル事務ヲ管理ス」とあつて、文部大臣の權限に屬するものは、専ら事務の管理である。もちろん事務の管理といふ中には大學教授の身上に對する監督をも含んで居るけれども、「學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スル」ことは、大學令が大學に與へて居る大學の獨立の任務であつて、文部大臣の指揮監督し得る事柄ではない。もし大學にして文部大臣の命令に従つて御用學說のみを教授し攻究するに止まるものとなつたらば、それは明白に大學令の規定に違反して、大學の本分を拋棄したもとなる。それであるから、大學教授の學問上の意見が大學の本分に反するものであるや否やは、大學自身自ら判斷すべき事柄であつて、文部大臣の權限に屬するものではない。それは大學の獨立の任務としての學術の教授及び攻究の範圍に屬するもので、純然たる學術上の問題であり、文

部大臣の任務としての「事務の管理」の問題ではない。「學術」と「事務」とを分立せしめて、事務は文部省の管理に屬せしむるが、學術は大學の獨立して判斷する所に任ずものとするところが、大學令の本質の存する所である。

しかるに今回の問題は、「學術」の問題に關して、大學總長及教授會の一致の判斷を無視して、「事務」の管理者たる文部省が、自分の獨斷的な判斷を推し通したのであつて、私が文部省の態度を不當であると信ずるのは、ここにその第一の理由がある。

二

第二の點は、大學總長からの具申に基かないで、瀧川教授を休職に處したことが、法律上許され得ることであるや否やの點である。

これは前稿においても既に一言した所であるが、私はそれが法律上許されない所であることを信じて疑はない。大學總長は官制によつて大學一般の事務を管理する權限を與へられて居るもので、文部大臣は唯その監督の權限を有するに止まる。文部大臣が直接に大學の事務を管理する權限が有るのではなく、その監督の下に、大學の一切の事務が總長に任されて居るのである。文部大臣は固よりその監督者として總長に命令することは出来るけれども、もし總長がその命令に従はないならば、まづ總長を休職に處し又は免官する手續を取らねばならぬのであつ

て、總長を差置いて自ら直接に大學の事務を管理することは許されない。それは明かに官制を蹂躪するものである。

官制には前稿にも述べた如く「總長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具申シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス」とある。もし大學の判任官について總長を差しおき、文部大臣が直接にこれを任免したとすれば、それが官制に違反するものであることは、何人も疑はないであらう。高等官の進退を具狀することも、これと同様であつて、それは官制が總長にのみ認めて居る権限である。それは何故かといへば、大學の高等官の進退は、大學の事務の中でも最も主要なもので、大學の一切の事務について管理の権限を有する總長が、その發議の権能を有することは、當然でなければならぬからである。官制の文字の上には總長の具狀に基かずして高等官を任免することを得ずといふ明文は見えて居らぬけれども、これは總長が大學の事務管理者であることから生ずる當然自明の事理であつて、もし總長の具狀によらずして、文部大臣が自ら大學教授を罷免する手續を取るならば、それは文部大臣が直接に大學の事務を管理することであり、總長の権限を不法に侵害するものである。官制によつて定められて居る権限の分配は、監督官廳といへどもこれを犯すことを得ないもので、監督者は唯被監督者に命令することが出来るに止まり、被監督者の権限に屬する事柄を自ら代つてなし得べきものではない、殊に瀧川教授の

休職處分に至つては、「官廳事務ノ都合ニヨリ」といふ理由を以つて休職に處せられたのであり、然してこの場合のいはゆる「官廳事務」とは即ち大學の事務を意味することはいふまでもない。大學の事務の都合に因つて休職を命ずるのに、大學の事務を管理する總長の意思に反して之をなすことが、總長の権限を不法に侵害するものでなくして何であらう。それは明白なる總長不信任であり、かくの如き總長に大學の事務を任かせて置かれぬことの表白である。しかもまづ總長を罷免することをなさなかつたのみならず、その辭職をも聽許せず、却て善後の處置に努力せしむるが如きは、ただに違法であるばかりではなく、全く不可解である。

京大法學部壞滅の危機

昭和八年八月號「中央公論」所載

七月十一日の夕刊諸新聞紙の傳ふところに依ると、京都大學法學部の首腦部を爲すものも見られて居る佐々木惣一、宮本英脩、宮本英雄、森口繁治、末川博、瀧川幸辰の六教授が、愈々辭職を聽許せらるることに決し、既に其の發令を見たといふことである。此の稿を草する時までは、未だ官報には辭令の發表を見るに至らないが、各新聞紙が一致して同じ報道を傳へ、

文部當局者の談話に於いてもこれを認めて居るのであるから、無論眞實と見るべきであらう。何故に全教授の中から、特に此等の六氏だけを選択して罷免の處置を取るに至つたのかは、全く理由を解し得ない。全教授が全然同一の理由から同時に辭表を提出せられたのであるから、若し聽許せらるるならば、全員に對して同時に聽許せらるることが當然であり、其の中の一部を聽許し一部を聽許しないといふやうな差別待遇を爲すことは、ただに理由が無いばかりではなく、殘存教授に對する侮辱であると見られても已むを得ないであらう。文部省側の意見として傳へられて居るところに依ると、他の諸教授には極力辭表の撤回を求め、其の留任を要望する意向のやうであるが、併し如何に留任を勸告したとしても、初より全員心を一にして、辭職を決意せられて居るものが、其の一部分だけ罷免せられて、他の一部分は留任するやうなことは道義心ある者の到底想像し得ないところである。若し當局者にして、他の諸教授が勸告に因つて留任を應諾するものと信じて居たとすれば、それは餘りにも屬僚氣質と謂ふべく、學者の心理を理解しないことも甚しいと思ふ。結局は法學部の全教授、助教授に對して罷免を奏請するの餘儀なきに至るべきことは、既に六教授を罷免した以上は、避け難い必然の結果であり、ここに四十年に近き光榮ある歴史を有する京都大學法學部は、遂に壊滅の危機に直面するに至つた。

○

此の重大なる結果を惹き起すに至つた直接の原因は、言ふまでもなく瀧川教授に對する無謀な休職處分に在る。それは第一には、瀧川君の學說に對する正當な批判を誤つたもので、敢て國家及國體に反するものでもないものを、濫りに危険思想と斷定したことの輕卒の非難を免れないものであり、第二には大學教授の學問上の意見に對する價值批判に付き、教授會の一致の意見を無視したもので、教授全體に對する重大な侮蔑であり、第三には、大學總長を信任して之に大學の事務の管理を委託して置きながら、其の意見に反して教授に對する休職處分を行つたもので、大學總長の正當な權限を侵犯したものである。若し斯かる處分が正當なものとして是認せられるとすれば、それは學問をして權力の下に屈從せしむるもので、大學の權威の爲に忍び得難いところである。京大法學部の諸教授が學つて辭職を決意せられたのも、事情まことに已むを得なかつたものと思ふ。

併しながら、如何に事情已むを得なかつたとは言へ、諸教授が學つて辭表を提出せられた以上は、休職處分の撤回が事實不可能である限り、遂には大學の閉鎖を招くに至るのも、避け難い結果で、事の茲に至るべきことは、諸教授が辭表提出の當初から豫期せられて居たことと思ふ。唯憂慮すべきことは、千數百人に上る學生諸氏が、折角諸教授を信頼して其の教を受くる爲に、

種々の難關を越えて大學に入學しながら、遽に修學の途を失ひ前途に迷ふべきことで、文部當局者として如何に之を處置せんとするのであるか、まことに痛心の至りに堪へない。

世間の一部には、京大法學部と最も近親の關係に在る東京大學法學部の諸教授（私も其の一員であるが）が、京大諸教授と行動を共にせず傍觀的態度を取つたことに對し、痛烈な非難を加ふるものが有る。

私は今之に對し辯解を試みんとするものではないが、併し私の信ずるところに依れば、東大法學部の諸教授も、少くとも大多數は、學問の自由を主張し、瀧川教授に對する今回の處置を以て、不法に其の自由を蹂躪したものであるとすることに於いて、京大諸教授と其の主張を同じくせらるるものであると斷言してよいと思ふ。それが結束して京大諸教授と行動を共にし、文部省と抗争するの態度に出づることを爲さなかつたのは、主としては、既に勅裁を経て休職處分が行はれた以上、其の復職を實現せしむることは、容易に望み難いところであり、而してそれが望まれない限り、其の抗争の結果は遂には東京大學をも混亂の渦中に陥らしめ、諸教授の總辭職となり、學生をして其の前途を誤らしむるに至るべきを憂慮したことに、其の主たる原因が有ることと思ふ。

若し不當なる權力の濫用に對し、團結の力を以て之と抗争することが、社會の常態となるならば、それは唯力と力との争であり、社會の秩序は破壊せらるるの外は無い。もちろん時としてはそれすらも已むを得ない手段として是認せらるべきことが有るにしても、吾々は出來得る限りこれを避けることに努めねばならぬ。況んや其の力の初より充實して居らぬ場合に於いてをや。東大の諸教授が京大の諸教授に對し滿腔の同情を有ちながら、遂に傍觀的態度を以て終始したのも、決して其の問題に冷淡であつたが爲ではなく、恐らくは唯力と力との争を避け、又は其の力の足らざることを自覺した爲に外ならぬであらう。

○ 京大法學部が遂に壊滅の危機に瀕するに至つたのは、直接には瀧川君の休職處分に原因して居ることは、勿論であるが、併し其の間接の原因としては、社會の一部に大學の諸教授の學說及言論に對し、極端な偏見から、濫りに赤化呼ばりを爲す者が有り、それが遂に文部省を動かすに至つたことが、其の有力な動機を爲して居るやうである。

若し然うであるとすれば、吾々はただ其の餘りにも淺薄幼稚なものを慨嘆するの外は無いと同時、苟も文政の局にたづさはる者は、此の如き單純な中傷に惑はされないだけの健全な批判力を有するものでなければならぬことを、切實に痛感するのみである。

世間には又、官立大學の教授が國の官吏であるといふことから見て、大學教授の意見は當然束縛せられたものであり、若し自由に自分の學說を主張しようと欲するならば、先づ其の官職を去らねばならぬと主張する者が有る。彼等は徳川幕府の御用學者であつた林家の例を引き、幕府の祿を食んで居る以上は、幕府の命を奉ずるのが當然であつたと同様に、官立大學の教授も政府から俸給を受けて居る以上は、政府の命を奉ずるのが當然であるとするのである。

併しこれは大なる誤解であつて、官立大學の教授はもとより、國の官吏であり、國から俸給を受けて居るものであるが、しかし時の内閣に隸屬して其の屬僚たり其の御用を勤むる者ではない。其の點に於いて國家と大學教授との關係は幕府と幕臣との關係とは甚だ異なつて居る。封建時代の社會組織は個人的な君臣主従の關係を基礎として居たもので、幕府と幕臣との關係も個人的の關係であり、而して此の點に於いて幕府お抱への儒者も全く同様である。其の俸祿は個人としての將軍から受けて居たのであつて、其の命を奉じ其の御用を勤むる爲の御抱へ儒者に外ならぬのであるから、其の學說も亦幕府の爲の御用學說に過ぎなかつたことは當然である。今日の官立大學は全くこれとは性質を異にして居る。それは國が學問の發達を圖るが爲に設立して居るもので、決して時の内閣の政策を補助執行せしむるが爲に設けて居るのではない。若し政府の屬僚として政府の政策を實行せしむる爲の機關であるとすれば、其の職務に關して時

の政府の命令を遵奉することが當然であるが、大學はさういふ性質のものではなく、大學令第一條に明言して居る如く、獨立して學問を研究し教授する爲の機關であり、學問の研究及教授といふ點に於いては、時の政府に對して全く獨立の地位を有することは、恰も裁判所や會計検査院が其の職務に關して政府から獨立して居るのと全く同様である。それであるからこそ大學が始めて大學としての本分を盡すことが出来るのであつて、其處に大學設立の目的が有る。若し之をして權力の下に屈從せしめ、時の權力者の意見に迎合する御用學說のみを教授し攻究するものたらしむるならば、それは最早大學の名に値しないものである。

それであるから、官立大學の教授が官吏であり政府の俸給を受けて居るからといふ理由で、官立大學の教授は政府の命令に従はねばならぬといふのは、恰も裁判官は國の官吏であり政府の俸給を受けて居る者であるから裁判官は政府の命令に従はねばならぬといふのと同様の誤である。唯、時の權力者又はこれに迎合する者は、ややもすれば斯かる誤想を抱き易く、有名な所謂大津事件は、時の政府が裁判官をして政府の命令の下に屈從せしめんと試みた一例である。併し、裁判官は憲法上に終身官としての身分を保障せられて居り、政府の權力を以て休職を命じたり其の地位を動かしたりすることは不可能であつたから、政府の威壓に拘らず、裁判官は遂に能く其の獨立を守ることが出来たのであつた。不幸にして官立大學の教授は、法律上に此

の如き身分の保障を受けず、政府は何時でも之に休職を命ずることが、法律上には可能である。京都大學の諸教授が天津事件に於ける裁判官の如くに其の職務上の獨立を保持することが出来なかつたのはそれが爲であり、其の結果は遂に今日の如く大學閉鎖の危機に直面するに至つたのであつて、權力を有する者と權力を有しない者との争に於いては、まことに已むを得ない結果であつた。

○

斯くして二ヶ月以來紛争に紛争を重ねた京都大學事件も、遂に形式的には諸教授側の全敗に終らんとする形勢にある。

併し是が果して眞の解決であらうか。假令教授の進退は解決せられたとしても、後には尙千數百人に上る前途に迷ふ學生が有り、之を支持する幾千の先輩と全國大學の學生とが有る。當局者は今後如何に之が善後の處置を講ぜんとするのであるか、頗る憂慮すべきである。

政府は頻に思想善導を叫び、學生の思想の動搖を憂ひて居るが、思想善導の最も樞要とするところは、歴史を尊び、傳統を重んずることに在る。不法に權力を濫用して歴史ある大學を壊滅に歸せしめ、幾多の學生に修學の途を失はしめて、如何にして思想善導を期することが出来ようか。吾々は唯天を仰いで嘆ずるのみである。(七月十三日稿)

學位疑獄

昭和九年一月十五日發行「帝國大學新聞」所載

一

世は非常時とあつて、さまざま意外の出來事が、後から後からと續出する中にも、長崎醫科大學に突然勃發した、學位賣買の疑獄事件ほど、近頃、吾々の心を傷ましたものはない。

吾々は、苟も職を大學の教授に奉ずる者は、何人でも、かういふ問題について、社會一般人に比べて、むしろ高い水準の良心を有つて居るものと固く信じて居た。もちろん大學の教授であるからと謂つて、必ずしも學問のみに専心して全く金錢を顧みないといふまでに、期待することの出来ないことは當然であるが、少くとも金錢によつて職務を左右し、殊に學位論文の審査をすらも、それによつて動かさうとするものが有らうとは、夢にも思考しないところであつた。それは學者といふ立場とは、餘りにも懸け離れた事柄で、吾々の普通の良心から見て想像もおよばないことであるからである。

吾々は裁判官に對しては、かういふ點について、殆ど絶對の信用を拂つて居る。裁判官が賄賂に動かされて、不公正な裁判をするやうなことが有らうとは、殆ど夢想だもしない。之は實

に日本國民の幸ひであつて、これあるによつてのみ、國法の尊嚴が維持せられ得るのである。大學の教授に對しても、吾々は、少くともこれと同等の信用を拂ひ得るものと固く信じて疑はなかつた。大學の教授が、國家試験を擔當して、合格不合格を決したり、學位論文を審査して、學位を授與すべきや否やを決したりするのは、恰も裁判官が裁判を行ふのと、類似の性質の作用であつて、その職務を行ふに當つては、最も公正であり獨立であることを要する。何人の請託をも許さず、また私心のその間に介入することを許さない、況や金錢をもつてこれを左右するにおいてをや、それは恰も裁判官が賄賂に依つて、裁判を左右すると同様の曲事であつて、苟も大學の教授ともあらう者が、それ程の曲事を犯すものが有らうとは、自分の狭い見聞からいつて、全く起り得ないことと固く信じて居た。

不幸にして、この信用は裏切られた。少くとも、學位論文の審査について、贈賄および收賄の嫌疑を受けて、起訴せられた幾人かの博士と一人の教授とが有ることは匿れない事實であつて、それが裁判の結果如何に決せらるるかは未定の問題であるにしても、さういふ嫌疑によつて起訴せられた者が有るといふだけでも、吾々の抱いて居た信用は、情なくも破壊せられたのであつて、同じく職を大學に奉ずる者の一人として、眞に痛歎の至りに堪へない。

ただ、若し眞に斯かる曲事が犯されて居たものとすれば、今回の檢舉は、學界に一大警告を

與へたもので、吾々は、その弊害の未だ甚だしからざるに先だち、その檢舉の行はれたことを將來の淨化のために、むしろ喜ばねばならぬであらう。

二

斯ういふ事件の起つたのを見て世間には往々、早くも學位制度改革の必要を論議して居るものが有るやうである。學位論文審査の權能を大學の教授會から剝奪して、他の特別の機關に委ねようといふのである。

併しそれは如何にも輕卒な議論で、學位の性質について正當な理解を缺いて居るものであり、又偶々起つた稀有の一事件をもつて、直に全體を類推しようとするものでもある。

學位制度の沿革を見ると、それは最初は文部大臣が授與するものとせられてゐたのが、後に今日のやうに各大學において教授會の審査と文部大臣の認可とを経て、これを授與するものとせられたのであつて、この改革は學位の性質から見て當然の改革といふべきものであつた。

何となれば、學位は單純な學力の表彰であつて、その性質において、「學士」の稱號と同様のものであり、唯大學を卒業しただけの者には「學士」の稱號を與へ、卒業後なほ數年間大學院において特別の研究を爲した者又はこれと同等の學力ありと認むべき者には、「博士」の稱號を與へるといふに過ぎないものであるから、「學士」の稱號を大學において與へることが適當であ

るとすれば、同様に、「博士」の稱號も大學において與へることが當然でなければならぬからである。

最初の學位令において、文部大臣が學位を授與するものと定めたのは如何なる理由に基いたのであるか筆者の全く知らないところであるが、それは恐らくは學位の性質について何等かの錯覺が有つた爲ではなからうかと思ふ。學位は決して國家に對する勳勞を表彰するといふやうな國家的榮典の性質を有するものではなく、單に或る程度の學力ありとする認定の標章に過ぎない。文部大臣は國の教育行政の主管者であつて、學問の權威者ではない。行政と學問とは、全く別個の事柄であつて、行政の主管者が、學力の程度を認定して學位を授與するといふが如きは、全く見當外れの職務といはねばならぬ。學力の認定は學問の府としての大學に任かすことが當然であり、それが又世界的な共通の制度である。

現行の制度において、學位の授與に文部大臣の認可を経ることを要するものとして居るのすらも、實は不必要な制度であつて、殆どその理由を解し難いものである。さきに水野練太郎氏が文部大臣であつた際に、この認可制度を廢止し、各大學において獨立に學位を授與するものと改めようとする案が、省議として一たび決定せられてゐたといふことであるが、それはまことに正當な改革であつて、文部大臣の更迭と共に、それが沙汰止みとなつたことは、遺憾とす

るところである。假令認可權が文部省に留保せられてゐるとしても、學力の認定について文部省が責任を負ふことは不可能であつて、結局それは單に形式に止まる外は無い、却てこれがあるがために、學位を以て恰も國家の公認する榮譽權の如くに誤解せしめ、學位の性質につき社會上に錯覺を生ぜしむる虞あるものである。學位は謂はば俳優の仲間における名題とか、相撲の社會における幕の内とかいふやうな稱號に匹敵すべきもので、或る學術の團體において或る程度の學力ありと認定したことの表彰に外ならない。それは性質上學術の團體である大學に全責任を負はしむべきもので、國の行政機關がこれに關與するのは、適當とは思惟せられない。

勿論、各大學において獨立に學位を授與することとなれば、大學によつて學位論文の通過し易いものとし難いものとの差別を生じ、學位の價值に少からざる差等の生ずることは、避け難い結果である。しかし、それは「學士」の稱號においても同様であつて、同じく學士と稱するものの中にも、大學によつてその價值が一樣でないことは、一般に認められて居るところである。「博士」の稱號もこれと異なるべき理由の無いもので、強ひてその價值を一樣ならしめようとすることは、却て學位の性質に反するものといふべきである。

三

最後になほ餘談ではあるが、今回の事件に關聯して、法律上の問題につき、一の疑問を提出

して置きたい。

それは、學位の授與は官公立の大學ばかりではなく、私立大學も等しく、その權能を有することは勿論であるが、私立大學において、若し今回のやうな事件が起つたとすれば、やはり官公立大學におけると同様に、刑法上の公務員瀆職罪に該當するものと解すべきや否やの問題である。

事の性質からいへば、官公立大學において授與する學位も、私立大學において授與する學位も、法律上は全く同じ性質のものであり、その審査に公正と獨立とを要することにおいて、毫も異るところのないことは言ふまでもない。若し官公立大學における學位の授與につき、刑罰を以てその公正を保護する必要があるとすれば、私立大學における學位の授與についても同様の必要が無ければならぬ。

併し刑法の解釋からいつて、私立大學の教員が果して刑法の意義においての公務員と見られ得るや否やは、可なり疑はしい問題である。刑法には公務員を定義して、官吏公吏その他法令により公務に従事する職員といつてゐるのであるが、私立大學の教員は官吏公吏でないことは勿論、法令により公務に従事する職員といはれ得るや否やも疑はしい。恐らくは刑法の所謂「公務」は國家または公共團體の直接の事務のみを意味するもので、私立大學の事務の如きは刑法の

意義においての公務には該當しないものと解すべきであらう。

若し然りとすれば、官公立大學におけるとは異り、私立大學において學位論文を審査する場合にはその審査の任に當る教員が、賄賂を收受することが有つても、それは全く罪にならないものとならねばならぬ。

併しそれで果してよいものであらうか。同じ學位の授與でありながら、その大學が官公立であるか私立であるかに依つて、その間に斯の如き差異が有るのは、果して正義の要求に適應するものであらうか。

私はそれを穩當とは思惟し得ないもので、若し現行の刑法上これを處罰することが出来ないものとすれば、それを適當に改正して、この點について、官公立大學も私立大學も共に同様に取扱はるべきものとするのが、望ましいものと思ふ。刑法は今や改正草案の審議中であると聞く、公務員瀆職罪に關する規定は、殊に改正の必要の痛切な箇條の一つであるが、その改正の審議に際しては、この點についても適當に考慮ありたいものと思ふ。

常人の犯罪と軍人の犯罪

— 濱口首相狙撃事件及五・一五事件に關する —

大審院及軍法會議の裁判に付いて —

昭和九年三月號「犯罪學研究」所載

軍人以外の一般人の犯罪と軍人の犯罪とは、現行の日本の制度では、それに適用せらるべき法律もちがへば、それを處決する裁判所も異つて居る。一般人の犯罪については刑法の定があり、通常裁判所でそれを審理し判決するのであるが、軍人の犯罪については別に陸軍刑法、海軍刑法の定があり、陸軍軍法會議又は海軍軍法會議でこれを審理し判決する。法律もちがひ裁判所も異なるのであるから、同じ性質の犯罪であつても、軍人の爲した犯罪と軍人以外の一般人の爲した犯罪とは、これに對する處罰が必ずしも同一であることを得ないのは、制度上已むを得ない結果で、現在の制度の下においてはこれを統一すべき如何なる手段も存在しない。

しかしながら、法律は社會の各人に對し公平であり平等であるべきことを、最も大切な基本原則の一として居る。若し同じ性質の犯罪でありながら、その犯罪を爲した者が身分上軍人であると然らざるとに依つて、これに對する處罰の上に著しい相違が有るとすれば、それは國法

の最も基本的な要求に反するもので、そこには何等かの缺陷が存するのではないかといふ疑を生ずるのは、むしろ當然と謂はねばならぬ。何となれば、一般の刑法も陸軍又は海軍刑法も等しく國の法律であり、通常裁判所も陸軍又は海軍軍法會議も等しく國の裁判所であつて、同じ國家の法律であり裁判である以上は、同じ犯罪に對しては、同様に處罰せらるべきことが當然であり、若し兩者の間に著しい懸隔が起るとすれば、それは或は制度それ自身に缺點が有る爲であるか、然らざれば、何れかの裁判所の判斷に缺點が有つた爲であると推定せらるるのも、餘儀ない次第であるからである。

不幸にして、所謂五・一五事件の處理について、世人にかくの如き疑惑を起さしむるやうな事態を發生したのは、遺憾至極と謂はねばならぬ。第一に、同じ五・一五事件の被告人で、同一の犯罪に付いての共同正犯でありながら、軍人でない者に對しては、殺人罪及び爆發物取締罰則違反の罪を以て起訴せられたのに反して、陸軍及び海軍軍人に對しては、陸軍刑法及び海軍刑法に依る叛亂の罪を以て起訴せられ、且つ處斷せられた。殺人罪又は爆發物取締罰則違反と叛亂罪とは、單に罪名がちがふばかりではなく、處罰の上にも著しい相違が有る。何故に同じ犯罪の共同正犯でありながら、軍人と軍人に非ざる者との間に、此の如き差異を來さねばならぬかは、常識を以ては理解し難いところである。それに加ふるに、第二に、故濱口首相狙撃

事件の犯人が、大審院の最終判決において上告を棄却せられ、謀殺未遂と確認せられたに拘らず、尙死刑の宣告が確定したのに對し、其の後數日ならずして、五・一五事件の海軍側被告に對する軍法會議の判決が下されて、これは故大養首相を射殺した殺人の既遂であるにも拘らず最も重い者も尙禁錮十五年の刑に止まつたことは、一層軍人の犯罪と常人の犯罪とに對する國家の態度に付いて、世人の疑惑を惹き起さしむる原因となつた。普通の法律的常識を以て謂へば、同じく時の總理大臣を殺害せんとしたのであつて、しかも一は未遂に終り、一は既遂であるとするれば、未遂の方がむしろ既遂よりも罪が輕かるべき筈であると思はれるのに、事實は、未遂の方が死刑であり、既遂の方は却つて禁錮十五年といふのであるから、陸軍側被告の處刑が僅に禁錮四年に止まつたのとを合せて、一般世人に異様の感を起さしめたのも怪むに足らぬことと思ふ。

これは裁判の威信の上から見て、まことに不幸な出來事と謂はねばならぬ。吾々は國家の裁判を以て常に公平であるものと信じ、これに絶對の信用を拂はんと欲するものであるが、目前に此の如き常識を以ては到底公平なりとは判断し得られないやうな、二の異つた裁判を見ては、或は國の裁判に對する世人の信用の上に、動搖を來すの虞が無いとは謂ひ難い。

勿論、通常裁判所も軍法會議も、それぞれ職務上完全な獨立を有つて居り、毫も他の束縛を

受けず、自分の見る所に従つて、事實を認定し、法律を適用するのであるから、雙方の意見が必ずしも一致することを得ないのは已むを得ない所であるとは謂ひながら、同じ性質の事件について雙方の判断の間に斯く著しい相違の有つたことは、其の事件が廣く世人一般の間に重大な關心を有たれて居た事件であるだけに、輕々には看過し難い事柄で、冷靜な學問的な見地から、雙方の裁判の結果と、並に此の如き異なつた裁判を見るに至らしめた制度そのものについて、多少の批判的考察を加へることも、敢て無用の業ではなからうと思ふ。

第一に、故濱口首相狙撃事件の犯人に對する大審院の判決から、考察すると、判決は之を以て殺人未遂と認めたのであるが、尙刑の量定においては極刑を至當なりとし、控訴院の判決をそのまま是認して、上告を棄却したのである。

此の判決の當否に對する疑點は、主として三點において生ずる。其の一は、未遂であるに拘らず尙最重刑を科するのは、刑法第四十三條に未遂罪は其の刑を減輕することを得る旨を定めて居る趣意に背くものではないかといふ疑ひであり、其の二は、殺人の動機が私慾又は私怨の爲ではなく専ら公憤に出でたものであるに拘らず、尙極刑を科したのは穩當を失するものではないかといふ疑ひであり、其の三は、從來の先例において、斯ういふ政治上の動機から出た殺

人罪の裁判に、既遂の場合にすらも尙死刑を採用した例は一も無いのに、獨り本件においてのみ未遂にも拘らず死刑を採用したのは、先例に反するものではないかといふ疑ひである。

此等の三點についての疑ひは、何れもそれぞれ一應の理由ある疑ひであつて、被告の辯護人は何れも主として此等の三點について、力説強調したのであつたが、大審院は三點とも其の主張を採用せず、第一の點については、未遂罪でも裁判所の職權によつて刑を減輕することが出来るだけで、必然に減輕せねばならぬものではなく、未遂罪でも犯行罪責が重大であれば、最重刑を科するを妨げないといひ、第二の點については、殺人の動機が公憤に出でたものであることは恕すべきであるが、罪責の輕重は單に動機のみによつて判斷すべきではない。總理大臣を殺害し暴力を以て内閣を動かさんとするが如きは「其ノ動機ニ於テ國法上及道義上ノ非難ニ値シ且其ノ性格ノ兇暴ヲ徵表スルモノアリ又其ノ結果ニ於テ國法ノ威嚴ヲ損シ公共ノ秩序ヲ紊ルノ甚シキモノニシテ其ノ社會民心ニ及ホス影響著シキモノアリト謂フヘク乃本件犯行ハ其ノ情狀頗ル重ク其ノ罪責甚大ナルコト明白ナリ」と曰つて居る。第三の點については、刑の量定に關し裁判所は先例に拘泥せず獨自の裁量を以て個別的に最も適切な科刑を爲すべきで、「所論先例モ亦之ヲ詳査スルニ於テハ必スヤ或ハ犯人ノ年齢境遇等ニ於テ或ハ被害者ノ地位其ノ他ノ關係ニ於テ本件ト多々其ノ趣ヲ異ニスル所アルヘキカ故ニ以テ範ト爲スニ足ラス」と曰つて居る。

私は大體において此の大審院の見解を以て當を得たものと信ずるもので、大審院が紛々たる世論に惑はされず、又いろいろの不穩な運動にも脅されず、能く司法權の獨立を確守し法律の公正なる適用を貫徹し得たことは、深く多とすべきものと思ふ。

辯護人の主張に係る論點の中でも最も有力なのは、未遂罪に對し最重刑を科することを非とするの點であり、一般世人の疑ひも主としては此の點について生ずることと思はれる。併しながら、未遂罪が既遂罪よりも刑を減輕することを至當とする所以は、一に犯人の豫期した結果が発生しなかつたことに在るのであつて、犯人の罪狀が軽い爲に在るのではない。犯人の罪狀から謂ふと、本件の場合について謂へば、犯人は十分に被害者を死に致すに足るだけの重傷を加へたのであつて、唯名醫の時を得た手當に因つて、被害者は幸に九死に一生を得、其の負傷は漸次快方に趣くを得たといふに止まる。若し其の手當が斯く宜しきを得なかつたならば、必然に殺人既遂となるべきであつたのである。それが既遂とならずして、未遂に止まつた所以は、一に犯罪行爲それ自身とは全く無關係な醫師の手當の爲であつて、犯人の罪狀の輕かつた爲であるのではない。もちろん、刑の量定においては犯人の主觀的な罪狀の外に、それから生じた

結果をも斟酌考慮せらるべきことは當然で、若し故濱口首相が完全に健康を回復し再び首相の重任に堪へ得るに至つたのであれば、犯人の企てた結果は遂に発生しなかつたのであるから、結果の上から見て多少刑を減輕することが、法律の精神に適する所以であり、裁判所も亦必ず死刑を宣告することを爲さなかつたであらうと思ふ。不幸にして、濱口氏は遂に健康を回復するに至らず、再び重任に就くことを得ずして、そのまま病を得て世を去るに至つたのであつて、それが裁判上に未遂と認定せられたのは、唯其の死亡の原因となつた病症が果して負傷に原因したものであるや否やが、醫學上確實には證明し得られなかつたといふに止まる。醫學上には證明せられないにしても、負傷後遂に一たびも完全には健康を回復せずして遠逝の不幸を見るに至つたのであるから、結果から見ても、犯人の企てた結果が現實に発生したのである。罪狀から見て毫も既遂の場合と輕重する所が無いばかりではなく、結果から見ても、假令他の病氣の爲であつたとしても、それは健康に復した後に発生したのではなく、負傷に引續いて起り、遂に死亡を來したのであるから、結局犯人は完全に其の目的を達したものであつて、此の點からも、其の罪責において毫も既遂の場合と輕重する所の無いものと謂はねばならぬ。原審裁判所が未遂と認定したに拘らず、尙刑の量定の上からは、之を既遂と同一視して最重刑を科したのは、恐らくは、此の如き考察に基づいたものであらう。若し然りとすれば、大審院が之を是認

したのは、正當の理由あるもので、之に對する非難は、徒に未遂といふ名目に拘泥して、現實の結果を顧みないものであり、理由ある非難とは信ぜられない。

第二に、犯罪の動機の問題に付いては、大審院判決は一面においては「刑ノ輕重ハ必スシモ犯罪ノ動機ノ一點ノミヲ標準トシテ抽象的ニ之ヲ論斷スヘキニ非ス」と曰ひ、又「其ノ公益ヲ慮リ國事ヲ憂ヒタル點ニ於テ犯罪ノ動機定ニ宥恕スヘキモノアリ」云々と曰つて居つて、恰も本件犯罪の動機を宥恕すべきものと認めて居るやうであるが、しかも一面においては、「被告人ノ犯行タルヤ其ノ動機ニ於テ國法上及道德上ノ非難ニ値シ」云々と曰つて居つて、其の間に聊か矛盾の嫌ひが無いではない。けれども、其の眞意は恐らくは、本件犯罪の動機は私慾に在るのではなく公憤に出て居るもので、其の點においては宥恕すべきやうであるが、しかしそれだけで、其の動機を善たりと爲すべきではなく、反對に犯罪の動機から謂つても、國法上からも、道德上からも非難に値するものであるといふに在ることと思ふ。何となれば、若し犯罪の動機が嘉賞すべきものであれば、之に極刑を科することは、其の點において既に當を失するものと謂はねばならぬからである。

若し單に私情の爲ではなく、「公益ヲ慮リ國事ヲ憂ヒ」たが爲であれば、常に善良の動機に出でたものとして、其の罪を減輕すべきものであるとすれば、總ての政治犯人は言ふに及ばず、

共産黨犯人の如きも、其の動機においては等しく宥恕すべきものが有るものと謂はねばならぬ。そのみならず、罪天地に容れないものですらも、其の動機から謂へば、必ずしも私利を圖り私怨を報ゆるが爲にするものとは謂ひ得ないものが有るであらう。其の罪の悪むべき所以は、決して其の動機が一己の私情に在るが爲ではなくして、此の如き行爲を企つることそれ自身が、日本臣民として許すべからざる所であるからである。世上動もすれば、公憤を名として不法の暴舉を企つる者を以て「憂國至誠の士」と稱し、本件辯護人の陳述の中にも、此の如き言辭を以て、被告人を賞揚して居る者が有るが、それは天下を害すること甚しいのみならず、罪の輕重を論ずる上においても、全く論點を誤つたものである。

犯罪の動機において、刑を減輕すべき理由となる場合は、其の犯罪を誘致すべき客觀的事情の備はつて居る場合でなければならぬ。言ひ換ふれば一般の社會的良心において、その犯罪を以て、事情已むを得ざるに出でた同情すべき行爲として認めらるべき場合であることを要する。それが公憤に出でたものであるや、私情に出でたものであるやは、刑の輕重を斷ずる上には、何等の關係あるものではない。假令私情に出でたものであつても、例へば或る者が悪意を以て犯人の兩親を苦しめ、其の行爲が道徳上にも非難に値するものである場合に、之を憤る孝心の餘り、犯人が之を殺害したやうな場合は、即ち犯罪の動機において宥恕すべきものある場

合であり、刑を輕減すべき理由となり得る。之に反して例へば共産黨犯人の如き、假令社會を憂慮する餘りに出でたものであり、誠意を以て、それが社會を救ふ唯一最善の手段であると確信して居たとしても、それが爲に動機に於いて刑を輕減すべき理由あるものとは、少くとも現行治安維持法の下においては、何人も思考しないであらう。

濱口首相狙撃事件の如きも、其の動機から見ても、毫も宥恕すべき理由あるものとは思はれない。内閣の政策を攻撃し非難することは、固より立憲國民の自由に屬することであるが、それには言論の自由が許されて居る。内閣の更迭を希圖することも、必ずしも不法ではないが、それは唯議會を通じてのみ爲し得べきところである。斯ういふ手段を外にして、單に政治上の意見を異にするが故を以て、一國の内閣總理大臣を殺害し、之に因つて内閣の顛覆を謀らうとするが如きは、其の動機において最も忌むべきものであり、毫も假借すべき事由あるものではない。大審院判決の中に「假令内閣ノ施政ニ對シ不滿ヲ抱ケル者ト雖モ不法ノ手段ヲ以テ之カ倒壞ヲ圖ルカ如キハ其ノ判斷ノ當否如何ニ拘ラス決シテ假借スヘキ行爲ニ非ス況ンヤ社會上ノ知識經驗ニ乏シキ者ニ於テ之カ爲ニ兇暴ナル犯行ヲ敢テスルニ於テヤ思フニ斯ル犯行者ノ性格社會的ニ危険ナルコト言ハスシテ明白ナリ」と曰つて居るのは、能く問題の要點に觸れて居るものである。

要するに、犯罪の動機が私情に在りや公憤に在りやは、刑の輕重を左右すべき理由となるものではなく、刑の量定において斟酌せらるべき犯罪の動機は、一に國家的及社會的の見地から見て、其の動機が宥恕すべき事由ありや否やの點に在る。一國の總理大臣を殺害して内閣の倒壊を謀るが如きは、暴力を以て國政の進行を阻止せんとするもので、國家から見ても、社會から見ても、兇暴此の上も無い事柄である。裁判所が極刑を以て之に擬したのも、蓋し此の點に其の理由が有るのであらう。

第三に、先例の如何の如きは、各場合に付きそれぞれ事情を異にするものであるから、敢て深く論ずる必要は無い。原首相の殺害は今回の事件と事情最も類似し、しかもそれは既遂であるに拘らず無期懲役を以て斷ぜられたのであるが、併しそれは犯人が犯行當時なほ未成年であつた爲に、刑を一等減ぜられたのであつて、其の動機を宥恕すべきものとした爲ではなかつたと思ふ。その他辯護人の列擧して居る各種の場合の如きは、判決に言つて居る通り總て事情が異なつて居つて、恰も本件の場合に該當すべき先例と爲すべきものは、全く存在しない。之を以て範と爲すには足らないと思ふ



翻つて、五・一五事件に付いての陸軍及海軍軍法會議の判決を見ると、其の態度の相違の甚

しいのを怪しまざるを得ない。

事件はまだ餘りに生々しい目前の出來事に屬し、詳細に之を論評することは、寧ろ避け方が適當であらうと思はれるが、唯私は純然たる法律學上の問題として、二點だけに付いて疑問を述べて置きたい。

其の一は、陸軍刑法及海軍刑法に所謂「叛亂ノ罪」とは、如何なる犯罪を謂ふのであるかの問題である。普通の刑法の内亂罪については、刑法第七十七條に「政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ」云々と定義してあつて、五・一五事件が此の意味においての内亂罪に該當しないものであることは、明瞭であり、従つて、常人側の被告に對しては、内亂罪としてではなく、殺人罪及爆發物取締罰則違反罪として起訴せられたのであるが、陸軍刑法及海軍刑法に所謂叛亂罪については、法律は何等の定義をも與へず、單に「黨ヲ結ビ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス」云々とあるのみで、其の所謂「反亂」を爲すとは如何なる行爲を謂ふのであるかに付いては、一に之を解釋に任かせて居る。故らに「内亂」といふ語を避けて「反亂」と爲つて居り、又「黨ヲ結ビ兵器ヲ執リ」といふ語が特に附加せられて居るのを見ると、其の所謂叛亂罪は普通の刑法の内亂罪より範圍の廣いものであることは、推定し得らるる所であつて、二人以上が共謀し

て兵器を執つて権力に反抗する場合は總て叛亂罪に該當するものとも解し得られないではない。五・一五事件の被告が此の罪に該當するものとして處斷せられたのは、恐らくはかかる見解に基づいたものであらう。

併しながら、陸軍及海軍刑法の叛亂罪と普通刑法の内亂罪とを比較すると、刑罰の定め方は頗る類似して居つて、兩者共に(1)首魁(2)謀議に參與し又は群衆の指揮を爲したる者(3)附和隨行したる者の三を區別して、それぞれ其の刑を異にして居ることにおいて、全く相等しく、唯陸軍及海軍刑法の方が一層其の刑を重くして居ることの差異が有るのみである。陸軍及海軍軍人について特に其の刑が重くせられて居るのは、軍人に取つては規律が殊に嚴重であることを要し、権力に反抗することは、常人よりも一層重く罰する必要が有るとせられて居る爲であることは、言ふまでもなく、その他においては、普通刑法の内亂罪と殆ど刑罰の定め方を同じくして居るのであつて、此の點から見て、所謂叛亂罪も略内亂罪と罪質を同じくするものであることを、斷定し得るに十分であると思ふ。少くとも叛亂罪を構成する爲には、單に特定の數人又は十數人の共謀に依る場合ではなく、首魁が有り、謀議に參與する者が有り、群衆を指揮する者が有り、附和隨行する群衆が有る、といふやうな、集團的な組織を爲した暴動であることを要件と爲すものであることは、規定の上からも明瞭であり、又反亂を爲すといふ以上は、其

の目的においても、單に特定の一人又は數人を殺害せんとし、又は社會の秩序を攪亂しようとするだけではなく、必ず兵力に依つて時の権力を顛覆せしめんとする企であることを要する。唯陸軍又は海軍刑法の所謂叛亂罪が、普通刑法の内亂罪と異なる所は、内亂罪は朝憲紊亂を目的とする場合に限らるるに反して、叛亂罪は其の外に尙軍隊内部に於ける権力を顛覆することを目的とする場合、言ひ換ふれば朝憲紊亂の外に兵權紊亂をも合せ含むものであることにおいて其の範圍が廣いことのみ在ると思ふ。

若し此の見解が正しいとすれば、五・一五事件の被告を叛亂罪に該當するものとして處斷したことは、頗る疑問の餘地あることと思はれる。五・一五事件は固より軍隊内部における権力を覆へさんとしたものではなく、國の政治に反抗せんとしたものであつて、而して國の政治に反抗する場合には、所謂叛亂罪も内亂罪と全く其の構成要素を同じくするものと思ふ。該事件において、首魁もなく、附和隨行者もないものとして判決せられて居るのを見ても、益々之を叛亂罪と見ることの當否を疑はざるを得ない。

他の一の疑問は、犯罪の動機が憂國の至情に出たものであることを以て、刑を輕減すべき理由として居ることが、果して適當であるや否やの點である。此の點は殊に大審院の判決と比較して、著しい反對を示して居るところであるが、それは頗る疑を容るべき餘地の有ることは、

前に述べたところに依つても、既に明瞭であると思ふ。若しこれが軍隊の内部に於いて軍自身の権力に反抗したのであつたならば、假令それが公憤に出たものであつたとしても、軍法會議は果して之を宥恕すべき理由あるものと爲したであらうか。若し之をしも宥恕すべきものとするれば、軍の規律は果して維持せられ得るであらうか。軍自身の権力に反抗したのではなく、國の政治に反抗したのは、事寧ろ一層重大であらうとも、それより輕かるべき理由は無い。不法の暴力を以て總理大臣を殺害し内閣の顛覆を謀つたのを以て、罪宥恕に値するものと爲すのは、果して國家の秩序を尊重するものと謂ひ得らるるであらうか。國憲に従ひ國法を重んずるの念は、國を憂ふるの情よりも、遙に重大である。身政治の任に在らずして、國を憂ふるが故を以て、濫りに武器を執りて、國の政治を動かさんと企つる者を假借するならば、國家の秩序は危ふきこと累卵の如きものが有る。軍法會議も固より此等に點について十分の考慮を拂つたことと思ふが、それにも拘らず、尙其の罪を宥恕すべきものと斷じたのは、果して如何なる理由に基づいたのであらうか、判決に現はれた所に依つては此の點十分に理解し難いもののあることを遺憾とする。



最後に尙軍法會議の権限についても疑問を述べたいと思つたのであるが、もはや豫定の紙數

を超過したから、それは省略する。唯一言だけ自分の疑ひを述べることが許されるならば、現行の制度においては、軍人の一切の犯罪について、普通の裁判所の裁判に依らず、軍法會議において裁判するものとせられて居るのであるが、軍人として守らねばならぬ規律に違反したのではなく、軍人としての職務に關係の無い普通の刑法上の犯罪を爲した場合にも、尙通常裁判所の裁判に依らず、軍法會議の裁判に服すべきものとして居ることが、果して適當の制度と謂ひ得るや否や、考慮の餘地ある問題と思ふことは是である。唯それは軍法會議の沿革及構成並に軍の規律にも關係し、簡單には論じ難い問題であるから、之を詳論することは他日の機會に譲る。

(昭八、一一、一五、稿)

試 驗 地 獄

昭和四年四月二十二日發行「帝國大學新聞」所載

吾々大學の教員、殊に法學部の教員に取つて、試験の答案を調べるときほど、一年中の苦難の時期は無い。たしかチーテルマン教授であつたかと思ふ、ドクトラート五十年の祝賀か何かの時の演説の内に、『自分の教授在職中の生活は常に愉快な幸福な生活であつたが——唯一つ、試験の答案を調べる時を除いては』といふ意味の詞が有つたのを、嘗て「ユリステン・ツアイ

ツング」で読んで、ところは變つても人の感じは變らないものと感心したことを覚えて居る。學生諸君が腦力を絞つて書きあげた答案を見るのが、堪へ難い苦痛であるといつては、甚だ相濟まないわけであるが、何百通、何千通とある同じやうな答案を、短時日の間に調べあげて、成績を判定しなければならぬのであるから、實際遣り切れたものではない。試験地獄といふ語は、普通には試験を受ける者の苦惱を表はす意味に使はれて居るが、試験をする者の方は、それにも増した試験地獄の苦しみを嘗めてゐるのである。

◇

今年三月の試験期にも、つくづくこの苦しみを味はつた。遂には珍しく熱をだして、數日間寢込んでしまつたが、それでも報告期が定まつて居つて、一日に何通と豫定がしてあるので、病氣だからといつて捨てて置くわけにもゆかず、病床で寢ながら答案を読み続けねばならなかつたのは、眞に試験地獄の名に價するものであつた。

試験の答案でも數學とか語學とかいふやうな正否の一見明瞭なものは、それを調べるのも、比較的時間を要しないだらうと思はれるが、法律學の答案になると、中々一見して良否を判断するといふわけにゆかず、是非全部を通讀しなければならぬので、如何に多年の熟練をもつてしても、相當の時を要する。全速力をもつて、わき目もふらずそのみに没頭して居ても、一

時間に十五通乃至二十通を見るのが精々で、一日かかつても百五十通以上を見ることは不可能である。

それが今年の如きは、私の擔當して居る總ての學科を合せると、二千五百通以上に上るのであるから、凡そ二十日近くの間は、毎日毎日、朝から晩まで、日曜もなく、祭日もなく、寢てもさめても、答案ばかりに攻められて居た。それも少しでも面白味のある仕事ならば兎も角、單調無趣味この上もない仕事の連続であるから、遂に病氣を起すことになつたのも無理は無い。もつとも是れ程に苦しく思つたのも、いささか老境におよんだ徴候であるかも知れぬが、若しさうならば、甚だ悲觀の至りである。

◇

答案を調べるのは、平生の書齋ではとてもいかに。書齋では手許に色々の書物が有るので、答案にあきると、書物に手が出て、何氣なくそれを讀んで居るうちに、すぐに時間が経つてしまふ。

だから、答案調の間は、私はいつも書齋にはいらず、周圍に何も目にさはるもの無い空室に、小机をすゑて、鉛筆と答案とだけを持つて入り、一心不亂にそれにかかることにして居る。

それも一時間も見て居ると、段々緊張味が薄くなつて、頭がいささかボンヤリとなり、ツイ外の事も考へるやうになる。さうなると折角答案を読んでも、何が書いてあつたかを忘れてしまつて採點が出来ず、もう一ぺん初めから読み直さねばならぬやうになる。そんな事で一時間十五通の豫定が、直に狂つてくる。それを取り返さうとするのが又一段の苦しみである。ああ、試験官たることも又苦しいかなと歎息したくなる。

◇
答案を見てゆく内に、これは良い出来だと感心するやうなのが、甚だまれではあるが、時として出てくるのが有るのは、砂礫の中に珠玉を發見したやうで、うれしい、もちろん今の大學での試験の仕方——といつても私のやる試験だけの話であるが——は、Was man kann の試験といふよりは、寧ろ Was man kennt の試験になり勝ちで、一通り講義の内容を理解し記憶してをれば、書き得るやうな試験であり、答案によつて十分に學力を示すことは不可能であるが、それでも、問題の取扱方、文章の書き方、殊に問はんと欲する要點だけを周到、明瞭、流暢に記述し、無駄なことはまるで書いて居ないことにおいて、頭腦の優秀さを示して居るものが有る。

これと正反對のものも、もちろん甚だ多いが、中には奇抜な文字の間違に思はず噴飯するところもある。今年の場合の中には、「拾」といふ字が頻りに見はれてくるので、何の字かとはじめは怪しんだが、間もなくそれは「場合」の略字であることがわかつて、成る程斯ういふ略字が今學生の間に通用して居るのかと、思はず膝を打つた。

◇
試験の事については、書くべき材料はいくらでもあるが、注文の紙数はもう満ちたので、今回はこれだけに止める。

退 官 雜 筆

昭和九年四月號「改造」所載

一
私は昨年五月に滿六十歳に達したので、同僚の間の兼ねての申合せに従ひ、小野塚總長の手許まで辭表を提出した。世間では普通に之を大學教授の定年制と謂つて居るけれども、判事や検事のやうに法律で定まつて居る制度ではなく、單に同僚諸教授の間に、滿六十歳に達すればお互に辭表を出すことにしようではないかといふ徳義上の申合せが有つて、慣習として一同それを實行して來て居るといふに過ぎないのであるから、判事検事とは異つて、定年に達すると

同時に當然退官するのではなく、東京帝大での慣習としては、學年の途中で講義が中断することを避ける爲に、辭表を提出しても、其の學年の終りまでは、引続き在任せしむることに先例が定まつて居り、随つて私も辭表を提出したのは昨年五月の事であるが、依願免官の御沙汰を拜するのは、今學年の終り、即ち三月三十一日の事であらうと豫期して居る。

免官の御沙汰の有るまでは、依然現職に在つて全力を職務に盡さねばならぬ身であり、殊に三月は一年中の最も繁忙な時期で、現に三千通に餘る試験の答案を眼前に積み重ねて、毎日毎日朝から晩まで、答案の審査に忙殺せられて居るのであるから、とてもまだ退官についての感想を書き綴るやうな気分にはなり得ないのであるが、本誌の編輯者から頻りに教授在職中の思ひ出の記を書くやうにといふ依頼を受けて、遂に辭することが出来なかつたので、已むを得ず、忙中寸時の閑を偷んで、此の稿を草することとなつた。

思ひ出の記と謂つても、われ／＼學究は、政治家や外交官や實業家や其の他實社會に立つて活躍して居る人々の生活とは異つて、年々同じやうな講義を繰り返して居る外には、唯自分の書齋か大學の研究室に閉ぢ籠つて居るのみで、何の波瀾も無い單調な生活を送つて來たに過ぎないのであるから、これと謂つて人に語るべき程の興味ある閱歴も無く、まして雜誌の讀み物としては、何を書いてよいか、殆ど見當に苦しむわけであるが、唯明治三十五年に始めて大學

教授の恩命を拜してから、今年まで約三十二年間、同じ大學に教職を汚してゐたのが、今將に其の教壇を去らんとしてゐるのであるから、おのづから多少の感慨も有り、又思ひ出づるよしなし事も無いではないので、それ等の感ずる所や思ひ出づる所のはし／＼をとりとめもなく書き綴つて、僅に約束の責を塞ぐこととする。

二

私が東京帝大の法科を卒業したのは、明治三十年で、學者では、笈克彦、加藤正治、立作太郎、政治家では、不幸にして餘りに早く亡くなつた江木翼を初め、川村竹治、井上孝哉、熊谷直太、外交官では小幡西吉、故水野幸吉、實業家では、小倉正恒、梶原仲治、故南新吾、などが私の同窓だ。私は在學中から成るべくは一生學究生活を送りたいと希望し、出来るならば卒業後も大學院に止まつて研究を續けたいものと思つたのであつたが、一方には、學者としての天分の乏しいことを自覺したのと、一方には、在學中こそ其の頃農商務省の役人であつた舎兄の貧しい俸給の中から其の一部を割いての補助と、大學から受けた貸費とに因つて、苦學生の生活をも送らずに、勉強することが出来たけれども、卒業後は直に自活の途を講ぜねばならぬ必要が有り、しかも大學には當時はまだ有給助手の制度も、大學院の給費學生の制度も無く、金を貰つて勉強するといふことは、全く不可能であつたのと、兩方の理由から、遂に學究生活